

官報 号外 令和五年五月十八日

○第二百十一回 衆議院会議録 第一十六号

令和五年五月十八日(木曜日)

議事日程 第十五号
令和五年五月十八日
午後一時開議

第一 放送法及び電波法の一部を改正する法律
(内閣提出)

第二 遊漁船業の適正化に関する法律の一部を
改正する法律案(内閣提出)

第三 不正競争防止法等の一部を改正する法律
(内閣提出)

第四 国立健康危機管理研究機構法案(内閣提
出)

第五 国立健康危機管理研究機構法の施行に伴
う関係法律の整備に関する法律案(内閣
提出)

○本日の会議に付した案件

財務大臣鈴木俊一君不信任決議案(末松義規君
外五名提出)

日程第一 放送法及び電波法の一部を改正する
法律案(内閣提出)

日程第二 遊漁船業の適正化に関する法律の一
部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 不正競争防止法等の一部を改正する
法律案(内閣提出)

令和五年五月十八日 衆議院会議録第二十六号
財務大臣鈴木俊一君不信任決議案

○議長(細田博之君) これより会議を開きます。

午後一時二分開議

○佐々木紀君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

末松義規君外五名提出、財務大臣鈴木俊一君不信任決議案は、提出者の要求のとおり、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(細田博之君) 佐々木紀君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。

よつて、日程第一に先立ち追加されました。

○議長(細田博之君) 財務大臣鈴木俊一君不信任決議案を議題といたします。

財務大臣鈴木俊一君不信任決議案(末松義規君外五名提出)

○議長(細田博之君) 財務大臣鈴木俊一君不信任決議案を議題といたします。

提出者の趣旨弁明を許します。櫻井周君。

○櫻井周君登壇
財務大臣鈴木俊一君不信任決議案
〔本号末尾に掲載〕

○櫻井周君 私は、立憲民主党・無所属を代表し、ただいま議題となりました鈴木俊一財務大臣の不信任決議案について、その趣旨の弁明を行います。(拍手)

まず、決議文を朗読いたします。

本院は、財務大臣鈴木俊一君を信任せず。

右決議する。

(拍手)

以上であります。

以下、その理由を申し上げます。

昨年末に岸田總理が打ち出した防衛費倍増は、

二〇一五年の集団的自衛権行使容認の安全保障政

連法と併せて、戦後七十年の我が国のお安全保障政

策を転換するものです。

こうした流れに対し、二月八日の衆議院財務金融委員会において、鈴木財務大臣は、大臣所信として、「財政は国の信頼の礎であり、有事であつても日本の信用や国民生活が損なわれないようするため、平素から財政余力を確保していくことが不可欠であると考えております。」(二〇二五年度のプライマリーバランスの黒字化目標等の達成に向けて、歳出歳入両面の改革を着実に推進してまいります。)と表明しました。これまでの財務大臣所信は毎年同じような文言でありました

が、今通常国会の財務大臣所信には、これまでなかつた、「有事であつても日本の信用や国民生活が損なわれないように」「平素から財政余力」という言葉が入っており、私は、大いに期待しました。

しかし、この私の期待は見事に裏切られました。大臣所信で約束した二〇二五年度のプライマリーバランスの黒字化目標の達成をほとんじ不可能にする、我が國の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案、以下、防衛財源確保法案と言います、を提出したからです。

大臣所信と相反する法案を提出する財務大臣は、信任することはできません。

鈴木財務大臣が担当大臣として提出した防衛財源確保法案は、我が国のお安全保障の根幹となるべき法律案であるにもかかわらず、問題だらけの欠陥法案です。

まず、防衛財源確保法案の第一の欠陥は、法案の名称に「我が國の防衛力の抜本的な強化等」とあるのに、防衛力強化につながるかどうかが不明なことです。

防衛財源確保法案の前提として、五年後の防衛費をGDP比で二%とすること、すなわち、二〇二三年度から二〇二七年度までの五年間で四十三兆円の防衛費を予定し、二〇二七年度には防衛費を八兆九千億円程度としています。しかし、防衛費がなぜGDP比で二%なのか、なぜ五年間で四十三兆円なのか、不明です。

そもそも、防衛省が提出した資料では、例えば、スタンドオフ防衛能力について約五兆円としいるものの、主な事業を合計しても四兆円余りにしかなりません。その差額の一兆円はどこに行なうべきか不明です。さらに、スタンドオフ防衛能力については、外國製を三種類購入する上に、国産ミサイルを同時に五種類も開発します。なぜスタンドオフミサイルが八種類も必要なのか、極超音速誘導弾や高速滑空弾など本当に開発できるのかなども不明です。

また、イメージ・アショアについては、これまでも問題を指摘してまいりました。政府は、当初は、一基当たり千二百億円、二基で二千四百億円と説明していましたが、陸上配備が困難ということでイメージシステム搭載艦に変わり、二隻で五千億円、三十年の維持整備費を含めると九千億円のコストがかかるということで、大幅に膨れ上がることになっております。

海上自衛隊司令官を務めた香田洋二元海将は、衆議院財務金融委員会安全保障委員会連合審査会に参考人として出席をいただき、「目的を維持しようとしたんじやないんです、自分たちのシステムを生かすためはどうするかということで、そこでもう日本の防衛を離れちゃつたんです。ということは、我が國を防衛すべき防衛省・自衛隊が、実は自分たちの選択を守る政策に走ってしまった。私は自衛隊のOBとしてこんなことを言うのは本当につらいんです」と発言されました。

この発言を私なりに要約すれば、防衛省・自衛隊が国土防衛ではなく組織防衛に走ってしまったということです。防衛省の組織防衛が強化されても、国土防衛が強化されなければ、国民の命を守ることはできません。

沖縄県名護市辺野古に建設中のアメリカ海兵隊基地については、大浦湾に海面下約九十メートルの軟弱地盤が確認され、土木工学的に相当な難工事となります。政府が当初三千五百億円と説明した建設費は既に九千億円に膨れ上がりつてあります。今後、更に増加することが懸念されております。これは、当初の見通しと予算査定が甘過ぎたと言わざるを得ません。

着工時の財務大臣は麻生太郎前大臣ではございますが、その後も甘い査定を続けていた鈴木財務大臣を信任することはできません。

航空自衛隊は宇宙航空自衛隊へ改組するとしています。また、サイバー防衛隊も拡充するとしています。また、サイバー防衛隊も拡充するとして、大臣を信任することはできません。

政府は、防衛機密だからと詳細を説明しないことが少なくありません。例えば、トマホーク購入に二千億円とあるのに対しても、何発購入するんですかという質問をしても、安全保障上適切でないとして、答弁を拒否されてしまいました。しかし、FMSでの購入はアメリカ連邦議会での承認が必要です。アメリカ連邦議会の審議の過程で公表されると分かつた途端に、四百発との説明がありました。

分野の人材は、民間部門でも大幅に不足をしてしまいます。民間から採用するのは困難であるだけなく、仮に自衛隊の中で人材を育成しても、民間に高い給料で引き抜かれる可能性があります。

私は、サイバー防衛能力を強化する必要があると考えますが、政府の進め方ではサイバー防衛能力が強化できないのではないか、看板倒れにならぬことは、我が國を防衛すべき防衛省・自衛隊が、実は自分たちの選択を守る政策に走ってしまった。私は自衛隊のOBとしてこんなことを言うのは本当につらいんです」と発言されました。私は、この損害賠償の一億円を、佐川宣寿とつ若い世代が不足をしていて、そうした中で装備を充実させても、その装備を運用する人材がないければ、宝の持ち腐れになってしまいます。

こうした素朴な疑問に対しても、政府の答えは、先生からの御指摘をいただきながら、よりしつかり前に進めていきたいという、答弁にならない答弁でございました。

アメリカからの武器購入の有償軍事援助、FMSでは、代金を支払い、納入期日が経過したにもかかわらず、納品されない事例が相次いでいます。この点は、二〇一八年度の会計検査院指摘されていますが、十分には改善されていません。代金を支払ったのに装備が届いていないのでは、お金だけかかって我が國の防衛力の強化には全くつながらないということになります。

政府は、防衛機密だからと詳細を説明しないことが少なくありません。例えば、トマホーク購入に二千億円とあるのに対しても、何発購入するんですかという質問をしても、安全保障上適切でないとして、答弁を拒否されてしまいました。しかし、FMSでの購入はアメリカ連邦議会での承認をしています。だから、財務大臣には、厳しく査定をしています。防衛予算に一円の無駄遣いもありませんと、説得力を持って説明責任を果たしていただきたいのです。

しかし、鈴木俊一財務大臣は、二〇二一年十二月に、森友学園問題に係る財務省決裁文書改ざん問題で自殺した近畿財務局の元職員の赤木俊夫さんの妻による国に対する損害賠償請求訴訟において、国は認諾をして約一億円の賠償請求を認めました。私は、この損害賠償の一億円を、佐川宣寿とし

るよう提案をいたしましたが、鈴木財務大臣はこの提案を無視しました。

重大な不祥事を起こした財務省職員に對して求償権行使しようとした鈴木俊一財務大臣は、到底、信任することができません。

次に、防衛財源確保法案の第二の欠陥は、法案の名称に「財源の確保」とあるのに、財源が確保できないないということです。

防衛力強化資金を設置し、税外収入をかき集めて三・四兆円を確保したとしています。しかし、二〇二八年度以降に毎年必要となる〇・九兆円の財源のめどは立っていません。

外国為替特別会計の剩余金の扱いとして、財務省は、特別会計ガイドブックにおいて、「剩余金のうち、外国為替資金への組入れに必要な金額としては、外国為替相場や市場金利の変動等があつても、保有外貨資産に発生する評価損を概ね下回らない水準であるところの保有外貨資産の百分の三十が目安となり、中長期的にはこの水準まで組入累計額が達することが望ましい」としています。

現状は一八・六%で、目安の三〇%を大きく下回っています。外国為替特別会計の健全性を確保できていない状況であるにもかかわらず、令和四年度剩余金一・九兆円に加え、令和五年度決算を待たずに一・二兆円、合計三・一兆円を防衛力強化資金に繰り入れることとしました。財務省が自ら設定した基準を自ら踏みにじることについて、鈴木財務大臣は、外為特会の財務状況でありますとか一般会計の財務状況を勘案いたしまして一般会計への繰入額を決定することとしておりますと、答弁にならない答弁をしました。

説明能力がないのであれば、財務大臣として不適任です。説明できないようなことをやっているのであれば、これまた財務大臣として不適任です。どちらにしても、鈴木財務大臣を信任することができないことに変わりはございません。

適任です。説明できないようなことをやっているのであれば、これまた財務大臣として不適任です。どちらにしても、鈴木財務大臣を信任することができないことに変わりはございません。

適任です。説明できないようなことをやっているのであれば、これまた財務大臣として不適任です。どちらにしても、鈴木財務大臣を信任することができないことに変わりはございません。

適任です。説明できないようなことをやっているのであれば、これまた財務大臣として不適任です。どちらにしても、鈴木財務大臣を信任することができないことに変わりはございません。

四兆円であり、その半分の〇・七兆円を防衛費に充てるとの説明でございました。ですが、二〇二〇年度は新型コロナウイルス感染症の影響で税収見込みが大きく外れてしまいまして、四・五兆円もの決算剩余金を計上しました。財務省主税局が税収見込みを大きく外した問題は、昨年二月四日の衆議院財務金融委員会で、自民党の中西健治議員が指摘したところでござります。

財務省主税局の大失態に基づいて防衛費に充てる決算剩余金の金額を水増しするのは、国民に対する二重の背信行為です。したがつて、せめて、二〇二〇年度の決算剩余金は平均額の算出から外すことを提案しました。

これに対しても、鈴木財務大臣は、先ほどの繰り返しになりますけれども、過去十年間の実績に基づくという一貫した考え方の下で、私ども、こうした数字を出させていただいていると、また答弁にならない答弁を繰り返しました。平均額の算出

がござります。これらのリスクをゼロにしようとする我が国が抱える主要な課題は、安全保障上の脅威のほかに、感染症、地震、火山噴火、台風、洪水などの災害、そして少子化、人口減少など様々ございます。これらのリスクをゼロにしようとする額の予算を充当すれば、予算が巨額となり、今度は財政破綻のリスクが高まってしまいます。したがつて、予算制約の中でリスクに応じて予算を的確に配分し、リスクを全体として最小化するべきです。

したがつて、予算編成を担当する財務大臣の責任は重大です。

新型コロナウイルス感染症については、五月八日から、感染症法上の二類相当といふものから五類に格下げとなりました。ただし、コロナウイルスが消えてなくなつたというわけではなく、常に毒性と感染力の強い変異株が登場するリスク

といふような、的確な計算能力を有しない人物に、國家の金庫番たる財務大臣を任せるとか、本来であれば赤字国債の発行を抑制するべき決算剩余金を当てにすることは、結局は、決算剩余金を恣意的に生み出すことになりはしない

ときには恣意的に発行抑制を行わないことにつながります。また、新型インフルエンザ等、他の

防衛財源確保法案の説明の中で提案されている特別所得税をその目的外の防衛費に流用することとができないことに変わりはございません。

決算剩余金について、過去十年間の平均が一・四兆円であり、その半分の〇・七兆円を防衛費に充てるとの説明でございました。ですが、二〇二〇年度は新型コロナウイルス感染症の影響で税収見込みが大きく外れてしまいまして、四・五兆円もの決算剩余金を計上しました。財務省主税局が税収見込みを大きく外した問題は、昨年二月四日の衆議院財務金融委員会で、自民党の中西健治議員が指摘したところでござります。

財務省主税局の大失態に基づいて防衛費に充てる決算剩余金の金額を水増しするのは、国民に対する二重の背信行為です。したがつて、せめて、二〇二〇年度の決算剩余金は平均額の算出から外すことを提案いたしました。

これに対しても、鈴木財務大臣は、先ほどの繰り返しになりますけれども、過去十年間の実績に基づくという一貫した考え方の下で、私ども、こうした数字を出させていただいていると、また答弁にならない答弁を繰り返しました。平均額の算出

がござります。これらのリスクをゼロにしようとする額の予算を充当すれば、予算が巨額となり、今度は財政破綻のリスクが高まってしまいます。したがつて、予算制約の中でリスクに応じて予算を的確に配分し、リスクを全体として最小化するべきです。

したがつて、予算編成を担当する財務大臣の責任は重大です。

このときの新型インフルエンザは幸いにも毒性が強くなかつたので事なきを得ましたが、強毒性の新型感染症のリスクを認識して、民主党の野田佳彦内閣のときに、新型インフルエンザ等対策特別措置法を成立させました。そして、国と地方は、新型インフルエンザ対策行動計画を策定し、様々な備品を備蓄してまいりました。もし、民主党政権がなかりせば、そして新型インフル特措法がなかりせば、今回の新型コロナ感染症への対策はどうなつたでしょうか。それこそ悪夢です。政治の役割は、民主党内閣のように、将来のリスクにしつかりと備えることではないでしょうか。

感染症のリスクもあります。

したがつて、次の新型感染症に備えるために、医療機関の体制を強化する必要があります。しかし、防衛財源確保法案では国立病院機構と独立行

用です。東日本大震災の復興特別所得税の流用です。国民との約束違反です。また、被災地に対する裏切り行為です。被災地から選出されている鈴木財務大臣がこのような暴挙に出ることは、本当に信じられません。

以上のとおり、防衛財源確保法案は、その法案名称とは裏腹に、防衛力の強化につながるかどうか定かではありませんし、財源を確保できているものでもございません。このような看板に偽りありの法案を提出する鈴木財務大臣を信任することはできません。

我が國が抱える主要な課題は、安全保障上の脅威のほかに、感染症、地震、火山噴火、台風、洪水などの災害、そして少子化、人口減少など様々ございます。これらのリスクをゼロにしようとする額の予算を充当すれば、予算が巨額となり、今度は財政破綻のリスクが高まってしまいます。したがつて、新型インフルエンザが大流行いたしました。このときの民主党麻生太郎内閣はなすすべがない財務大臣は、到底、信任することはできません。

ちなみに、二〇〇八年から二〇〇九年にかけて、新型インフルエンザが大流行いたしました。このときの民主党麻生太郎内閣はなすすべがない財務大臣は、到底、信任することはできません。

このときの新型インフルエンザは幸いにも毒性が強くなかつたので事なきを得ましたが、強毒性の新型感染症のリスクを認識して、民主党の野田佳彦内閣のときに、新型インフルエンザ等対策特別措置法を成立させました。そして、国と地方は、新型インフルエンザ対策行動計画を策定し、様々な備品を備蓄してまいりました。もし、民主党政権がなかりせば、今回の新型コロナ感染症への対策はどうなつたでしょうか。それこそ悪夢です。政治の役割は、民主党内閣のように、将来のリスクにしつかりと備えることではないでしょうか。

昨年、アメリカの著名な実業家のイーロン・マスク氏が、当たり前のことと言うようだが、出生率が死亡率を上回るような変化がない限り、日本はいずれ存在しなくなるだろうというツイートをしたことが話題になりました。実際、二〇二二年の出生数は八十万人を割り込むなど、少子化は一段と進んでしまいました。マスク氏に指摘されるまでもなく、三十年前から、少子化による人口減少、さらには日本衰亡の危機について指摘され続けてまいりました。

二〇〇九年の政権交代で、民主党政権は、少子化対策と子ども・子育て支援として、高校授業料の無償化、それから子ども手当を創設しました。そして、実は、このとき、私のような団塊ジュニア世代がちょうど三十代後半に差しかかっておりましたので、あともう一人子供を産めるかどうか、そういうときでした。実際、我が家も、民主党政権の子ども・子育て支援の恩恵を受けることができました。

しかし、その後、野党自民党により所得制限が設けられ、少子化対策は大ブレーキがかけられてしまいました。今になって、自民党は、異次元の少子化対策や次元の異なる子育て支援と言つていますが、我が国の少子化対策は十年は遅れ、少子化と人口減少は進んでしまいました。

三月一日の参議院予算委員会において、立憲民主党の辻元清美参議院議員の防衛財源確保についての質問に対して、鈴木財務大臣は、「結論から申し上げれば、ぎりぎりかき集めた『防衛力整備に向けてのこの財源確保については、極めて異例的な措置も含めまして、ぎりぎり確保した」と答弁しました。

つまり、子ども・子育て支援に充てる財源はもう残っていないということです。子育て支援予算の倍増は、岸田総理が昨年の通常国会で、こども家庭設置法案の審議において表明したことですかね。少子化と人口減少は我が国の存亡に関わる重大な課題であるにもかかわらず、そのための財源確保の見通しが立っていないということであります。定期昇給分は賃金総額の増額にはつながりますと、これは、財務大臣として到底信任することができません。

経済、財政の失敗についても指摘をいたします。

四月二十一日に総務省が発表した三月の消費者物価の上昇率は三・二%でした。また、二〇二二年度の消費者物価上昇率は三・二%でした。岸田インフレで国民の生活はもう本当に苦しい状況であります。おとといの、五月十六日の物価問題に関する閣僚会議において、電気料金の大大幅値上げが了承されました。また、九月以来電気などのエネルギーへの補助金が順次打ち切られれば、電気料金などの負担は更に重くなります。岸田インフレはまだまだ続くことになります。

岸田インフレ、物価上昇の最大の原因是悪い円安です。そして、大幅な円安の原因は、アベノミクスを漫然と続けることなどの財政と金融政策の失敗にあります。これは財務大臣の責任です。国民生活を困窮させている財務大臣は、信任することができません。

岸田総理は、賃上げと繰り返し発言しています。先週五九日に厚生労働省が発表した毎月勤労統計の三月分では、実質賃金はマイナス二・九%でした。つまり、賃金上昇が物価上昇に追いついていません。日本の労働者はどんどん貧しくなっています。この点からも、岸田内閣の経済政策は

大失敗です。

ちなみに、今春の春季生活闘争、いわゆる春闘で、賃上げ率が三・七%との数字が報道されていますが、これには定期昇給分の約一%が含まれています。定期昇給分は賃金総額の増額にはつながります。定期昇給分を差し引いて考えれば、今年の春闘は物価上昇に全く追いついていないということになります。

賃金は厚生労働大臣の所掌であるので、物価は日本銀行総裁の所掌であるので、財務大臣の不信任の理由に当たらないという反論があるかもしれません。しかし、賃金上昇が追いつけないような物価上昇となつた最大の原因是、やはり大幅な円安であり、アベノミクスを漫然と継続している財務大臣の責任です。国民の生活を困窮させている財務大臣は、信任することはできません。

五月十五日の経済財政諮問会議では、有識者から、インフレ率が一から二%に定着すれば、量的・質的緩和は解除するのが望ましいと提案がありました。しかし、政策金利を仮に一%でも引き上げれば、日本銀行は、保有国債の評価損で実質的に債務超過に陥ってしまいます。政府は、国債の利払い費の増大で財政が圧迫されることになります。

私は、大学を卒業した後に銀行に勤めておりました。アジア向けの融資を担当しておりました。

GDPに対する政府負債は既に高い水準。安全保証などの特定の政策分野で政府支出の圧力が高まり続けている。予算のシーリングは実際の政府支出を制限していない。公的債務対GDP比率は中長期的に着実に増加。内閣府が半年ごとに予測するGDP成長率と財政収支の中長期の経済財政に関する試算は、歴史的に樂観的過ぎる。公的債務の対GDP比率が上昇傾向にあると、金利が急激に上昇し、ソブリンストレスが発生する可能性がある。

これらの指摘は、いわばIMFによる日本の財務大臣に対する不信任のようにも受け止められます。IMFが、大口の出資国である日本に対しても、なぜここまで厳しいことを言うのか。

私は、大学を卒業した後に銀行に勤めておりました。アジア向けの融資を担当しておりました。一九九〇年代後半のことです。アジア通貨危機を経験いたしました。このとき、IMFと日本が中心となり、韓国、タイ、インドネシアなどの国々を支援しました。このときのアジア諸国との経済は今よりもはるかに小さかつたので、何とか救済することができました。

しかも、コロナ対策で巨額の国債を発行してまいりましたけれども、これは、利払いを抑えるために短期の国債を大量に発行しています。つまり、大量に借り換える必要があります。具体的には毎年約二百兆円もの国債を発行しておりましたが、金利の引上げということになりますと、利払い費の増加に即座に跳ね返つてしまります。そうなると、もう防衛費の倍増どころではなくなります。

しかし、今、日本がもし二十五年前のアジア通貨危機のようなことになってしまったら、どうでしょうか。IMFの力をもつとしても日本経済は大き過ぎて助けられない、だから今のうちに改善してください、そういうIMFの悲痛な叫びでもあるように受け止められます。

なお、岸田総理は、戦後最も厳しく複雑な安全

保障環境に直面と/orうふうに言つています。確かに、隣国の中国の軍事費は大幅に増加しています。ただし、中国の場合にはGDPが大きく成長しており、少なくとも、公にされている範囲では軍事費はGDP比では増加傾向はありません。日本は、既に巨額の公的債務を抱える上に、毎年、財政赤字を積み増ししています。そんな中での防衛費の増加は財政を破綻させかねません。

ちなみに、大学教育について、二〇一九年十月に、当時の萩生田光一文部科学大臣は、身の丈に合わせてと発言をしました。大学進学を目指す受験生に身の丈に合わせることを求める自民党政権ですから、防衛費についても身の丈に合わせてはいかがでしょうか。

加えて、この十月から、財務大臣は、適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度を導入しようとしています。しかし、インボイス制度は小規模零細事業者にとっては負担が極めて重く、これを契機に廃業を考えている事業者も少なくありません。インボイス制度の導入はやめもらいたいという多くの声を無視して、インボイス制度導入に突き進む財務大臣を信任することはできま

ん。

防衛予算を倍増すれば安全になるという単純なものではありません。また、敵基地攻撃能力を保有すれば安全になるという単純なものでもありません。例えば、現在、ウクライナが世界各国から支援を受けていますが、その前提として、ウクライナがロシア領内を攻撃しないということあります。国際世論を味方につけ、支援してもらえる関係を持つことが重要であります。

しかし、日本政府は逆のことをしてしまっています。極めて残念なのが、二年前にスリランカ人のウシヌマ・サンダマリさんが名古屋入管で死

亡した事件です。

スリランカでは、日本の、移民に対する無慈悲な扱いがスリランカ国民に衝撃を与えた、日本人は人間としての感情が希薄、日本に行くときは、受け取るお金だけでなく、その国の法律にも注意する必要があると報道されています。こうした事件が、我が国に対する国民感情を損ない、国益を損なう可能性があります。

さらに、先週、参議院本会議でこの入管法案の審議が始まりましたけれども、維新の会の議員の発言をめぐって、ウィシュマ・サンダマリさんの遺族が、詐病は事実無根、死者を冒瀆していると抗議しました。こうしたことが我が国の国益を損なっています。（発言する者あり）ここから関係があるんです。

財務大臣は、先週も、G7財務大臣・中央銀行総裁会議において、スリランカの債務救済問題について取り組んだと承知をしております。これは何百億円かかるか分かりませんが、日本は、スリランカに対して相当の支援をすることになろうかと思います。

しかし、こうした財務大臣の努力、私はこれに敬意を表します。ですが、せっかく日本国民の税金を投じて外交努力をしても、ウィシュマ・サンダマリさんのようなこうした事件、こういうまずい対応があれば、帳消しになってしまいます。

入管法は財務大臣の所掌ではないから関係ないと思われるかもしれません。ですが、マグニッキー法は外為法と入管法による取組です。外為法を所掌する財務大臣として取組が不十分であることです。財務大臣は、人権は所掌でないというふうに思われるかもしれません。ですが、マグニッキー法は外為法と入管法による取組です。外為法を所掌する財務大臣として取組が不十分、G7の議長国としてマグニッキー法を制定しなかつたのは誠に恥ずかしいことだというふうに言わざるを得ません。

今年のアメリカのタイム誌の表紙には岸田総理の顔写真が掲載され、「ジャパンズチョイス」、日本の選択というタイトルで、岸田総理は、数十年にわたる平和主義を放棄し、日本を真の軍事大国にしたいと望んでいると記載されました。アメリカの権威ある雑誌が、今までに日本は歴史の転換点にあるという見方をしています。

令和四年、二〇二二年十一月二十八日に、防衛

す。人権、民主主義、法の支配などの普遍的価値の重要性を岸田総理は繰り返し言及しています。

しかし、人権侵害に対する制裁法、いわゆるマグニッキー法を制定していないのは、G7の中では日本だけです。サプライチェーン等における人権尊重のための法制度、いわゆる人権デューデリジェンス法を何ら制定していないのも、G7の中では日本だけです。価値観外交という看板は、掲げるだけではなく、それを実現させるための具体的な法制度を整備すべきです。

岸田総理は中国や北朝鮮を脅威と発言していますが、これらの国が脅威である原因の一つは、人権、民主主義、法の支配などが不十分であることです。財務大臣は、人権は所掌でないというふうに思われるかもしれません。ですが、マグニッキー法は外為法と入管法による取組です。外為法を所掌する財務大臣として取組が不十分、G7の議長国としてマグニッキー法を制定しなかつたのは誠に恥ずかしいことだというふうに言わざるを得ません。

しかし、こうした姿勢と、そして覚悟ではないでしょうか。中国の孫子の兵法によれば、戦わずして勝つが上策とされています。岸田内閣は、孫子の兵法の逆で、財政破綻により、戦わずして負けるということになりはしないのか、このように懸念するところです。そして、そのような政策を主導する鈴木俊一財務大臣は、信任することができません。以上が、財務大臣鈴木俊一君不信任決議案の趣旨であります。

本院議員の皆様方の御賛同を切にお願い申し上げて、趣旨弁明を終わりります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

た。今から九十年前、昭和八年、一九三三年十月に、斎藤実総理大臣、高橋是清大蔵大臣、荒木貞夫陸軍大臣、大角岑生海軍大臣、広田弘毅外務大臣の五大臣会議が開催されました。この会議において、高橋是清大蔵大臣は、軍事予算の膨張はいたずらに外国の警戒心を刺激し、外交工作的機会を少なくするばかりでなく、予算の内容の国防へんばが国民経済の均衡を破ることになると主張しました。

また、高橋是清大蔵大臣は、昭和九年、一九三四年一月二十七日の貴族院本会議において、「而シテソレガ為ニ国防ノ充実ハ必要デアルガ、其程度ニ至ツテハ、成ルベク之ヲ最小限度ニ止メナケレバ國ノ財力ガ墜ヘコレヌ」と発言しました。これがために、高橋是清大蔵大臣は軍部から恨みを買ひ、結果、この貴族院本会議での発言後に、二・二六事件で凶弾に倒れました。

高橋是清大蔵大臣は、軍部からの圧力を屈することなく、命懸けで軍事予算を抑制し、国民生活を守ろうとしました。財務大臣に必要なのは、こうした姿勢と、そして覚悟ではないでしょうか。

中国の孫子の兵法によれば、戦わずして勝つが上策とされています。岸田内閣は、孫子の兵法の逆で、財政破綻により、戦わずして負けるということになりはしないのか、このように懸念するところです。そして、そのような政策を主導する鈴木俊一財務大臣は、信任することができません。以上が、財務大臣鈴木俊一君不信任決議案の趣旨であります。

本院議員の皆様方の御賛同を切にお願い申し上げて、趣旨弁明を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長(細田博之君) 討論の通告があります。順次これを許します。中西健治君。

[中西健治君登壇]

○中西健治君 自由民主党の中西健治です。

私は、自由民主党・無所属の会及び公明党を代表し、ただいま議題となりました財務大臣鈴木俊一君不信任決議案に対し、満身の怒りを込めて、反対の立場から討論を行います。(拍手)

冒頭、本不信任決議案の反対理由を述べる前に、先週の財務金融委員長解任決議案に懲りず、今回、本不信任案の動議を提出された立憲民主党諸君の一連の暴挙に対し、苦言を呈します。

先週十二日に行われた財務金融委員会理事懇談会において、十六日の委員会で財源確保法の採決を行うことに御党も合意された上で委員会がセツトされました。理事懇談会の場では、御党からは一切の異議も呈されませんでした。それにもかかわらず、委員会採決当日になり、合意事項をほごにし、財務大臣不信任の動議を提出し、全くもつて矛盾する行為をした立憲民主党は言語道断であります。

昨日の財務金融委員会の現場におきましては、八時五十分の理事会開始予定時刻にも、そして九時の委員会開始時刻に至つても、立憲民主党からは、電話一本はおろか、一切の説明が行われず、立憲民主党以外の、他党的理事、委員は直接的な情報は何もないままに、無為に待ちぼうけを食らいました。余りの委員会軽視、余りの現場軽視と言わざるを得ないのでしょうか。

このような余りにも身勝手な御党の行為に他の野党会派もあきれているのは、態度を見れば一目瞭然であります。野党第一党として到底あり得ない行動をしたことに対し強く猛省を促した上で、以下、財務大臣鈴木俊一君不信任決議案に対する反対討論を申し上げます。

鈴木財務大臣は、一昨年に財務大臣に就任されて以来、新型コロナやロシアによるウクライナ侵攻、物価高騰などの大きな変化に対応しながら、我が国の財政運営を的確に行ってまいりました。また、先日、新潟で開催されたG7財務大臣・中央銀行総裁会議においても、議長国として各国の意見を取りまとめ、立派にその職責を果たされました。

鈴木大臣には今後も引き続き財務大臣としての職責を果たしていただきこそが、重要課題を抱える我が国の将来にとって不可欠であるのは誰の目から見ても明らかです。

今回提出された不信任決議案においては、その理由として、防衛費増額を身の丈に合わないと断じていますが、身の丈に合わないと断じようか。不透明感、緊迫度を増している安全保障環境の中で、我が国だけが分をわきまえて立ちすくんでいることなのでしょうか。激動する世界の中でその危機感の薄さには驚くばかりです。

また、今般の防衛財源確保法案については中身に乏しいと断じていますが、財源確保策については、昨年末に閣議決定した防衛力整備計画や税制改正の大綱においてその全体の方針が明確に示されています。そこで、今回の法案においては、特別会計からの繰入れなどのほか、確保した税外収入をブルーするための防衛力強化資金の設置といつた法律上の手当てが必要なものが盛り込まれています。

防衛力の抜本的な強化のみならず、子ども・子育て政策など様々な重要課題が山積する時期において、今こそ、財務大臣の果たすべき役割、責任は大きなものであり、財務大臣を信任することはあっても、不信任とすることは到底考えられません。

以上、不信任決議案に掲げられた理由がいかに的を射ていないものであるかを申し上げ、断固反対を表明するとともに、提案者に対して強く反省を求めまして、私の討論を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(細田博之君) 藤岡隆雄君。

[藤岡隆雄君登壇]

○藤岡隆雄君 立憲民主党・無所属の藤岡隆雄でございます。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました鈴木俊一財務大臣不信任決議案に賛成の立場から討論をいたします。(拍手)

まず冒頭、先ほど自民党から満身の怒りということが表明をされました。私は、満身の怒りではなく、満身の大きな怒りをもつて反論させていただきたいたいと思います。

まず、今回の財源確保法案の審議に当たっては、野党側の要望に応える形で三十五時間を超えての審議時間の確保に努め、幅広い観点から充実した議論が行われてきたところです。

不信任決議案の中において言及されている財源に関する各論点については、いずれも、委員会での審議において、鈴木大臣から真摯かつ丁寧な答弁が行われてきました。鈴木大臣は、予期しない質問に対しても、質問者の意図を真っすぐ受け止めて、自分の言葉で委員会質疑に向かってきました。

鈴木大臣が本法案を強引に成立させようとしているとの指摘は全く当たらず、不信任決議案の提出は、採決日程を引き延ばすためだけの信義則にもとる愚行であり、単なるパフォーマンスと言わざるを得ません。

改めて、こうした破綻した防衛財源のフレームをそのままにしていることが国民に対する信義にもとまるのではないかでしょうか。まずそのことを申し上げまして、私は、不信任案の討論をさせていただきます。

さて、まず指摘したいのは、鈴木大臣による防衛増税という重大な誤りでございます。

防衛増税により四年後の令和九年度以降に必要な毎年約四兆円の追加財源のうち、約四分の一強を手当てすることになります。しかし、なぜ四分の一を増税で賄わなくてはいけないのか、納得できる説明はありませんでした。

政府は、行財政改革やあらゆる工夫を最大限行うのが防衛増税の大前提であると答弁をしております。国民が物価高に苦しみ、その視界が晴れないと、この大前提として行うことのぎりぎりの

成果が判明する前に、増税ありきで、増税割合まで決めて一方的に突き進む財務大臣の姿勢を到底容認できません。まず、一方的な防衛増税の方針を撤回するべきであります。

次に、被災地出身の財務大臣でありながら、いわば復興所得税を流用するスキームを組んだこと

自体、被災地の心情を踏みにじるものであり、その政治家としての感覚が信じられません。

これにより、復興所得税の二十五年間という期間限定の約束がほどにされますが、国民に負担してもらう課税期間が長く継続することが、被災地の立場に立つて考えると、心理的な御負担になることを、大臣、もっと気にするべきじゃないですか。

政府は、防衛財源に関して、将来世代に先送りすることなく、今を生きる我々の将来世代への責任として対応すべき課題と答弁をされておりました。二〇五年頃まで十四年程度の課税期間の延長は、将来世代に対する負担の先送りそのものではないですか。

復興所得税をめぐる一連の対応だけでも、財務大臣の資質を欠くと言わざるを得ません。

次に、防衛財源確保法案自体に大きな欠陥があることも明らかになりました。

かつての東日本大震災の復興財源確保法を見るところが、今回の法案は、財源確保と銘を打ちながら、本法案で確保される財源の金額はたったの三・四兆円であります。今後五年間の防衛費増額分の十七・一兆円に占める割合は僅か二〇%に

すぎないばかりか、他の財源及び今回の約二〇%部分の令和十年度以降の財源は、中身がすこぶからで、持続可能性がないものであります。財源確保とは名ばかりの欠陥法案ではないでしょうか。

この法案を直ちに取り下げる、精査した必要な財源を一〇〇%カバーする、フルカバー、フルスベックの法案を出し直して審議すべきであります。しかし、これをしないということは、今の財源確保の全体フレームに自信がない表れではないでしょうか。

鈴木財務大臣は、財政運営全般に責任を負う立場です。問題ある全体フレームを放置したまま、欠陥法案を国会に提出する態度は、極めて無責任であって、十分解任に値します。

その全体フレームの問題を丁寧に指摘します。まず、決算剰余金において、過去十年の平均値である一・四兆円のうち、財政法に基づき二分の一を除いた毎年七千億円の財源を見込まれております。

しかし、コロナ禍の令和二年度における、過去に類を見ないような税収見積りの誤りによって生じた約四・五兆円といつた決算剰余金の異常値をこの平均値から除かないまま算定しているという、単純かつ重大な問題が明らかになりました。

令和二年度前の過去二十年間の平均を取ると九千二百九十億円であることも鑑みれば、令和九年度までの五年間で一兆円程度の過大計上と言えます。

決算剰余金の防衛財源としての見積りは極めて申し上げます。

まず、歳出改革について法律に何ら定めを置かなかったところが、具体的な歳出削減の道筋、内容がほとんど示されることがありました。

本来、防衛財源に穴が空くこの誤りについて、自民党サイドからも正す声を上げるべきではない

でしようか。政府の提案する防衛財源の全体フレームに対してもな審査、チェックをサボつて、法案の強行採決にひた走るとしか言いようのない姿勢は、真に国を守る気概が欠けていると言わざるを得ません。

次に、決算剰余金を見込んだように確保できなかつたらどうするのかという質問に対し、鈴木大臣は、しっかりと確保できるよう努力すると答弁をされました。

毎年度の決算において、歳出の不用が発生したときに、税収の動向等を勘案し、歳入欠陥にならないよう配慮しつつ特例公債の発行額の減額に努めた結果として、決算剰余金が発生すると考えられます。そもそも、税収見積りを正確に見通す精度を上げる努力をし、特例公債法に基づき特例公債発行額の減額に努めれば、決算剰余金の額は縮小していくはずであります。

鈴木大臣の、確保できるよう努力をすることは、税収見積りを間違う努力をする、又は特例公債の発行額の減額を小さくする努力と捉えられて仕方のない答弁であります。

したがって、最終的に決算剰余金を膨らませる、いわば粉飾決算に走る疑惑が晴れることはありませんでした。しかも、決算剰余金が想定よりも上振れた場合も念頭に置いた方針も示されているのは、この疑惑を強くし、言語道断であります。

そして、二つ目の、歳出改革について問題点を

ここにいる一人一人の国會議員が真摯にチェックをすれば、今回の防衛費四十三兆円が、財源の裏づけ、安定性を欠いた砂上の楼閣であることを理解すると思います。財務大臣は財源をぎりぎり引き集めたと言われておりますが、それでもなお、決算剰余金の見立ては甘く、歳出改革は物価上昇頼みで見通しが立たず、令和十年度以降の税外収入の具体的なめどが立っておりません。

本決議案について、日程闘争とか昭和の手法などと我が党を批判している議員の皆さん、防衛財源の中身、本気でチェックしたのでしょうか。税制措置を追加することは断じて容認できませんし、もしも国民生活が物価高で苦しむ中でそん

なことをしたら、それはもはや、欲しがりません。勝つまではという防衛の枠組みであり、真に日本を守れるとは思いません。

日本を取り巻く安全保障環境の変化等に鑑みれば、当然、真に必要な予算を積み上げた結果として一定程度防衛費を増額することは、私たちとしても必要だろうと考えております。

しかしながら、国民の思いを無視した増税にひた走り、國民を欺く破綻した財源フレームで押し通そうとする無責任な今の政権に、この国を託すわけにはいきません。何としてでも政権交代を実現していかなければいけない、このことを強く訴えまして、不信任決議案への賛成の討論といたします。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(細田博之君) 田村貴昭君。

〔田村貴昭君登壇〕

○田村貴昭君 私は、日本共産党を代表して、財務大臣鈴木俊一君不信任決議案に賛成の討論を行います。(拍手)

賛成の理由の第一は、アメリカにつき従い、憲法九条を踏みにじる大軍拡は断じて容認できないからであります。

政府は、軍事費をGDP2%に引き上げ、五年間で四十三兆円もの大軍拡を推し進めようとしていますが、なぜ2%なのか、今に至るも具体的な根拠を示していません。米国政府が同盟国に2%への軍拡を要求してきたことは周知の事実です。だからこそエマニュエル駐日大使は、裏づけとなる予算をつけたからと安保三文書を大歓迎したのです。アメリカ言いなりの大軍拡だから、根拠を示せないのであります。

敵基地攻撃能力の保有は、憲法九条はおろか、

歴代政府が建前としてきた専守防衛さえ投げ捨てるものであります。米国の先制攻撃戦略に基づく統合防空ミサイル防衛、IAMDに参加し、日本が攻撃を受けていないにもかかわらず、米軍の指揮統制の下で他国領土を攻撃することが、憲法九条を真っ向から踏みにじることは明々白々です。憲法違反の敵基地攻撃能力の保有のために、アメリカ製の長距離巡航ミサイル、トマホーク四百発を始め、五兆円もの予算を投じて長射程ミサイルを大量調達するなど、到底許されるものではありません。

私が質疑で追及してきたイージス・アショアの艦船になるのか、追加装備をどうするのか、まだ何も決まっていません。はつきりしているのは、イージスシステムやレーダーをアメリカのロッキード・マーチンからそのまま買いつけているというだけです。総額も、どこまで膨らむかも分からぬのに国費をつぎ込み続ける無責任極まりない計画は、断じて容認できません。

こうした下で、今年度の米国政府からの対外有税を、事もあろうに軍事費に転用することに、東北の被災者と被災自治体からは、被災者を見捨てるのはかとの批判の声が巻き起こっています。この声が聞こえない鈴木大臣には、財務運営を担う資格はありません。

鈴木大臣は、軍拡財源のための国債発行について、未來の世代に対する責任として取り得ないと述べました。ところが、軍拡財源に充てる決算剰余金は巨額の予備費から生まれたものであり、その原資は赤字国債です。全く矛盾する答弁を繰り返して恥じない鈴木氏に、これ以上、財務大臣を任せることはできません。

財務大臣の職責を誠実に果たそうとするなら、財政法の制定に当時の大蔵省主計局法規課長として携わった平井平治氏は、公債のないところに戦争はないと断言し得る、國債の発行を原則禁止した同法四条の規定は憲法の戦争放棄の規定を裏書き保証せんとするものであると述べています。かつての侵略戦争で國の財政と国民生活を破綻させ

さらに、四十三兆円の大軍拡の先には、十六兆五千億円もの後年度負担が待ち構えています。憲法八十六条の予算の単年度主義の原則をあからさまに踏みにじるものであり、断じて許されません。

不信任賛成の第二の理由は、大軍拡のために国民生活の予算を犠牲にし、現在と将来の国民に新たな負担を押しつけようとしているからです。国立病院機構と地域医療機能推進機構の積立金を不用見込みとして軍拡の財源に充てる計画ですが、どちらの機関の病院も老朽化した建物を多く抱えています。施設の改善や医療従事者の待遇改善にこそ使うべきものを軍事費に流用するなど、断じて認められません。

東日本大震災の復興に充てる復興財源特別所得税を、事もあろうに軍事費に転用することに、東北の被災者と被災自治体からは、被災者を見捨てるのはかとの批判の声が巻き起こっています。この声が聞こえない鈴木大臣には、財務運営を担う資格はありません。

○議長(細田博之君) 演壇で物品を掲げる行為はおやめください。
投票漏れはございませんか。——投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。——議場閉鎖。

〔投票継続〕

○議長(細田博之君) 演壇で物品を掲げる行為はおやめください。
投票漏れはございませんか。——投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。——議場閉鎖。

投票を計算させます。

〔参考事実投票を計算〕
○議長(細田博之君) 投票の結果を事務総長から報告させます。

〔事務総長報告〕
投票総数 四百五十一
可とする者(白票) 三百四十三
否とする者(青票) 百八

た痛苦の歴史の教訓を全く顧みない鈴木大臣は、不信任するしかありません。

最後に、安保三文書の撤回と軍拡財源法案の廃案のために全力を尽くすことを表明し、財務大臣不信任に賛成の討論を終わります。(拍手)
○議長(細田博之君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(細田博之君) 採決いたします。
この採決は記名投票をもつて行います。
本決議案に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。——議場閉鎖。
氏名点呼を命じます。

〔参考氏名を点呼〕
〔各員投票〕

○議長(細田博之君) 投票漏れはありませんか。——速やかに投票してください。

投票漏れはございませんか。——投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票

おやめください。
投票漏れはございませんか。——投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票

た痛苦の歴史の教訓を全く顧みない鈴木大臣は、不信任するしかありません。

最後に、安保三文書の撤回と軍拡財源法案の廃案のために全力を尽くすことを表明し、財務大臣不信任に賛成の討論を終わります。(拍手)
○議長(細田博之君) これにて討論は終局いたしました。

官報(号外)

末松義規君外五名提出財務大臣鈴木俊一君不信
任決議案を可とする議員の氏名

| | | | | |
|---------|----|---------|-----|-----|
| 安住 | 淳君 | 太 | 原口 | 一博君 |
| 青柳陽一郎君 | | 馬淵 | 昭夫君 | |
| 荒井 優君 | | 澄夫君 | | |
| 井坂 信彦君 | | 松木けんこう君 | | |
| 石川 香織君 | | 道下 | | |
| 稻富 修二君 | | 大樹君 | | |
| 江田 憲司君 | | 森田 | | |
| 稻富 修二君 | | 谷田川 | | |
| 江田 憲司君 | | 元君 | | |
| 稻富 修二君 | | 太 | | |
| 石川 香織君 | | 榮志君 | | |
| 小熊 健司君 | | 伊藤 | | |
| 大河原まさこ君 | | 新垣 | | |
| 大西 健介君 | | 邦男君 | | |
| 岡田 克也君 | | 健太君 | | |
| 城井 崇君 | | 俊輔君 | | |
| 奥野總一郎君 | | 阿部 | | |
| 金子 惠美君 | | 知子君 | | |
| 神谷 裕君 | | 青山 | | |
| 岡田 克也君 | | 大人君 | | |
| 岡田 克也君 | | 小川 | | |
| 岡田 克也君 | | 泉 | | |
| 岡田 克也君 | | 枝野 | | |
| 岡田 克也君 | | 梅谷 | | |
| 岡田 克也君 | | 幸男君 | | |
| 岡田 克也君 | | 守君 | | |
| 岡田 克也君 | | 山崎 | | |
| 岡田 克也君 | | 和則君 | | |
| 岡田 克也君 | | 貴士君 | | |
| 岡田 克也君 | | 仁君 | | |
| 岡田 克也君 | | 牧 | | |
| 岡田 克也君 | | 本庄 | | |
| 岡田 克也君 | | 隆雄君 | | |
| 岡田 克也君 | | 豊君 | | |
| 野間 健君 | | 藤岡 | | |

令和五年五月十八日 衆議院会議録第二十六号

財務大臣鈴木俊一君不信任決議案

否とする議員の氏名

| | | | | |
|--------|--------|--------|---------|----------|
| 吉川 吉田 | 高橋千鶴子君 | 赤嶺 赤嶺君 | 榎瀬 榎瀬君 | 谷田川 谷田川君 |
| 逢坂 誠二君 | 源馬謙太郎君 | 穀本 穀本君 | 塩川 塩川君 | 山岸 一生君 |
| 逢坂 誠二君 | 源馬謙太郎君 | 穀本 穀本君 | 笠 笠君 | 山田 山田君 |
| 逢坂 誠二君 | 源馬謙太郎君 | 穀本 穀本君 | 勝彦君 | 勝彦君 |
| 逢坂 誠二君 | 源馬謙太郎君 | 穀本 穀本君 | 道義君 | 道義君 |
| 近藤 昭一君 | 高橋千鶴子君 | 穀本 穀本君 | 柚木 柚木君 | 一生君 |
| 近藤 昭一君 | 高橋千鶴子君 | 穀本 穀本君 | 渡辺 渡辺君 | 山岸 一生君 |
| 近藤 昭一君 | 高橋千鶴子君 | 穀本 穀本君 | 吉田 吉田君 | 山田 山田君 |
| 近藤 昭一君 | 高橋千鶴子君 | 穀本 穀本君 | 元君 元君 | 吉田 吉田君 |
| 近藤 昭一君 | 高橋千鶴子君 | 穀本 穀本君 | 吉田 吉田君 | 山崎 山崎君 |
| 近藤 昭一君 | 高橋千鶴子君 | 穀本 穀本君 | 和則君 和則君 | 和則君 |
| 近藤 昭一君 | 高橋千鶴子君 | 穀本 穀本君 | 誠君 誠君 | 誠君 |
| 近藤 昭一君 | 高橋千鶴子君 | 穀本 穀本君 | 義夫君 義夫君 | 義夫君 |
| 近藤 昭一君 | 高橋千鶴子君 | 穀本 穀本君 | 本庄 知史君 | 本庄 知史君 |
| 近藤 昭一君 | 高橋千鶴子君 | 穀本 穀本君 | 隆雄君 隆雄君 | 隆雄君 |
| 近藤 昭一君 | 高橋千鶴子君 | 穀本 穀本君 | 伴野 伴野 | 伴野 伴野 |
| 近藤 昭一君 | 高橋千鶴子君 | 穀本 穀本君 | 豊君 豊君 | 豊君 豊君 |
| 近藤 昭一君 | 高橋千鶴子君 | 穀本 穀本君 | 藤岡 藤岡 | 藤岡 藤岡 |

| | | | | |
|--------|----------|--------|---------|--------|
| 小野寺五典君 | 薺利アルフイヤ君 | 上杉謙太郎君 | 石原 宏高君 | 石破 茂君 |
| 遠藤 利明君 | 上野賢一郎君 | 今枝宗一郎君 | 泉田 宏彦君 | 石原 正敬君 |
| 遠藤 利明君 | 岩田 和親君 | 江渡聰徳君 | 稻田 朋美君 | 稻田 朋美君 |
| 遠藤 利明君 | 岩田 和親君 | 江渡聰徳君 | 今村 雅弘君 | 今村 雅弘君 |
| 遠藤 利明君 | 江渡聰徳君 | 江渡聰徳君 | 江崎 拓君 | 江崎 拓君 |
| 遠藤 利明君 | 江渡聰徳君 | 江渡聰徳君 | 岩屋 納穂君 | 岩屋 納穂君 |
| 遠藤 利明君 | 江渡聰徳君 | 江渡聰徳君 | 英俊君 英俊君 | 佐藤 勉君 |
| 遠藤 利明君 | 江渡聰徳君 | 江渡聰徳君 | 昌彦君 昌彦君 | 佐藤 學君 |
| 遠藤 利明君 | 江渡聰徳君 | 江渡聰徳君 | 義孝君 義孝君 | 櫻田 義孝君 |
| 遠藤 利明君 | 江渡聰徳君 | 江渡聰徳君 | 塩崎 彰久君 | 塩崎 彰久君 |

| | | | | |
|--------|-------|--------|---------|--------|
| 江野澤正樹君 | 大串正樹君 | 小野寺五典君 | 石橋林太郎君 | 河野 太郎君 |
| 越智隆雄君 | 奥野英男君 | 小野寺五典君 | 石原 正敬君 | 石原 正敬君 |
| 越智隆雄君 | 大串正樹君 | 小野寺五典君 | 稻田 朋美君 | 稻田 朋美君 |
| 越智隆雄君 | 大串正樹君 | 小野寺五典君 | 今村 雅弘君 | 今村 雅弘君 |
| 越智隆雄君 | 大串正樹君 | 小野寺五典君 | 江崎 拓君 | 江崎 拓君 |
| 越智隆雄君 | 大串正樹君 | 小野寺五典君 | 岩屋 納穂君 | 岩屋 納穂君 |
| 越智隆雄君 | 大串正樹君 | 小野寺五典君 | 英俊君 英俊君 | 佐藤 勉君 |
| 越智隆雄君 | 大串正樹君 | 小野寺五典君 | 昌彦君 昌彦君 | 佐藤 學君 |
| 越智隆雄君 | 大串正樹君 | 小野寺五典君 | 義孝君 義孝君 | 櫻田 義孝君 |
| 越智隆雄君 | 大串正樹君 | 小野寺五典君 | 塩崎 彰久君 | 塩崎 彰久君 |

| | | | | |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 門山勝信君 | 大野敬太郎君 | 高木 嘉徳君 | 國場幸之助君 | 國場幸之助君 |
| 鬼木勝信君 | 大岡敏孝君 | 田中英之君 | 國場幸之助君 | 國場幸之助君 |
| 鬼木勝信君 | 大岡敏孝君 | 田中隆一君 | 國場幸之助君 | 國場幸之助君 |
| 鬼木勝信君 | 大岡敏孝君 | 田所嘉徳君 | 國場幸之助君 | 國場幸之助君 |
| 鬼木勝信君 | 大岡敏孝君 | 新藤義孝君 | 國場幸之助君 | 國場幸之助君 |
| 鬼木勝信君 | 大岡敏孝君 | 鈴木義祐君 | 國場幸之助君 | 國場幸之助君 |
| 鬼木勝信君 | 大岡敏孝君 | 鈴木馨祐君 | 國場幸之助君 | 國場幸之助君 |
| 鬼木勝信君 | 大岡敏孝君 | 鈴木馨祐君 | 國場幸之助君 | 國場幸之助君 |
| 鬼木勝信君 | 大岡敏孝君 | 鈴木馨祐君 | 國場幸之助君 | 國場幸之助君 |

| | | | | |
|-------|--------|-------|--------|--------|
| 内藤潤一君 | 川崎ひでと君 | 田中良生君 | 高村正大君 | 高村正大君 |
| 内藤潤一君 | 川崎ひでと君 | 田中良生君 | 斎藤洋明君 | 斎藤洋明君 |
| 内藤潤一君 | 川崎ひでと君 | 田中良生君 | 佐々木紀君 | 佐々木紀君 |
| 内藤潤一君 | 川崎ひでと君 | 田中良生君 | 志村哲志君 | 志村哲志君 |
| 内藤潤一君 | 川崎ひでと君 | 田中良生君 | 坂本博義君 | 坂本博義君 |
| 内藤潤一君 | 川崎ひでと君 | 田中良生君 | 塙谷立君 | 塙谷立君 |
| 内藤潤一君 | 川崎ひでと君 | 田中良生君 | 島尻安伊子君 | 島尻安伊子君 |
| 内藤潤一君 | 川崎ひでと君 | 田中良生君 | 佐藤洋明君 | 佐藤洋明君 |
| 内藤潤一君 | 川崎ひでと君 | 田中良生君 | 斎藤洋明君 | 斎藤洋明君 |

令和五年五月十八日 衆議院会議録第二十六号 財務大臣鈴木俊一君不信任決議案

放送法及び電波法の一部を改正する法律案

一一〇

| | | | |
|---|---------|--------|----------|
| 長島 昭久君 | 柳本 順君 | 河西 宏一君 | 北側 一雄君 |
| 丹羽 秀樹君 | 山口 俊一君 | 山口 晋君 | 日下 正喜君 |
| 西野 太亮君 | 山口 壮君 | 山下 貴司君 | 輿水 恵一君 |
| 西村 康穎君 | 山田 美樹君 | 山本 左近君 | 佐藤 英道君 |
| 額賀福志郎君 | 山本ともひろ君 | 山本 有二君 | 庄子 賢一君 |
| 根本 幸典君 | 吉田 真次君 | 吉野 正芳君 | 竹内 譲君 |
| 葉梨 康弘君 | 萩生田光一君 | 和田 義明君 | 中川 宏昌君 |
| 橋本 岳君 | 長谷川淳二君 | 若宮 健嗣君 | 中野 洋昌君 |
| 鳩山 二郎君 | 浜田 靖一君 | 鷺尾英一郎君 | 平林 晃君 |
| 林 幹雄君 | 平井 卓也君 | 渡辺 博道君 | 吉田 宣弘君 |
| 平口 洋君 | 平沢 勝榮君 | 阿部 弘樹君 | 濱地 雅一君 |
| 福田 達夫君 | 藤井比早之君 | 阿部 仁士君 | 福重 隆浩君 |
| 藤丸 敏君 | 深澤 陽一君 | 伊東 信久君 | 山崎 康洋君 |
| 船田 元君 | 星野 剛士君 | 池畠浩太朗君 | 吉田 正恭君 |
| 古川 康君 | 細野 豪志君 | 市村浩一郎君 | 吉田 哲君 |
| 圭司君 | 堀内 詔子君 | 浅川 義治君 | 鈴木 敦君 |
| 吉野 剛士君 | 藤原 崇君 | 阿部 赤木 | 鈴木 駿 |
| 古屋 孝君 | 古川 直季君 | 井上 正幸君 | 鰐淵 洋子君 |
| 星野 剛士君 | 細田 健一君 | 井上 英孝君 | 斎藤アレックス君 |
| 細野 豪志君 | 堀井 學君 | 漆間 岩谷 | 玉木雄一郎君 |
| 堀内 詔子君 | 穂坂 泰君 | 遠藤 遼君 | 西岡 秀子君 |
| 牧島がれん君 | 牧原 太郎君 | 和田 敬君 | 前原 誠司君 |
| 松島みどり君 | 松野 順久君 | 金村 龍那君 | 吉良 州司君 |
| 松本 剛明君 | 松本 健一君 | 浦野 靖人君 | 仁木 博文君 |
| 松本 洋平君 | 松本 博一君 | 市村浩一郎君 | 吉川 起君 |
| 三谷 英弘君 | 三谷 林裕巳君 | 藤田 文武君 | 吉田 豊史君 |
| 御法川信英君 | 三谷 俊介君 | 早坂 敦君 | 吉田 空本 |
| 宮崎 政久君 | 宮澤 博行君 | 中司 宏君 | 誠喜君 |
| 宮路 拓馬君 | 宮内 秀樹君 | 吉田 吉田 | 和曰君 |
| 武藤 容治君 | 宮下 一郎君 | 守島 伸吉 | 吉田 住吉 |
| 宗清 皇一君 | 前川 美延 | 堀場 馬場 | 吉田 高橋 |
| 村上誠一郎君 | 吉田 清成君 | 高橋 誠幸君 | 吉田 誠幸君 |
| 盛山 正仁君 | 赤羽 映夫君 | 林 寛紀君 | 吉田 寛紀君 |
| 森山 裕君 | 伊藤 正君 | 林 健智君 | 吉田 英明君 |
| 保岡 宏武君 | 和田 一嘉君 | 藤巻 健太君 | 吉田 伸幸君 |
| 築木 八木 | 稻津 久君 | 三木 麻紀君 | 吉田 伸幸君 |
| 森木 茂木 | 伊藤 涉君 | 和田 進一君 | 吉田 伸幸君 |
| 和生君 哲也君 | 和田 一朗君 | 伊佐 啓一君 | 吉田 伸幸君 |
| 大口 善徳君 | 岡本 三成君 | 和田 有朗君 | 吉田 伸幸君 |
| 浮島 智子君 | 岡本 三成君 | 和田 有朗君 | 吉田 伸幸君 |
| ○議長(細田博之君) 日程第一、放送法及び電波法の一部を改正する法律案(内閣提出) | | | |
| 法の一部を改正する法律案を議題といたします。 | | | |
| 委員長の報告を求めます。総務委員長浮島智子君。 | | | |
| (本号末尾に掲載) | | | |
| ○議長(細田博之君) 採決いたしました。 | | | |
| 本案の委員長の報告は可決であります。本案を採決いたしました。 | | | |
| 委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を | | | |
| 求めます。 | | | |
| (賛成者起立) | | | |
| ○議長(細田博之君) 起立多数。よつて、本案は | | | |
| 委員長報告のとおり可決いたしました。 | | | |

(号外) 報官

| |
|---|
| <p>日程第一 遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)</p> <p>○議長(細田博之君) 日程第一、遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。</p> <p>委員長の報告を求めます。農林水産委員長笹川博義君。</p> <p>遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書</p> <p>〔本号末尾に掲載〕</p> <p>○笹川博義君登壇</p> <p>○笹川博義君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。</p> <p>本案は、遊漁船業について、安全性の向上及び地域の水産業との調和の確保による適正な運営の推進を図るため、遊漁船業者の登録に関する有効期間の見直し及び欠格事由の厳格化、事故の報告の義務化、利用者の安全等に関する情報の公表の義務化等の措置を講ずるものであります。</p> <p>本案は、去る五月十五日本委員会に付託され、翌十六日野村農林水産大臣から趣旨の説明を聴取し、昨十七日質疑を行いました。質疑終局後、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。</p> <p>以上、御報告申し上げます。(拍手)</p> <p>○議長(細田博之君) 採決いたします。</p> <p>本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> |
| <p>日程第三 不正競争防止法等の一部を改正する法律案(内閣提出)</p> <p>○議長(細田博之君) 日程第三、不正競争防止法等の一部を改正する法律案を議題といたします。</p> <p>委員長の報告を求めます。経済産業委員長竹内譲君。</p> <p>不正競争防止法等の一部を改正する法律案及び同報告書</p> <p>〔本号末尾に掲載〕</p> <p>○竹内譲君登壇</p> <p>○竹内譲君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。</p> <p>本法律案は、知的財産の適切な保護及び知的財産制度の利便性の向上並びに国内外における事業者間の公正な競争の確保を図るため、他人の商品の形態の模倣となる対象行為の拡充及び商標権者の同意に基づく類似する商標の登録制度の創設を行ふとともに、意匠の新規性喪失の例外の適用に係る証明手続の簡素化を行うほか、外國公務員贈賄罪の罰金額の上限の引上げ等の措置を講ずるものであります。</p> <p>本案は、去る五月十一日本委員会に付託され、翌十二日に西村経済産業大臣から趣旨の説明を聴取いたしました。十七日に質疑に入り、質疑終局後、採決を行った結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。</p> |
| <p>日程第四 国立健康危機管理研究機構法案(内閣提出)</p> <p>○議長(細田博之君) 日程第四、国立健康危機管理研究機構法案及び同報告書</p> <p>〔本号末尾に掲載〕</p> <p>○竹内譲君登壇</p> <p>○竹内譲君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。</p> <p>本法律案は、知的財産の適切な保護及び知的財産制度の利便性の向上並びに国内外における事業者間の公正な競争の確保を図るため、他人の商品の形態の模倣となる対象行為の拡充及び商標権者の同意に基づく類似する商標の登録制度の創設を行ふとともに、意匠の新規性喪失の例外の適用に係る証明手続の簡素化を行うほか、外國公務員贈賄罪の罰金額の上限の引上げ等の措置を講ずるものであります。</p> <p>本案は、去る五月十一日本委員会に付託され、翌十二日に西村経済産業大臣から趣旨の説明を聴取いたしました。十七日に質疑入り、質疑終局後、採決を行った結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。</p> |
| <p>日程第五 国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)</p> <p>○議長(細田博之君) 日程第五、国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案を議題といたします。</p> <p>委員長の報告を求めます。厚生労働委員長三ツ谷林裕巳君。</p> <p>兩案は、去る五月九日本委員会に付託され、翌十日、加藤厚生労働大臣から趣旨の説明を聴取した後、質疑に入り、昨日質疑を終局いたしました。次いで、討論、採決の結果、兩案はいずれも賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。</p> <p>以上、御報告申し上げます。(拍手)</p> <p>○議長(細田博之君) 両案を一括して採決いたしました。</p> <p>両案の委員長の報告はいづれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。</p> <p>○議長(細田博之君) 起立多數。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。</p> <p>〔賛成者起立〕</p> |

○議長(細田博之君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十八分散会

議長の報告

協力及び電子的証拠の開示の強化に関するサインについて承認を求めるの件

バーカ罪にに関する条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件

一、去る十二日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律

一、昨十七日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律

著作権法の一部を改正する法律

（報告書受領）

一、去る十二日、内閣から次の報告書を受領した。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくシナイ半島国際平和協力業務実施計画の変更の報告

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく南スエーデン国際平和協力業務実施計画の変更の報告

一、去る十二日、内閣から次の報告書を受領した。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく南スエーデン国際平和協力業務実施計画の変更の報告

（報告書受領）

一、去る十二日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律

（通知書受領）

一、去る十二日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

平和的目的のための月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の枠組協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国と欧州連合構成国との間の協定の特定の規定に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件

経済産業委員会

辞任 石井 上川 小森 田嶋 山岡 塩崎 勝目 康君 奥野總一郎君 金子 恭之君 西野 太亮君 松本 尚君 國場幸之助君

補欠 塩崎 阳一君 山口 普君 駿澤 阳一君 駿澤 阳一君 駿澤 阳一君 駿澤 阳一君 駿澤 阳一君

辞任 拓君 阳子君 卓郎君 要君 古川 直季君 渡辺 孝一君 古川 直季君 富樫 彰久君

補欠 塩崎 彰久君 駿澤 阳一君 駿澤 阳一君 駿澤 阳一君 駿澤 阳一君 駿澤 阳一君

辞任 拓君 喬君 駿澤 阳一君 駿澤 阳一君 駿澤 阳一君 駿澤 阳一君 駿澤 阳一君

補欠 塩崎 阳一君 駿澤 阳一君 駿澤 阳一君 駿澤 阳一君 駿澤 阳一君 駿澤 阳一君

辞任 拓君 青山 大人君 奥野總一郎君 奥野總一郎君 青山 大人君 奥野總一郎君 金子 恭之君 西野 太亮君

補欠 塩崎 阳一君 駿澤 阳一君 駿澤 阳一君 駿澤 阳一君 駿澤 阳一君 駿澤 阳一君

辞任 拓君 青山 大人君 奥野總一郎君 奥野總一郎君 青山 大人君 奥野總一郎君 金子 恭之君 西野 太亮君

補欠 塩崎 阳一君 駿澤 阳一君 駿澤 阳一君 駿澤 阳一君 駿澤 阳一君 駿澤 阳一君

国土交通委員会

辞任 北村 小林 西野 小林 西野 太亮君 駿澤 阳一君 奥野總一郎君 金子 恭之君 西野 太亮君 松本 尚君 國場幸之助君

補欠 盛山 正仁君 喬君 史明君 史明君 史明君 史明君 奥野總一郎君 金子 恭之君 西野 太亮君 松本 尚君 國場幸之助君

辞任 東 墓山 二郎君 吉田はるみ君 平沼正二郎君 平沼正二郎君 平沼正二郎君 平沼正二郎君 金子 恭之君 西野 太亮君 松本 尚君 國場幸之助君

補欠 山口 普君 吉田はるみ君 平沼正二郎君 平沼正二郎君 平沼正二郎君 平沼正二郎君 金子 恭之君 西野 太亮君 松本 尚君 國場幸之助君

辞任 東 墓山 二郎君 吉田はるみ君 平沼正二郎君 平沼正二郎君 平沼正二郎君 平沼正二郎君 金子 恭之君 西野 太亮君 松本 尚君 國場幸之助君

補欠 山岸 一生君 吉田はるみ君 平沼正二郎君 平沼正二郎君 平沼正二郎君 平沼正二郎君 金子 恭之君 西野 太亮君 松本 尚君 國場幸之助君

決算行政監視委員会

辞任 北村 小林 西野 小林 西野 太亮君 喬君 奥野總一郎君 金子 恭之君 西野 太亮君 松本 尚君 國場幸之助君

補欠 盛山 正仁君 喬君 史明君 史明君 史明君 史明君 奥野總一郎君 金子 恭之君 西野 太亮君 松本 尚君 國場幸之助君

辞任 東 墓山 二郎君 吉田はるみ君 平沼正二郎君 平沼正二郎君 平沼正二郎君 平沼正二郎君 金子 恭之君 西野 太亮君 松本 尚君 國場幸之助君

補欠 山口 普君 吉田はるみ君 平沼正二郎君 平沼正二郎君 平沼正二郎君 平沼正二郎君 金子 恭之君 西野 太亮君 松本 尚君 國場幸之助君

農林水産委員会

辞任 北村 小林 西野 小林 西野 太亮君 喬君 奥野總一郎君 金子 恭之君 西野 太亮君 松本 尚君 國場幸之助君

補欠 盛山 正仁君 喬君 泰文君 泰文君 泰文君 泰文君 奥野總一郎君 金子 恭之君 西野 太亮君 松本 尚君 國場幸之助君

辞任 東 墓山 二郎君 吉田はるみ君 平沼正二郎君 平沼正二郎君 平沼正二郎君 平沼正二郎君 金子 恭之君 西野 太亮君 松本 尚君 國場幸之助君

補欠 山岸 一生君 吉田はるみ君 平沼正二郎君 平沼正二郎君 平沼正二郎君 平沼正二郎君 金子 恭之君 西野 太亮君 松本 尚君 國場幸之助君

法務委員会

辞任 北村 小林 西野 小林 西野 太亮君 喬君 奥野總一郎君 金子 恭之君 西野 太亮君 松本 尚君 國場幸之助君

補欠 盛山 正仁君 喬君 泰文君 泰文君 泰文君 泰文君 奥野總一郎君 金子 恭之君 西野 太亮君 松本 尚君 國場幸之助君

辞任 東 墓山 二郎君 吉田はるみ君 平沼正二郎君 平沼正二郎君 平沼正二郎君 平沼正二郎君 金子 恭之君 西野 太亮君 松本 尚君 國場幸之助君

補欠 山岸 一生君 吉田はるみ君 平沼正二郎君 平沼正二郎君 平沼正二郎君 平沼正二郎君 金子 恭之君 西野 太亮君 松本 尚君 國場幸之助君

一、去る十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

一、去る十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

一、去る十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

一、去る十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

一、去る十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

官報(号外)

| | | | |
|---------------|---|---|---|
| 農林水産委員会 付託 | 吉田はるみ君 青山 周平君 神田 潤一君 石川 昭政君 上田 英俊君 杉田 水脈君 中川 郁子君 馬場 雄基君 厚生労働委員会 辞任 | 馬場 雄基君 石川 昭政君 上田 英俊君 中川 郁子君 五十嵐 清君 吉田はるみ君 岩田 和親君 田所 嘉徳君 吉田はるみ君 川崎ひでと君 小林 鷹之君 土田 健君 西村智奈美君 石原 正敬君 西野 太亮君 平沼正二郎君 荒井 優君 農林水産委員会 辞任 | 塩崎 彰久君 松本 尚君 塩崎 彰久君 松本 尚君 塩崎 彰久君 松本 尚君 塩崎 彰久君 松本 尚君 塩崎 彰久君 平沼正二郎君 櫻井 周君 瀬戸 隆一君 谷川 とむ君 中川 郁子君 深澤 陽一君 古川 直季君 上川 陽子君 山際大志郎君 土田 健君 石原 正敬君 平沼正二郎君 西野 太亮君 荒井 優君 川崎ひでと君 土田 健君 小林 鷹之君 西村智奈美君 遠藤 良太君 緒方林太郎君 住吉 寛紀君 北神 圭朗君 堀井 健智君 遠藤 良太君 緒方林太郎君 住吉 寛紀君 北神 圭朗君 堀井 健智君 瀬戸 隆一君 平沼正二郎君 櫻井 周君 篠原 孝君 吉田はるみ君 吉田はるみ君 川崎ひでと君 小林 鷹之君 土田 健君 西村智奈美君 石原 正敬君 西野 太亮君 平沼正二郎君 荒井 優君 農林水産委員会 辞任 |
| | (議案付託) | 一、去る十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 遊漁船業の適正化に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五三号) | |
| | （議案送付） | 一、去る十一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 令和五年三月予備費使用及び令和五年度予算に関する法律案(地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長提出) | |
| | （議案通知書受領） | 一、去る十二日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。 令和五年三月予備費使用及び令和五年度予算に関する子育て関連給付金に係る差押禁止等に関する法律案(地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長提出) | |
| | （議案受領） | 一、去る十六日、議員から提出した議案は次のとおりである。 財務大臣鈴木俊一君不信任決議案(末松義規君外五名提出) | |
| | （議案提出） | 一、去る十六日、議員から提出した議案は次のとおりである。 財務大臣鈴木俊一君不信任決議案(末松義規君外五名提出) | |
| | （議案受領） | 一、去る十五日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。 | |
| | （議案提出） | 一、去る十六日、議員から提出した議案は次のとおりである。 財務大臣鈴木俊一君不信任決議案(末松義規君外五名提出) | |
| | （議案受領） | 一、去る十二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案 | |
| | （議案提出） | 一、去る十二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案 | |
| 経済産業委員会 付託 | （委員会審査省略要求書受領） | 一、去る十六日、議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。 財務大臣鈴木俊一君不信任決議案 | |
| | （議案通知） | 一、去る十二日、次の内閣提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案 | |
| | （議案付託） | 一、去る十二日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律案 | |
| | （議案通知書受領） | 一、去る十二日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受け領した。 | |
| | （議案受領） | 一、去る十二日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受け領した。 | |
| | （議案提出） | 一、去る十二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案 | |
| | （議案受領） | 一、去る十二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案 | |
| | （議案提出） | 一、去る十二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案 | |
| | （議案付託） | 一、去る十二日、次の内閣提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案 | |
| | （議案通知書受領） | 一、去る十二日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受け領した。 | |

(質問書提出)

一、去る十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

コロナ入院の公費負担のあり方に関する質問主意書(早稲田ゆき君提出)

一、去る十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

飼料価格の高騰によって圧迫される酪農・畜産業支援に関する質問主意書(井坂信彦君提出)

一、去る十二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員早稲田ゆき君提出国民の利便性向上のための行政サービスのDXに関する再質問に対する答弁書

衆議院議員福田昭夫君提出デジタル庁が調達した省庁業務サービスGクラウドの現状に関する質問に対する答弁書

衆議院議員神津たけし君提出政府安全保険能力強化支援等に関する質問に対する答弁書

令和五年四月二十六日提出

質問 第五七号

国民の利便性の向上のための行政サービスのDXに関する再質問主意書

提出者 早稲田ゆき

国民の利便性の向上のための行政サービスのDXに関する再質問主意書(以下「前回答」)において、「政府情報システムに関する予算については、デジタル庁が、各府省の要求を取りまとめて、財務省に対し、一括して要求しているところ、eMAFF及びe

M-LITに関する予算については、農林水産省

及び国土交通省から、財務省に対しても、情報提供を行っており、それらを踏まえて、必要に応じ、同省においては、精査を行っている。」とある。

しかしデジタル庁は、令和四年十月十四日付けで、e-M-LITの予算の執行を停止したり、地方公共団体のLGWAN等の連携を禁止するなどのレビュー結果(以下「デジタル庁レビュー結果」という。)を決定したと聞いている。つまり、デジタル庁も財務省もeMAFF及びe-M-LITがe-Govと同じシステムであると認識しながら、それにもかかわらずデジタル庁が財務省に対して一括要求をして、かつ、財務省が精査しているというのは事実と異なるのではないか。

前回答弁書の五において、「e-M-LITについて、システムの方向性や対象となる手続等について現在検討しているところであり、現時点においてその詳細をお示しすることは困難」とあるが、このような不明瞭な状況で「予算決定概要」のとおり百八十九億円の予算を要求して決定している。答弁内容だけでも、デジタル庁が財務省に対して一括要求をして、かつ、財務省が精査しているということは事実と異なるのではないか。政府の見解をあきらかにされたい。

実行計画(令和二年十二月二十五日閣議決定)

があるにもかかわらずこれが無視され、また、「デジタル庁レビュー結果」という形で決定しているにもかかわらずこれが無視され、eMAFF及びe-M-LITが惰性的に整備されているならば、「デジタル庁の更なる権限強化を図るべきではないか。政府の見解をあきらかにされたい。

二 前回答弁書の二にに関して、「規制改革実施計画」(令和四年六月七日閣議決定)によると、

〔⑥〕総務省は、行政文書の開示請求について、内閣府及びデジタル庁における行政文書の電子的管理の検討状況を踏まえ、情報公開業務のプロセス全体が効率化されるよう留意しつつ、オンライン化及びオンライン利用率の引上げに向かって、かつ、財務省が精査しているというのは事実と異なるのではないか。

前回答弁書の五において、「e-M-LITについて、システムの方向性や対象となる手続等について現在検討しているところであり、現時点においてその詳細をお示しすることは困難」とあるが、このような不明瞭な状況で「予算決定概要」のとおり百八十九億円の予算を要求して決定している。答弁内容だけでも、デジタル庁が財務省に対して一括要求をして、かつ、財務省が精査しているということは事実と異なるのではないか。政府の見解をあきらかにされたい。

はオンライン化することになるが、現在開示請求はほぼ全国の職員が手作業や郵便のやり取り等で対応しているのだから、全国の職員がオンライン化により業務が合理化されその恩恵を受けることになり、全国の職員がe-Govを理解する上でも開示請求は先行的に実施すべきであり、令和七年度を待たず、令和六年度または令和五年度と前倒しされなければならない。政府の見解をあきらかにされたい。

e-Govを理解する上でも開示請求は先行的に実施すべきであり、令和七年度を待たず、令和六年度または令和五年度と前倒しされなければならない。政府の見解をあきらかにされたい。

2 デジタル・ガバメント実行計画によると、後述のとおり「一連の業務プロセスを一貫して電子的に行うための仕組みを令和四年度までに整備」するとしてe-Gov審査支援サービスを計画どおり令和四年度末に整備したのであるから、開示請求、補正、審査及び開示不開示の決定等といった手作業や郵便のやり取りがオンライン化されるだけでも全国の職員の作業負担は大幅に軽減できるのであって、前回答弁書は、「デジタル・ガバメント実行計画やe-Govの進捗状況を理解せずに答弁書を書いたのではないか。政府の見解をあきらかにされたい。

3 前回答弁書の三について、令和四年九月二十日の日経クロスステックの記事によると、民間出身である浅沼尚デジタル監が改革の指揮を執り、特に、長く併存していた二つの行政手続サード「e-Govポータル」と「マイナポータル」を中長期で統合する方向性を打ち出したとある。

前回答弁書の三について、令和四年九月二十日の日経クロスステックの記事によると、民間出身である浅沼尚デジタル監が改革の指揮を執り、特に、長く併存していた二つの行政手続サード「e-Govポータル」と「マイナポータル」を中長期で統合する方向性を打ち出したとある。

改革が完遂するように、前回質問主意書において示したとおり、早期に統合すべき目標年度を明示すべきではないか。

また、デジタル・ガバメント実行計画によると、遅くとも令和七年度までには開示請求

また、デジタル庁レビュー結果のとおり、e

MAFF 及び eMLIT は e-Gov と同じシステムであることをデジタル庁は認識しているのだから、同様の改革として eMAFF 及び eMLIT は e-Gov に統合すべきであり、早期に統合すべき目標年度を明示すべきではないか。政府の見解をあきらかにされたい。

四 前回答弁書の四において、eMAFF は「申請時及び審査時に農地の地図等を参照できるよう設計する等により、農林水産行政に対応」、また、前回答弁書の六において、eMLIT は「申請時及び審査時における地図情報の活用の必要性等の国土交通省が所管する行政手続の特性」とあるが、eMAFF 及び eMLIT は地図の機能のみ e-Gov に勝っていると読める。

地図機能は、市役所のシステムで導入されたり、個人のスマートにも標準装備されている程度のものであり、それならば e-Gov に実装すれば、eMAFF 及び eMLIT は不要のはずである。

前述のとおり、eMAFF は地図の機能程度が e-Gov に勝っているだけで、また、開示請求といった単純な手続にも対応していない。令和四年度の行政事業レビューによると、e-Gov の整備運用は年間二十億円程度である。前回答弁書のとおり e-Gov はマイボーダーとの統合に前向きであり、また、マイナンバーカードの申請は一億人に迫っている。仮に、e-Gov の予算が百億円でも一億人が利用すれば一人当たり百円となる。

1 一方で、前回質問主意書のとおり、行政事業レビューシートによると eMAFF の予算は五十億円であるが、登録は二万人に留まり、一人当たり二十五万円となつて、e-G

ov の千倍以上と効率が悪すぎ、税金の無駄と言えるのではないか。政府の見解をあきらかにされたい。

2 日本の第一次産業の人口は、全人口の数%であるから、現在の登録二万人が大幅に増えることはない。ところで、全人口の数%だから第一次産業や農林水産省を軽視しているわけではない。年間五十億円は十年で五百億円となるように累積で考えると巨額である。この年間五十億円は、例えば同じ農林水産省の政策として牛乳生産の酪農家の支援や、あるいは、同じ農林水産省のDX政策に回すにしても、例えば、ドラマ「下町ロケット」に登場するようなロボットを活用した省力化など第一次産業の高齢化に対応したものなどに予算を回した方が合理的ではないか。

農林水産省が eMAFF のマニュアル改訂において全省庁で初めて ChatGPT を活用することがマスコミ報道されるなど DX に積極的で、「デジタル庁や e-Gov より先行して機能が優れていることは、前回質問主意書でも触れているところであるが、より予算を有効活用した方が、国民に対して、第一次産業の就業者に対しても理解が得られるはずである。

農林水産省は、第一次産業の発展のために第六次産業化を進めていると思われるが、それなら経済産業省や厚生労働省等の他省庁とも協力や共管、バックヤード連携等が考えられ、農林水産省の一省庁しか利用できないシステムより、全省庁が利用する e-Gov を利用した方が合理的である。

また、例えば、農林水産省地理情報共通管理システム(eMAFF 地図)により農林水産省の千倍以上と効率が悪すぎ、税金の無駄と言えるのではないか。政府の見解をあきらかにされたい。

3 前回答弁書において、「政府としては、政府情報システムの整備に当たっては、機能の重複等を避けるため、各システムの特性を踏まえ、共通機能の活用の徹底を図ることとしており、eMAFF の整備に当たっても、デジタル庁による統括・監理の下、システムの特性を踏まえて必要な機能の整理等を行つておる」及び「eMLIT の整備に当たっては、デジタル庁による統括・監理の下、e-Gov との関係も含め、システムの特性を踏まえて必要な機能の整理等を行つて」と曖昧な答弁をしているが、そもそもシステムの特性ではなく、手続の特性を踏まえ、システムを一般競争により発注して構築しているはずであり、手続は法令に基づくものであるから、法制度や保護法益に必要な機能の整理等を行うべきではないか。「システムの特性」ならば、例えば書面、押印及び対面は、システムの特性上困難であるが、法令改正により対応済みであり、それ以外のシステムの特性は

省が保有する農地の地図、国土交通省が保有するハザードマップ及び環境省が保有する影響評価地図といった複数の地図を e-Gov によって重ね合わせを行えば、農林水産省、国土交通省及び環境省の行政が互いに効率化されることも考えられる。

eMAFF はバックヤード連携だけで五十億円中の数十億円もかかっているとも聞いているが、それが事実ならば税金の無駄であり、他省庁や地方自治体との協力やバックヤード連携を考えると、ガバメントクラウドも進めている全省庁や地方自治体が利用する e-Gov に一元化すべきではないか。政府の見解をあきらかにされたい。

4 前回質問主意書で挙げた令和四年一月十四日の「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る検証委員会」においては、この委員の外部有識者の方々は元検事等であるものの、システムの専門家は見当たらない。また、国土交通省の統計不正発端の部署と同じ情報政策課が eMLIT を整備しており、改竄の指示を行つた経緯がある。このようなシステムの特性として、例えば特定の企業のシステムに固執する発注を行つてはならない。eMAFF 及び eMLIT は一般競争というより官製談合を行つては、公正取引委員会において調査すべきではないか。

5 前回答弁書の五及び六に関して、国土交通省の令和五年度予算決定概要(令和四年十二月二十三日)によると、eMLIT は①行政手続のオンライン化、申請受付から審査、通知等の申請業務に係るプロセスを一貫して処理できるシステムを段階的に拡充し、行政手続のオンライン化を加速することで、国民・事業者がいつどこからでも申請可能な環境の構築を目指します。」とある。

一方で、デジタル・ガバメント実行計画によると、「2. e-Gov を活用した行政手続オンライン化への対応(○総務省) e-Gov は、行政機関がオンラインで申請・届出等を受け付ける機能を有しているが、各省における e-Gov を活用した行政手続のオンライン化及び電子決裁への移行を促進し、申請者の利便

性向上及び行政事務の効率化を図るため、申請受付から審査・決裁・文書保存に至る一連の業務プロセスを一貫して電子的に行うための仕組みを令和四年度までに整備する。(略)なお、整備に当たっては、申請受付システムの一元化などの取組の方向性を踏まえつつ、様々な申請・届出等で共用可能となるよう留意する。」としている。

eMLITは「業務一貫処理システム」と答弁しているが、デジタル・ガバメント実行計画と文言が重複するほど、システムも重複していること、また、前回答弁書を基に調べてもeMLITは稼働していないこと、デジタル・ガバメント実行計画のとおり、申請受付システムの一元化を考えるとeMLITは即刻廃止すべきではないか。

そもそも国土交通省は二百近くの手続を既にe-Govで実施しており、「デジタル・ガバメント実行計画において「様々な申請・届出等で共用可能となるよう」e-Govは整備する予定なのだから、e-Govの利用を拡大していくべきではないか。政府の見解をあきらかにされたい。

六 前回答弁書の七において、「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」において検討中であるが、インターネットで公表資料を見る限り検討していない。また、「保険者等の意見も聴取しながら、引き続き、患者の利便の確保が図られ、保険医療機関等への負担を考慮」とあるが、紙の健康保険証と紙の限度額適用認定証が、マイナンバーカードに一元化されると単純明快であるが、紙の資格確認書という同検討会において十分に検討すらされていないものが、保険者等、患者及び保

険医療機関等の三者に対して混乱と負担を与えると考えられる。

そこで紙の資格確認書は中止し、紙の健康保険証と紙の限度額適用認定証を暫定的に存続させ、後述の高額療養費等のメリットを広く国民に理解していただき、マイナンバーカードに一元化していくことが単純明快で、三者に対する混乱も負担も少なくなるのではないか。政府の見解をあきらかにされたい。

七 前回答弁書の八によると「限度額適用認定証がなくとも高額療養費制度における限度額を超える支払が免除される旨を周知・広報している」としているが、このように利用者(患者)の視点ではなく、役所と制度の視点から専門用語を羅列した難解な文章こそが問題なのではないか。デジタル・ガバメント実行計画によるところ社会全体にデジタル化によるメリットを、誰一人取り残さない形で広くいきわたさせていくこと」と謳っている。

1 そうであるならば、前回質問主意書のように「例えば、入院手術で三百万円かかったとすれば十分なのではないか。政府の見解をあきらかにされたい。

六 前回答弁書の七において、「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」において検討中であるが、インターネットで公表資料を見る限り検討していない。また、「保険者等の意見も聴取しながら、引き続き、患者の利便の確保が図られ、保険医療機関等への負担を考慮」とあるが、紙の健康保険証と紙の限度額適用認定証が、マイナンバーカードに一元化されると単純明快であるが、紙の資格確認書という同検討会において十分に検討すらされていないものが、保険者等、患者及び保

厚生労働省及びデジタル庁が高額療養費の支払いを減らし、国民の負担を増やそうと意図的に広報を控えているといわざるをえない。このことについて政府の見解をあきらかにされたい。

2 マスコミの報道を見ているならば、ChatGPTは周知・広報に適しているとも言われている。金銭負担をする利用者がわかりやすいような文章の作成に苦慮しているならば、ChatGPTを試験的に活用してみてはどうか。

3 eMAFFのマニュアル改訂は周知・広報に適している。金銭負担をする方が国民にとって大きいのではないか。政府の見解をあきらかにされたい。

八 防衛費の増強や少子高齢化対策の財源として、政府は歳出削減を謳っており、また、歳出削減の具体的な手法としてDXを安易に挙げることが多いあるが、電子申請のような国民から見てもわかりやすいシステムについて「デジタル・ガバメント実行計画」という閣議決定をしておきながら、同じシステムを乱立することは、歳出削減にもならずDXにもならず、ただの税金の垂れ流しである。

八 防衛費の増強や少子高齢化対策の財源として、政府は歳出削減を謳っており、また、歳出削減の具体的な手法としてDXを安易に挙げることが多いあるが、電子申請のような国民から見てもわかりやすいシステムについて「デジタル・ガバメント実行計画」という閣議決定をしておきながら、同じシステムを乱立することは、歳出削減にもならずDXにもならず、ただの税金の垂れ流しである。

実務的には、地図の機能を実装したe-Govに、農林水産省や国土交通省の全ての手続を移することを原則として、例外として、デジタル庁が将来e-Govに実装する見込みも、ない機能を必要とする手続については、デジタル庁がその見込みを確認をした上で、デジタル庁と協力してe-Govとバックヤード連携し

内閣衆質二二一第五七号
内閣総理大臣 岸田 文雄
衆議院議長 細田 博之殿
内閣總理大臣 岸田 文雄
衆議院議長 細田 博之殿

内閣衆質二二一第五七号
内閣總理大臣 岸田 文雄
衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員早稲田ゆき君提出国民の利便性の向上のための行政サービスのDXに関する再質問に対する答弁書
〔別紙〕

衆議院議員早稲田ゆき君提出国民の利便性の向上のための行政サービスのDXに関する再質問に対する答弁書
〔別紙〕

御指摘の「eMAFF及びeMLITがe-Govと同じシステムである」の意味するところが必ずしも明らかではないが、農林水産省を通じて申請サービス(以下「eMAFF」という。)及び国土交通省手続業務一貫処理システム(以下「eMLIT」という。)については、デジタル庁による統括・監理の下、e-Govとの関係も含め、システムの特性を踏まえて必要な機能の整理等を行つており、eMAFFについては、農業者等が行う申請に農地に関係したもののが多いという特徴を踏まえ、農地の地番と正確に対応した位置情報、面積、所有者等の情報を搭載した農地の地図等、農林水産省が所管する行政手続に係る事業者や行政職員等の負担を大幅に

軽減するために必要な情報を常に参照することができるようにしておく等の必要があると認められること、eMLITについては、国土交通省が所管する行政手続の特性を踏まえ、例えば、申請時に地図情報を参照することができるようすることにより、当該地図情報上において、容易に当該申請の対象となる施設等や当該申請を受け付ける地方支分部局を指定することができるようにしておく等の必要があると認められることから、e-Govとは別に、それぞれ整備することとしているものである。また、eMAFF及びeMLITについては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和四年六月七日閣議決定。以下「重点計画」という。)等を踏まえ、予算要求及び予算執行の段階におけるレビューを行い、当該レビューのプロセスを通じて必要な検討や対応を行った上で、予算要求等を行っているものであり、「不明瞭な状況で・・・予算を要求して決定しているとの御指摘は当たらず、先の答弁書(令和五年四月七日内閣衆質一一第一四一号。以下「前回答弁書」という。)の内容が「事実と異なる」とは考えていない。

一の2について

一の1についてでお答えしたとおり、eMAFF及びeMLITについては、デジタル庁による統括・監理の下、e-Govとの関係も含め、システムの特性を踏まえて必要な機能の整理等を行っており、e-Govとは別に、それぞれ整備することとしているものであることから、現時点では、eMAFF及びeMLITをe-Govに統合することは考えていない。

二の2について

前回答弁書二については、「開示請求のオンライン化について、直近の政府の方針を定めた規制改革実施計画」(令和四年六月七日閣議決定)等を踏まえて検討している旨を述べたものであるが、その際、令和五年三月に「e-Gov審査支援サービス」の運用を開始したことも踏まえているところである。

三の前段について

e-Gov及びマイナポータルについては、前回答弁書三についてでお答えしたとおり、令和二年十二月二十五日閣議決定は、「デジタル社会の形成に関する重点計画・情報システム整備計画・官民データ活用推進基本計画について」(令和三年十二月二十四日閣議決定)により廃止されているところであるが、いずれにしても、政府としては、重点計画等を踏まえ、同庁は各府省が共通で利用するシステム等を整備し、それ以外のシステムについては各府省において整備を行うこととしている。

二の1について

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)に基づく行政文書の開示請求(以下「開示請求」という。)のオンライン化については、重点計画も踏まえ、e-Govの活用も含めて検討しているところであるが、オンライン化を円滑に実施するためには、関において、当該業務のプロセス全体の効率化にも留意しつつ、当該業務の実情等も踏まえ、オンライン化の実施時期及び実施方法について検討していく必要があると考えており、現時点では、お尋ねについてお答えすることは困難である。

四の1について

eMAFFについては、農林水産省が所管する行政手続のオンライン化を推進し、当該行政手続に係る事業者や行政職員等の負担を大幅に軽減するとともに、同省の政策を迅速かつ効率的に実施すること等を目的に、申請時及び審査等を行っているものである。eMAFFについては、農業者等が行う申請に農地に関係したものが多いという特徴を踏まえ、農地の地番と正確に対応した位置情報、面積、所有者等の情報を搭載した農地の地図等、農林水産省が所管する行政手続に係る事業者や行政職員等の負担を大幅に軽減するために必要な情報を常に参照することができるようにしておく等の必要があり、また、eMLITについては、国土交通省が所管する行政手続の特性を踏まえ、

括・監理の下、e-Govとの関係も含め、システムの特性を踏まえて必要な機能の整理等を行っており、農林水産省が所管する行政手続のオンライン化を推進し、当該行政手続に係る事業者や行政職員等の負担を大幅に軽減するとともに、同省の政策を迅速かつ効率的に実施すること等を目的に、申請時及び審査等を行っており、農林水産行政に対応したシステムとして、e-Govとは別に、整備することとしているものであり、また、重点計画等を踏まえ、予算要求及び予算執行の段階におけるレビューを行い、当該レビューのプロセスを通じて必要な検討や対応を行った上で、予算要求等を行っているものであり、整備等に要する費用について、御指摘のように「税金の無駄」とは考えておらず、現時点では、e-Govに一元化することも考えていない。

四の2について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、政府情報システムの整備に当たっては、法制度等の内容を踏まえて必要なシステム要件を整理した上で、システムの機能の整理を行うとともに、共通機能の活用の徹底を図ることにより、機能の重複の排除を進めているところ、eMAFFについては、農業者等が行う申請に農地に関係したものが多いという特徴を踏まえ、農地の地番と正確に対応した位置情報、面積、所有者等の情報を搭載した農地の地図等、農林水産省が所管する行政手続に係る事業者や行政職員等の負担を大幅に軽減するために必要な情報を常に参照することができるようにしておく等の必要があり、また、eMLITについては、国土交通省が所管する行政手続の特性を踏まえ、

例えば、申請時に地図情報を参照することができないようにすることにより、当該地図情報上において、容易に当該申請の対象となる施設等や当該申請を受け付ける地方支分部局を指定することができるようにしておく等の必要があり、前回答弁書においては、これらのシステムの特性を踏まえ、両システムの整備に当たって、必要な機能の整理等を行っている旨をお答えしたことである。

四の4について

お尋ねの「こののようなシステムの特性として、例えば特定の企業のシステムに固執する発注を行っているならば、eMAFF及びeMLITは一般競争というより官製談合を行っている疑いもあり」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、公正取引委員会では、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）に違反する事実が認められた場合には厳正に対処するとともに、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成十四年法律第二百一号。以下「入札談合等関与行為防止法」という。）第二条第五項に規定する入札談合等関与行為が認められた場合は、入札談合等関与行為の規定に基づき、各省各府の長等に対して改善措置要求を行っている。

政府としては、今後とも、独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法を適切に運用してまいりたい。

eMLITについては、デジタル庁による統括・監理の下、e-Govとの関係も含め、シ

ステムの特性を踏まえて必要な機能の整理等を行つており、国土交通省が所管する行政手続の特性を踏まえ、国民の利便性の向上や行政の業務の効率化等が図られるよう、例えば、申請時に地図情報を参照することができるようにすることにより、当該地図情報上において、容易に地図情報を参考することができるようとする當該申請の対象となる施設等や当該申請を受け付ける地方支分部局を指定することができます、「資格確認書（基本は紙）により被保険者資格を確認すること」とされたことを踏まえ、全ての被保険者等が必要な保険給付を受けることができるよう、健康保険法（大正十一年法律第七十号）等の医療保険各法において、個人番号カードにより電子資格確認（健康保険法第三条第十三項に規定する電子資格確認をいふ）を受けることができない状況にある被保険者等について、当該被保険者等からの求めに応じて「資格確認書」を交付するなど、所要の措置を講ずることを目指している。その上で、健康保険証の廃止に伴う限度額適用認定証の取扱いについては、検討会における議論を踏まえつつ、保険者等の意見も聴取しながら、患者者、保険者及び保険医療機関等（以下「患者等」という。）にとって分かりやすく、かつ、患者等の事務手続等の負担を軽減することができるような方策について、検討してまいりたい。

六について

お尋ねの「紙の資格認証書は中止し、紙の健康保険証と紙の限度額適用認定証を暫定的に存続させ……マイナンバーカードに一元化していくことが單純明快で、三者に対する混乱も負担も少なくなる」の意味するところが必ずしも明らかではないが、個人番号カードと健康保険証の一体化（以下「一体化」という。）について

は、患者は本人の健康や医療に関するデータに基づいたより適切な医療を受けることが可能となるなど、様々なメリットがあることを踏まえ、その取組を加速し、令和六年秋に健康保険証を廃止することを目指すとした。健康保険証を廃止した後の被保険者等の資格確認の取り扱いについては、令和五年二月十七日に公表された「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」（以下「検討会」という。）の

「中間とりまとめ」において、「マイナンバー カードによるオンライン資格確認を基本」とし、「マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができる状況にある方」については、「資格確認書（基本は紙）により被保険者資格を確認すること」とされたことを踏まえ、全ての被保険者等が必要な保険給付を受けることができるよう、健康保険法（大正十一年法律第七十号）等の医療保険各法において、個人番号カードにより電子資格確認（健康保険法第三条第十三項に規定する電子資格確認をいふ）を受けることができない状況にある被保険者等について、当該被保険者等からの求めに応じて「資格確認書」を交付するなど、所要の措置を講ずることを目指している。その上で、健康保険証の廃止に伴う限度額適用認定証の取扱いについては、検討会における議論を踏まえつつ、保険者等の意見も聴取しながら、患者者、保険者及び保険医療機関等（以下「患者等」という。）にとって分かりやすく、かつ、患者等の事務手続等の負担を軽減することができるよう方策について、検討してまいりたい。

八について

お尋ねのeMAFF及びeMLITについては、三の後段について、四の2について及び五についてでお答えしたとおり、現時点では、e-Govに「一元化すること及び廃止すること」は考えていない。

お尋ねのeMAFF及びeMLITについては、現在、政府全体で「ChatGPT」等のいわゆる生成AIに関する検討を進めているところである。いずれにしても、一体化のメリットについて「利用者（患者の視点）に立った分かりやすい情報提供ができるよう、御指摘の「具体的な「金額」及び「グラフ等」の活用も含め、必要な周知・広報を行つてまいりたい。

令和五年四月二十七日提出
質問 第五八号

デジタル庁が調達した省庁業務サービスGクラウドの現状に関する質問主意書

提出者 福田 昭夫

「デジタル庁が調達した省庁業務サービスGクラウドの現状に関する質問主意書」
一 令和四年度調達したガバメントクラウド業者は、米国の四社だと伺っているが、四社とも国内にデータセンターを設置して、運用を開始しているのか。

二 現在、省庁業務サービスGクラウドは、省庁ごとにどのようなサービスに使用しているのか。各省庁ごとに示されたい。また、それらのサービスごとに業務委託料はいくらなのかも示されたい。

また、政府広報における御指摘の「Chat G」右質問する。

内閣衆質一一第一五八号
令和五年五月十二日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員福田昭夫君提出デジタル庁が調達した省庁業務サービスGクラウドの現状に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員福田昭夫君提出デジタル庁が調達した省庁業務サービスGクラウドの現状に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「運用を開始しているのか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「米国の四社」については、日本国内にデータセンターを設置し、稼働させているところである。

二について

お尋ねの「省庁業務サービスGクラウドは、省庁ごとにどのようなサービスに使用しているのか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、これが「デジタル庁におけるガバメン

トクラウド整備のためのクラウドサービスの提供——令和五年度——」に係る契約の契約相手先企業であるクラウドサービス提供事業者が当該契約に基づいて提供するクラウド（以下「ガバメントクラウド」という）を利用する各府省等所管ごとの行政サービスについてのお尋ねであれば、これを各府省等所管ごとにお示しすると、次とおりである。

デジタル庁所管 政府共通決済基盤、「デジタル推進委員ボーナル、公金受取口座の登録等及びワクチン接種記録システムの広報に関するウェブページ

農林水産省所管 農業研究見える化システム
（アグリサーキャー）

また、お尋ねの「それらのサービス」との「業務委託料」の意味するところが必ずしも明らかではないが、これが各府省等がガバメントクラウドを利用して実施する行政サービスごとに業務委託を行う場合の委託先事業者に対して支払った委託料を意味するのであれば、これを各府省等所管ごとにお示しすると、次のとおりである。

デジタル庁所管 デジタル推進委員ボーナル 千三百九十七万二千二百円

農林水産省所管 農業研究見える化システム
（アグリサーキャー） 三千三百万円

令和五年四月二十七日提出
質問 第五九号

政府安全保障能力強化支援等に関する質問主
意書

提出者 神津たけし

政府安全保障能力強化支援等に関する質問

主意書

政府は、「国家安全保障戦略」（令和四年十二月十六日 国家安全保障会議決定 閣議決定）にお

いて、同志国との安全保障上の協力を深化させるために、同志国の安全保障上の能力・抑止力の向上を目的として、同志国に対して、装備品・物資の提供やインフラの整備等を行う、軍等が裨益者となる新たな協力の枠組みを設けることを示し

た。また、本年四月五日の松野官房長官会見によれば、同日に開催された国家安全保障会議の九大臣会合において、「政府安全保障能力強化支援の実施方針」を決定したことである。

新たに設けられた「政府安全保障能力強化支援（OSA）」という枠組みについてはその法的根拠等が明らかになっておらず、外務省ホームページに掲載されている「政府安全保障能力強化支援（OSA）の概要」中、「具体的な協力の内容」には、

「防衛装備移転三原則」及び同運用指針の枠内での協力を実施」とあるが、防衛装備品の移転の在り方についても不明な点等があることから、以下について政府の見解を明らかにされたい。

一 政府安全保障能力強化支援（OSA）の法的根拠について

1 政府は、令和五年四月七日の参議院政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会における田島麻衣子委員の質疑に対し、政府安全保障能力強化支援（OSA）を所管する官庁は外務省であると答弁している。本職が事前に外務省にその根拠を照会したところ、外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）第四条第一項第一号イの「日本国の安全保障」であるとのことであった。そこで以下について質問する。

（一）政府安全保障能力強化支援（OSA）について同号イの規定を根拠とする理由は何か。

（二）同号イの規定中、安全保障に「日本国」と付されている趣旨、同号ロの規定中、経済関係に「対外」と付されている趣旨、及び同号ハにおいては、同号のイのように「日本国」、又は同号ロのように「対外」との文言は付さず、単に「経済協力」と規定されており、それが明記された趣旨について、それぞれ説明された

か。

（二）同号イの規定中、安全保障に「日本国」と付されている趣旨、同号ロの規定中、経済関係に「対外」と付されている趣旨、及び同号ハにおいては、同号のイのように「日本国」、又は同号ロのように「対外」との文言は付さず、単に「経済協力」と規定されており、それが明記された趣旨について、それぞれ説明された

か。

体的に項目が設けられている。今後、外務省が政府安全保障能力強化支援（OSA）に取り組んでいくに当たっては、第一号の「日本国」の安全保障」という大きな項目を根拠にするのではなく、同法において「政府安全保障能力強化支援（OSA）」に関する定義を明記した上で、政府開発援助と同様に、所掌事務としての法的根拠を明示することが必要ではないか。必要がないとするのであれば、その理由について明らかにされたい。

3 外務省によれば、政府安全保障能力強化支援（OSA）に関する業務は、外務省総合外交政策局安全保障政策課国際平和・安全保障協力室が担当しているとのことである。外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）及び外務省組織規則（平成十三年外務省令第一号）には、各部局がつかさどる事務が掲げられて

いるが、当該部課室が政府安全保障能力強化支援（OSA）に関する業務を行うに当たつては、政府安全保障能力強化支援（OSA）に関する業務をその所掌事務として政令及び規則に明記し、法的根拠を明示する必要があるのではないか。

二 政府安全保障能力強化支援（OSA）については、令和五年度外務省予算に安全保障能力強化等援助費として約二十億円が計上されている。今後OSA予算が増加していく場合に、それに比してODA予算が削減されることがあるか、外務省予算におけるOSA予算とODA予算の関係について明らかにされたい。

三 令和五年四月十四日の産経新聞の記事「防衛装備輸出促進 大使館業務に 政府検討 外務・防衛の連携推進」について

2 外務省設置法第四条第一項第二十四号から

第二十六号には、「政府開発援助」について具

2 同記事では、在外公館の職員の業務に防衛装備品の海外移転促進を位置付ける方向で検討している旨が記載されているが、防衛装備品の輸出促進を、在外公館の職員がその任務として行うことについて検討しているか。

3 独立行政法人日本貿易振興機構法(平成十四年法律第百七十二号)第十二条第二号及び第三号では、同機構の業務の範囲として、我が国の産業及び商品の紹介及び宣伝を行うこと及び貿易取引のあっせんを行うことが明示されている。在外公館の職員が防衛装備品という商品の受注獲得にかかることとなる場合、同機構の業務と重複する懸念はないか。

右質問する。

内閣衆質一一第五九号
令和五年五月十二日
内閣総理大臣 岸田 文雄
衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員神津たけし君提出政府安全保障能力強化支援等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員神津たけし君提出政府安全保障能力強化支援等に関する質問に対する答弁書
書
一の1の(一)、2及び3並びに2について
政府安全保障能力強化支援(以下「OSA」という。)は、同志国との安全保険上の能力や抑止力の強化に貢献することにより、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出並びに国際的な平和と安全の維持及び強化に寄与することを目的として、

軍等が神益者となる資機材供与やインフラ整備等を行うものであり、OSAに関する事務は、外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)第四条第一項第一号イに掲げる日本国との安全保障に係る同号に規定する外交政策に関する事務に並びに外務省組織規則(平成十三年外務省令第一号)第十二条第四項第一号に掲げる外務省総合外交政策局安全保障政策課国際平和・安全保障協力室の所掌事務である我が国との国際平和協力その他安全保障上の協力に係る外交政策の企画及び立案に関する事務」の「法的根拠」は明らかであると考えている。また、OSAは、開発途上国の経済社会開発を目的とする政府開発援助(以下「ODA」という。)とはその趣旨や内容が異なるものであるため、OSAとODAとを単純に比較することは適当ではなく、政府としては、予算においてもそれぞれについて支援の目的やニーズに応じ必要な経費を計上していく考えである。

一の1の(二)について
外務省設置法第四条第一項第一号イにおいては、我が国との平和及び独立、領域、国民の生命及び財産等を外部の脅威から守るために行う安全部門の醸成を中心とする多角的な要素を含む外交政策に関する事務を、同号ロにおいては、国際経済システム、貿易、投資、資源及びエネルギー、経済統合、海洋の開発及び利用、海運及び航空等の対外的な性格を有する経済問題に関し、諸外国等との適切な関係を維持及び増進していくために行う外交政策に関する事務を、同号ハにおいては、開発途上国等に対する事務を、同号ハにおいては、開発途上国等に対する事務を、政府及び民間の協力に係る外交政策に関する事務を、それぞれ規定する趣旨から、御指摘のよ

うな規定ぶりとなつてあるものである。
三の1について
御指摘の報道については承知している。
三の2について
政府としては、従来、在外公館等を通じて、防衛装備移転の円滑な実施のための支援を含む、我が国の民間企業に対する支援を行つてきている。
三の3について
お尋ねについては、個々の報道を前提とした仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい。
財務大臣鈴木俊一君不信任決議案
右の議案を提出する。
令和五年五月十六日
提出者
末松 義規 櫻井 周
福田 昭夫 道下 大樹
米山 隆一 山井 和則
賛成者
安住 淳外八十五名
財務大臣鈴木俊一君不信任決議
本院は、財務大臣鈴木俊一君を信任せず。
右決議する。

理由
「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案」は、日本の安全保障の土台となるべき法律案であるにもかかわらず、数多くの問題がある欠陥法案と言わざるを得ない。
これまでの審議によつて、身の丈を超えるような防衛費倍増が我が国的主要な政治課題解決の支障とならないかという疑問に答えていない点、後年度負担の財源が何ら示されていない点、財源確保とは名ばかりで、歳出改革、決算剩余金、税外収入、税制措置の規定が法律案に盛り込まれていないため財源の中身が乏しく持続可能性もないという深刻な問題点が明らかになつた。
加えて、税外収入の多くが本法律案がなくとも一般財源として来年度に繰り入れ可能であること、決算剩余金について算定根拠の妥当性が説明できていない点、「国債には頼らない」という言明とは裏腹に大幅に国債に頼つていく点、今後五年間で三兆円強を捻出するという歳出削減や一兆円強の税制措置も法律で担保されていないことも大きな問題である。さらに、東日本大震災の復興財源を確保する「復興特別所得税」が防衛費に転用されること、国民との約束違反との説りを免れない。
以上のよう、本法律案では、我が国に相応しい防衛力の安定財源を確保できないことは明白である。然るに、財務大臣鈴木俊一君は、これらの問題を一顧だにせず、この欠陥法案を強引に成立させようとしている。鈴木俊一君が財務大臣に居ることは、我が国の適切な防衛力整備の妨げになるばかりか国益をも損ねかねず、鈴木俊一君は一刻も早く財務大臣の職を辞すべきである。
以上が、本決議案を提出する理由である。
放送法及び電波法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
令和五年三月三日
内閣総理大臣 岸田 文雄

放送法及び電波法の一部を改正する法律

(放送法の一部改正)
第一条 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一百五条」を「第一百五条の二」に、「經營基盤強化計画」を「特定放送番組同一化実施方針」に、「第一百六条の七」を「第一百六条の六」に改める。

第二条第二十四号中「認定基幹放送事業者」を「基幹放送事業者」に改める。

第二十条第一項第一号中「特定地上基幹放送局」の下に「又は次条第三項に規定する基幹放送局」に改める。局提供子会社の中継地上基幹放送局(第九十一条第二項第三号に規定する放送系において他の放送局から放送をされる放送番組を受信し、その内容に変更を加えないで同時にその再放送をする地上基幹放送の業務に主として用いられる基幹放送局をいう。以下同じ。)」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(基幹放送局提供子会社)

第二十条の二 協会は、前条第一項第一号の業務を効率的に遂行するため、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことを主とする目的とする会社に出資することができる。この場合において、協会は、当該出資をしている間、当該出資をした者を子会社(協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の協会がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。第二十二条の二第一号を除き、以下の章及び第一百九十二条第二項において同じ。)として保有しなければならない。

一 指定地上基幹放送地域(人口、地理的条件その他の事情により協会が当該地域における地上基幹放送の提供に必要な放送設備の全部を自ら保有するための費用が他の地域に比して多額であり、協会が基幹放送局提供事業者の提供する基幹放送局設備(中継地上基幹放送局に係るものに限る。以下この条において同じ。)を利用することにより業務の効率化を図る必要性が特に高い地域として総務大臣が指定する地域をいう。以下この条において同じ。)において、基幹放送局設備の保有及び管理すること。

二 指定地上基幹放送地域において、協会その他の基幹放送事業者との契約に基づき、前号の基幹放送局設備を当該基幹放送事業者の地上基幹放送の業務の用に供すること。

2 前項第一号の規定による指定は、告示によつて行う。

3 協会は、指定地上基幹放送地域において地上基幹放送の業務を行うに当たつては、第一項の規定に基づき出資した子会社(以下この条及び第二十二条において「基幹放送局提供子会社」という。)との契約に基づき、基幹放送局提供子会社の提供する基幹放送局設備を用いることができる。

4 協会は、第八十五条第一項の総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、基幹放送設備の運用を他人に委託しようとする場合にあつては、当該設備の概要及び委託先の氏名又は名稱

第九十七条第一項中「又は第八号」を「から第九号まで」に改め、同項第二項中「第十号」を「十一号」に改め、同項ただし書中「同号に掲げる事項の変更であつて、当該変更によつて同条第一項第七号ニ又はホに該当することとなるおそれがあるものとして総務省令で定めた

第二十一条第一項中「(協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の協会がその経営を支配している法人として総務省令で定めるもの)」を「次に掲げる変更」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前項ただし書の総務省令で定める軽微な変更(第九十三条第二項第八号又は第九号に掲げる事項の変更に限る。)のうち特に軽微なものとして総務省令で定めるもの

二 第九十三条第二項第十一号に掲げる事項の変更であつて、当該変更によつて同条第一項第七号ニ又はホに該当することとなるおそれが少ないものとして総務省令で定められた

第三十九条第一項第一号子中「テレビジョン放送による」を削り、「衛星基幹放送」を「もの」に改め、同号ウ中「第二十二条又は」を「第二十一条の二第一項、第二十二条又は」に改める。

第四十五条第二項ただし書中「場合」の下に「並びに協会が第二十条の二第四項の規定に基づき中継地上基幹放送局及びこれに附属する放送設備の譲渡を行う場合」を加える。

第五十九条第一項中「(電波法の規定により当該基幹放送の業務に用いられる特定地上基幹放送局の免許を受けようとする者又は受けた者を除く。)」を削り、同項第三号中「技術基準」を「基準」に改め、同項第七号ホ中「次項第十号」を「次項第十一号」に改め、同条第二項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 基幹放送設備の一部を構成する設備の運用を他人に委託しようとする場合にあつては、当該設備の概要及び委託先の氏名又は名稱

第一百五条の二 第九十三条第一項の規定にかかるわらず、特定地上基幹放送事業者は、同項の認定を受けないで、次に掲げる方法により、地上基幹放送の業務を行ふことができる。

一 特定地上基幹放送局を用いる方法
二 前号の方法により地上基幹放送の業務を行ふ放送対象地域と同一の放送対象地域において、基幹放送局提供事業者と第百七十七条第一項に規定する放送局設備供給契約を締結し、当該基幹放送局提供事業者の中継

二 前号の方法により地上基幹放送の業務を行ふ放送対象地域において、基幹放送局提供事業者と第百七十七条第一項に規定する放送局設備供給契約を締結し、当該基幹放送局提供事業者の中継

二 特定地上基幹放送事業者は、前項第二号の方法により地上基幹放送の業務を行おうとするときは、総務省令で定めるところにより、

当該業務に用いる電気通信設備(基幹放送局提供事業者の基幹放送局設備を除く。第四項において同じ)及びその運用のための業務管理制度(特定地上基幹放送事業者が当該電気通信設備の一部を構成する設備の運用を他人に委託しようとする場合にあつては、委託先における業務管理制度を含む。第四項及び第一百八十七条第二号において「電気通信設備等」という)が第一百十一条第一項の総務省令で定める基準に適合することについて、総務大臣の確認を受けなければならない。

3 総務大臣は、前項の確認をしたときは、当該確認を受けた特定地上基幹放送事業者の特定地上基幹放送局に係る電波法第十四条第一項の免許状に、次に掲げる事項を付記するものとする。

一 確認の年月日及び確認の番号

二 確認に係る地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送設備を提供する基幹放送局提供事業者の氏名又は名称

三 確認に係る地上基幹放送の業務を行う放送対象地域

4 第二項の確認を受けた特定地上基幹放送事業者は、当該確認に係る地上基幹放送の業務に用いる電気通信設備等を変更しようとするとき(当該業務に用いる電気通信設備の一部を構成する設備又は当該電気通信設備の一部を構成する設備の運用を他人に委託している場合に限る。)は、変更後の電気通信設備等が第百十一条第一項の総務省令で定める基準に適合することについて、総務大臣の確認を受けなければならぬ。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

5 第二項の確認を受けた特定地上基幹放送事業者は、前項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める特に軽微な変更については、この限りでない。

第六百十一条の前の見出し中「設備」を「設備等」に改め、同条第一項中「基幹放送設備」を「基幹放送設備等」に、「技術基準」を「基準」に改め、同条

「及びその運用のための業務管理制度(当該認定基幹放送事業者が基幹放送設備の一部を構成する設備の運用を他人に委託している場合にあつては、委託先における業務管理制度を含む。以下「基幹放送設備等」という。)」を加え、「技術基準」を「基準」に改め、同条第二項中「技術基準」を「基準」に改め、同項第一号中「又は故障」を「若しくは故障又は不適切な運用」に改め、同項

第二号中「基幹放送設備」を「基幹放送設備等」に改める。

第六百十二条中「電気通信設備」の下に「当該業務が第百五条の二第一項第二号に掲げる方法により行われる場合にあつては、当該業務に用いられる基幹放送局提供事業者の基幹放送局設備を除く。」を、「という。」の下に「及びその運用を除く。」を、「特定地上基幹放送局等設備の一部を構成する設備の運用を他人に委託している場合にあつては、委託先における業務管理制度を含む。以下「特定地上基幹放送局等設備」に改め、同条第一項中「経営基盤強化計画」を「特定放送番組同一化実施方針」に改め、同項各号を次のように改める。

第六百十六条の二第二号中「第九十七条第二項ただし書」を「第九十七条第二項第二号」に改め、同条第一項中「基幹放送局等設備を設置する」を「特定地上基幹放送局等設備を設置する」に改める。

第六百十六条の四の見出し中「経営基盤強化計画」を「特定放送番組同一化実施方針」に改め、同条第一項中「経営基盤強化(業務の合理化、組織の再編成その他の行為による業務の効率の向上を通じて、国内基幹放送事業者(指定放送対象地域に係る国内基幹放送を行つるものに限る。)において同じ。)に関する計画(以下この款)を「特定放送番組同一化(二以上の国内基幹放送の放送時間の全部又は一部について、当該二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすための措置を講じつつ、同一

の放送番組の放送を同時にを行うことをいう。ただし、放送時間の一部について同一の放送番組の放送を同時にを行う場合には、当該二以上の国内基幹放送のうちいずれの国内基幹放送の放送時間の合計に対する当該同一の放送番組の放送を同時に行つ放送時間の割合が総務省令で定める割合を超えるものに限る。以下この条及び第六百十六条において同じ。)の実施に関する方針(以下の条及び次条に、「経営基盤強化計画」を「特定放送番組同一化実施方針」に改め、同条第二項中「経営基盤強化計画」を「特定放送番組同一化実施方針」に改め、同項各号を次のように改める。)

第六百十六条の四第三項中「経営基盤強化計画」を「特定放送番組同一化実施方針」に改め、同条第一項中「基幹放送局等設備を設置する」を「特定地上基幹放送局等設備を設置する」に改め、同条第一項中「経営基盤強化計画」を「特定放送番組同一化実施方針」に改め、同項各号を次のように改める。

第六百十六条の四の見出し中「経営基盤強化計画」を「特定放送番組同一化実施方針」に改め、同条第一項中「経営基盤強化(業務の合理化、組織の再編成その他の行為による業務の効率の向上を通じて、国内基幹放送事業者(指定放送対象地域に係る国内基幹放送を行つるものに限る。)において同じ。)に関する計画(以下この款)を「特定放送番組同一化(二以上の国内基幹放送の放送時間の全部又は一部について、当該二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすための措置を講じつつ、同一

の放送番組の放送を同時にを行うことをいう。ただし、放送時間の一部について同一の放送番組の放送を同時に行つ放送時間の割合が総務省令で定める割合を超えるものに限る。以下この条及び第六百十六条において同じ。)の実施に関する方針(以下の条及び次条に、「経営基盤強化計画」を「特定放送番組同一化実施方針」に改め、同項各号を次のように改める。)

第六百十三条第一項中「基幹放送設備」を「基幹放送設備等」に改め、同条第二項中「特定地上基幹放送局等設備」を「特定地上基幹放送局等設備等」に改め、同項各号を次のように改める。

一 特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係る放送対象地域が次のいずれにも適合すること。

イ 当該放送対象地域が相互に重複しないこと。

ロ 当該放送対象地域のいずれか又は全て

が指定放送対象地域であること。

ハ 当該放送対象地域の自然的経済的社会的文化的諸事情が相互に相当程度共通していると認められること。

二 当該放送対象地域の数が総務省令で定める数を超えないこと。

一 地域性確保措置の内容が、当該特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすために適切なものであることを。

第一百六条の四第四項中「経営基盤強化計画」を「特定放送番組同一化実施方針」に改め、「経営基盤強化の実施期間」を削る。

第一百六条の五の見出し中「認定経営基盤強化計画」を「認定特定放送番組同一化実施方針」に改め、「経営基盤強化計画」を「認定特定放送番組同一化実施方針」に改め、同条第一項及び第二項中「経営基盤強化計画」を「特定放送番組同一化実施方針」に改め、同条第四項中「に係る経営基盤強化計画」を「に係る特定放送番組同一化実施方針」に、「この款を「この条及び次条」に「認定経営基盤強化計画」を「認定特定放送番組同一化実施方針」に改め、同条第五項中「認定経営基盤強化計画」を「認定特定放送番組同一化実施方針」に改め、同条第六項中「認定経営基盤強化計画」を「認定特定放送番組同一化実施方針」に改める。

第一百六条の六を削る。

第一百六条の七第一項中「認定経営基盤強化計画」を「認定特定放送番組同一化実施方針」に改め、同条第二項及び第三項中「認定経営基盤強化計画」を「認定特定放送番組同一化実施方針」に改め、「第二十一条第一項の見出し中「設備」を「設備等」に改め、「基幹放送局設備等」に改め、同項第一号中「基幹放送局設備」を「基幹放送局設備等」に改める。

条の六とする。

第一百七条第一項中「認定基幹放送事業者から第六号までに掲げる事項〔衛星基幹放送に係る場合にあつては、当該衛星基幹放送の業務において認定証記載事項〕」を「次の各号に掲げる者から、それぞれ当該各号に定める事項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 認定基幹放送事業者 当該認定基幹放送事業者に係る第九十四条第二項の認定証に記載された同条第三項第三号までに掲げる事項〔衛星基幹放送に係る場合にあつては、当該衛星基幹放送の業務において認定証記載事項〕と。

二 第百五条の二第二項の確認を受けていない特定地上基幹放送事業者からの放送局設備供給契約の申込み

三 認定基幹放送事業者からの認定証記載事項に従わない放送局設備供給契約の申込み

四 特定地上基幹放送事業者からの免許状記載事項に従わない放送局設備供給契約の申込み

備供給契約の申込み

二 第百二十二条の中「基幹放送局設備」を「基幹放送局設備等」に改める。

三 第百二十三条の見出し中「設備」を「設備等」に改め、同条第一項中「基幹放送局設備」を「基幹放送局設備等」に、「技術基準」を「基準」に改める。

四 第百二十四条の見出し中「設備」を「設備等」に改め、同条第一項中「基幹放送局設備」を「基幹放送局設備等」に、「当該基幹放送局設備を設置する」を「基幹放送局設備を設置する」に改める。

第一百二十二条の中「基幹放送局設備」を「基幹放送局設備等」に改める。

一百二十三条の見出し中「設備」を「設備等」に改め、同条第一項中「基幹放送局設備」を「基幹放送局設備等」に、「技術基準」を「基準」に改める。

一百二十四条の見出し中「設備」を「設備等」に改め、同条第一項中「基幹放送局設備」を「基幹放送局設備等」に、「当該基幹放送局設備を設置する」を「基幹放送局設備を設置する」に改める。

一百二十五条の見出し中「設備」を「設備等」に改め、同条第一項中「基幹放送局設備」を「基幹放送局設備等」に、「技術基準」を「基準」に改める。

一百二十六条の見出し中「設備」を「設備等」に改め、同条第一項中「基幹放送局設備」を「基幹放送局設備等」に、「技術基準」を「基準」に改める。

一百二十七条の見出し中「設備」を「設備等」に改め、同条第一項中「基幹放送局設備」を「基幹放送局設備等」に、「技術基準」を「基準」に改める。

一百二十八条の見出し中「設備」を「設備等」に改め、同条第一項中「基幹放送局設備」を「基幹放送局設備等」に、「技術基準」を「基準」に改める。

一百二十九条の見出し中「設備」を「設備等」に改め、同条第一項中「基幹放送局設備」を「基幹放送局設備等」に、「技術基準」を「基準」に改める。

一百三十条の見出し中「設備」を「設備等」に改め、同条第一項中「基幹放送局設備」を「基幹放送局設備等」に、「技術基準」を「基準」に改める。

一百三十二条の見出し中「設備」を「設備等」に改め、同条第一項中「基幹放送局設備」を「基幹放送局設備等」に、「技術基準」を「基準」に改める。

一百三十三条の見出し中「設備」を「設備等」に改め、同条第一項中「基幹放送局設備」を「基幹放送局設備等」に、「技術基準」を「基準」に改める。

一百三十四条の見出し中「設備」を「設備等」に改め、同条第一項中「基幹放送局設備」を「基幹放送局設備等」に、「技術基準」を「基準」に改める。

一百三十五条の見出し中「設備」を「設備等」に改め、同条第一項中「基幹放送局設備」を「基幹放送局設備等」に、「技術基準」を「基準」に改める。

一百三十六条の見出し中「設備」を「設備等」に改め、同条第一項中「基幹放送局設備」を「基幹放送局設備等」に、「技術基準」を「基準」に改める。

一百三十七条の見出し中「設備」を「設備等」に改め、同条第一項中「基幹放送局設備」を「基幹放送局設備等」に、「技術基準」を「基準」に改める。

一百三十八条の見出し中「設備」を「設備等」に改め、同条第一項中「基幹放送局設備」を「基幹放送局設備等」に、「技術基準」を「基準」に改める。

一百三十九条の見出し中「設備」を「設備等」に改め、同条第一項中「基幹放送局設備」を「基幹放送局設備等」に、「技術基準」を「基準」に改める。

一百四十条の見出し中「設備」を「設備等」に改め、同条第一項中「基幹放送局設備」を「基幹放送局設備等」に、「技術基準」を「基準」に改める。

一百四十二条の見出し中「設備」を「設備等」に改め、同条第一項中「基幹放送局設備」を「基幹放送局設備等」に、「技術基準」を「基準」に改める。

一百四十三条の見出し中「設備」を「設備等」に改め、同条第一項中「基幹放送局設備」を「基幹放送局設備等」に、「技術基準」を「基準」に改める。

一百四十四条の見出し中「設備」を「設備等」に改め、同条第一項中「基幹放送局設備」を「基幹放送局設備等」に、「技術基準」を「基準」に改める。

一百四十五条の見出し中「設備」を「設備等」に改め、同条第一項中「基幹放送局設備」を「基幹放送局設備等」に、「技術基準」を「基準」に改める。

一百四十六条の見出し中「設備」を「設備等」に改め、同条第一項中「基幹放送局設備」を「基幹放送局設備等」に、「技術基準」を「基準」に改める。

一百四十七条の見出し中「設備」を「設備等」に改め、同条第一項中「基幹放送局設備」を「基幹放送局設備等」に、「技術基準」を「基準」に改める。

一百四十八条の見出し中「設備」を「設備等」に改め、同条第一項中「基幹放送局設備」を「基幹放送局設備等」に、「技術基準」を「基準」に改める。

一百四十九条の見出し中「設備」を「設備等」に改め、同条第一項中「基幹放送局設備」を「基幹放送局設備等」に、「技術基準」を「基準」に改める。

一百五十条の見出し中「設備」を「設備等」に改め、同条第一項中「基幹放送局設備」を「基幹放送局設備等」に、「技術基準」を「基準」に改める。

一百五十二条の見出し中「設備」を「設備等」に改め、同条第一項中「基幹放送局設備」を「基幹放送局設備等」に、「技術基準」を「基準」に改める。

一百五十三条の見出し中「設備」を「設備等」に改め、同条第一項中「基幹放送局設備」を「基幹放送局設備等」に、「技術基準」を「基準」に改める。

一百五十四条の見出し中「設備」を「設備等」に改め、同条第一項中「基幹放送局設備」を「基幹放送局設備等」に、「技術基準」を「基準」に改める。

一百五十五条の見出し中「設備」を「設備等」に改め、同条第一項中「基幹放送局設備」を「基幹放送局設備等」に、「技術基準」を「基準」に改める。

一百五十六条の見出し中「設備」を「設備等」に改め、同条第一項中「基幹放送局設備」を「基幹放送局設備等」に、「技術基準」を「基準」に改める。

一百五十七条の見出し中「設備」を「設備等」に改め、同条第一項中「基幹放送局設備」を「基幹放送局設備等」に、「技術基準」を「基準」に改める。

一百五十八条の見出し中「設備」を「設備等」に改め、同条第一項中「基幹放送局設備」を「基幹放送局設備等」に、「技術基準」を「基準」に改める。

一百五十九条の見出し中「設備」を「設備等」に改め、同条第一項中「基幹放送局設備」を「基幹放送局設備等」に、「技術基準」を「基準」に改める。

一百六十条の見出し中「設備」を「設備等」に改め、同条第一項中「基幹放送局設備」を「基幹放送局設備等」に、「技術基準」を「基準」に改める。

一百六十二条の見出し中「設備」を「設備等」に改め、同条第一項中「基幹放送局設備」を「基幹放送局設備等」に、「技術基準」を「基準」に改める。

一百六十三条の見出し中「設備」を「設備等」に改め、同条第一項中「基幹放送局設備」を「基幹放送局設備等」に、「技術基準」を「基準」に改める。

第一百八十七条规定「該当する」の下に「場合に
は、当該違反行為をした」を加え、同条第一号
中「又は第八号」を「から第九号まで」に、「変更
した者」を「変更したとき。」に改め、同条第十三
号中「違反した者」を「違反したとき。」に改め、
同号を同条第十四号とし、同条第十二号中「行
つた者」を「行つたとき。」に改め、同号を同条第
十三号とし、同条第十一号中「拒んだ者」を「拒
んだとき。」に改め、同号を同条第十二号とし、
同条第十号中「提供した者」を「提供したとき。」
に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号
中「提供した者」を「提供したとき。」に改め、同
号を同条第十号とし、同条第八号中「違反した
者」を「違反したとき。」に改め、同号を同条第九
号とし、同条第七号中「変更した者」を「変更し
たとき。」に改め、同号を同条第八号とし、同条
第六号中「違反した者」を「違反したとき。」に改
め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「提
供した者」を「提供したとき。」に改め、同号を同
条第六号とし、同条第四号中「承諾した者」を
「承諾したとき。」に改め、同号を同条第五号と
し、同条第三号中「拒んだ者」を「拒んだとき。」
に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中
「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同号
を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号
を加える。

二 第百五条の二第四項の規定に違反して地
上基幹放送の業務に用いる電気通信設備等
を変更したとき。
第一百八十八条中「該当する」の下に「場合に
は、当該違反行為をした」を加え、同条第一号
中「した者」を「したとき。」に改め、同条第二号
中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同

条第三号中「した者」を「したとき。」に改め、同
条第四号中「掲示しなかつた者」を「掲示しなか
つたとき。」に改める。
第一百九十二条第一号中「第百条」の下に「、第
二条 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）
（電波法の一部改正）
第一条の二第五項を加える。

第六条第二項第六号中「概要」の下に「並びに
当該電気通信設備の一部を構成する設備（無線
設備を除く。）の運用を他人に委託しようとする
場合にあつては、当該設備の概要及び委託先の
氏名又は名称」を加え、同項第八号を次のよう
に改める。

八 他人の地上基幹放送の業務の用に供する
無線局の免許を受けようとする者にあつて
は、当該他人の氏名又は名称
第七条第一項第一号中「第三章」を「次章」に改
め、同項第一号中「第三章」を「次章」に
「総務省令で定める技術基準」を「総務省令で定
める基準」に改め、同項第四号イ中「技術基準」
を「基準」に改め、同項第五号中「地上基幹放送」
を「他人の地上基幹放送」の業務の用に供する無
線局のうち、地上基幹放送に改め、同項中第
七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五
号の次に次の一号を加える。

四 他人の地上基幹放送の業務の用に供する
無線局の免許状にあつては、当該他人の氏
名又は名称
第十七条第一項中「基幹放送の業務に用いら
れる電気通信設備」を「第六条第二項第六号に掲
げる事項」に改め、同項第五号中「軽微な
変更」の下に「特に軽微なものとして総務省令
で定めるものを除く。」を加える。

三 特定地上基幹放送局の免許人のその地上
基幹放送の業務に用いられる全ての特定地
上基幹放送局の免許がその効力を失つたと
き 当該地上基幹放送の業務に用いられる
該地上基幹放送の業務に用いられる無線局
の免許

四 他人の地上基幹放送の業務の用に供する
無線局のうち、地上基幹放送に改め、同項中第
七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五
号の次に次の一号を加える。

三 特定地上基幹放送局の免許人のその地上
基幹放送の業務に用いられる全ての特定地
上基幹放送局の免許がその効力を失つたと
き 当該地上基幹放送の業務に用いられる
該地上基幹放送の業務に用いられる無線局
の免許

二 第百五条の二第二号中「第十七条第二項第二
号」を「第六条第二項第九号に掲げる事項につ
いて第十七条第二項第二号」に改める。
第九十九条の十一第一項第一号中「同条第二
項第六号ハ」を「同条第二項第七号ハ」に、「同
项第七号」を「同項第八号」に、「基幹放送の業務に
用いられる電気通信設備」を「第六条第二項第六
号に掲げる事項」に改め、同項第四号中「基幹放
送の業務に用いられる電気通信設備」を「第六条
第二項第六号に掲げる事項」に改める。

二 第百五条の二第四項の規定に違反して地
上基幹放送の業務に用いる電気通信設備等
を変更したとき。
第一百八十八条中「該当する」の下に「場合に
は、当該違反行為をした」を加え、同条第一号
中「した者」を「したとき。」に改め、同条第二号
中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同

と。
口 当該免許を受けようとする者の提出し

た申請が第一号から第四号まで、次号及
び第八号のいずれにも適合すること。

第九条第四項中「基幹放送の業務に用いられ
る電気通信設備」を「第六条第二項第六号に掲げ
る事項」に改め、同条第五項第二号中「軽微な変
更」の下に「特に軽微なものとして総務省令で
定めるものを除く。」を加える。

第十四条第三項第三号中「放送事項、認定基
幹放送事業者（放送法第二条第二十一号の認定
基幹放送事業者をいう。以下同じ。）の地上基幹
放送の業務の用に供する無線局にあつてはその
無線局に係る認定基幹放送事業者の氏名又は名
称」を「放送事項」に改め、同項に次の一号を
加える。

一 免許人が第五条第一項、第二項又は第四
項の規定により免許を受けることができな
い者となつたとき 当該免許を受けること
ができない者となつた免許人の免許

二 地上基幹放送の業務を行なう認定基幹放送
事業者の認定がその効力を失つたとき 当
該地上基幹放送の業務に用いられる無線局
の免許

三 特定地上基幹放送局の免許人のその地上
基幹放送の業務に用いられる全ての特定地
上基幹放送局の免許がその効力を失つたと
き 当該地上基幹放送の業務に用いられる
該地上基幹放送の業務に用いられる無線局
の免許

四 第百五条の二第二号中「第十七条第二項第二
号」を「第六条第二項第九号に掲げる事項につ
いて第十七条第二項第二号」に改める。

五 第九十九条の十一第一項第一号中「同条第二
項第六号ハ」を「同条第二項第七号ハ」に、「同
项第七号」を「同項第八号」に、「基幹放送の業務に
用いられる電気通信設備」を「第六条第二項第六
号に掲げる事項」に改め、同項第四号中「基幹放
送の業務に用いられる電気通信設備」を「第六条
第二項第六号に掲げる事項」に改める。

六 他人の地上基幹放送の業務の用に供する
無線局のうち、特定地上基幹放送局の免許
を受けて地上基幹放送の業務を行おうとす
る者の当該業務に用いられる無線局にあつ
ては、次のいずれにも適合すること。
イ 当該免許を受けようとする者が第五条
第四項各号のいずれにも該当しないこ
第七十五条第一項中「免許人が第五条第一
項、第二項若しくは第四項の規定により免許を
受けることができない者となつたとき、又は地
上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者の
認定がその効力を失つたときは、当該免許を受
けることができない者となつた免許人の免許又
は当該地上基幹放送の業務に用いられる」を「次
の各号に掲げる場合には、当該各号に定める」
に改め、同項に次の各号を加える。

官報（号外）

| |
|---|
| <p>から第七号までを一號ずつ繰り下げる。同条に第一号として次の二号を加える。</p> <p>一 第九条第四項又は第十七条第一項の規定に違反して第六条第二項第六号に掲げる事項を変更したとき。</p> <p>附則第十五項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「（電波利用料の特例）」を付し、同項中「技術基準」を「基準」に改める。</p> <p>附則第十六項を削る。</p> |
|---|

| |
|--|
| <p>（施行期日）</p> <p>附 則</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第六条の規定は、公布の日から施行する。（準備行為）</p> <p>第二条 総務大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、次に掲げる規定による総務省令の制定又は改廃のために、電波監理審議会に諮問することができる。</p> <p>一 第一条の規定による改正後の放送法（次項及び次条第一項第一号において「新放送法」という。）第九十七条第一項ただし書、第一百十一條第一項、第一百十三條、第一百二十二条第一項又は第二百二十二条</p> <p>二 第二条の規定による改正後の電波法（次条第一項、第二号において「新電波法」という。）第十九条第四項又は第十七条第一項</p> <p>三 第二条の規定による改正後の電波法（次条第一項、第二号において「新電波法」という。）第二十一条の二第一項第一号の規定による指定地上基幹放送地域の指定のために、電波監理審議会に諮問することができる。</p> <p>（現に認定等を受けている者に関する経過措置）</p> <p>第三条 この法律の施行の際現に次の各号に掲げ</p> |
|--|

| |
|---|
| <p>（現に認定等を受けている者に関する経過措置）</p> <p>第三条 この法律の施行の際現に次の各号に掲げ</p> |
|---|

| |
|---|
| <p>る認定又は免許を受けている者は、総務省令で定めるところにより、施行日から起算して六月以内に、当該各号に定める事項を総務大臣に届け出なければならない。</p> <p>一 第一条の規定による改正前の放送法（次条において「旧放送法」という。）第九十三条第一項の認定 新放送法第九十三条第二項第九号に掲げる事項に係る旧放送法第五章第二節第三款の規定の適用については、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）</p> <p>第五条 この法律の施行前にした行為及び前条第二項の規定によるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）</p> <p>第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。（検討）</p> <p>第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。（電気通信事業法の一一部改正）</p> <p>第八条 電気通信事業法の一部を次のように改正する。</p> <p>第九条第二号中「第七条第二項第六号」を「第七条第二項第七号」に改める。</p> |
|---|

| |
|---|
| <p>理由</p> <p>近年の放送を取り巻く環境の変化を踏まえ、国内基幹放送事業者が事業運営の効率化を図りつつ放送の社会的役割を果たしていくことを将来にわたって確保するため、複数の放送対象地域の基幹放送事業者が一定の条件の下で同一の放送番組の放送を同時に実現するとともに、一つの放送対象地域において複数の地上基幹放送事業者が中継局を共同で利用することを可能とする等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。</p> <p>1 複数の放送対象地域における放送番組の同一化</p> <p>異なる放送対象地域の基幹放送事業者が、地域性確保のための措置を講ずる等の一定の条件の下で、同一の放送番組の放送を同時に実行ができるとする認定制度を設けること。</p> <p>2 複数の地上基幹放送事業者による中継局の共同利用</p> <p>(1) 地上基幹放送事業者が、総務大臣による確認を受けた上で、他者の中継局を用いて地上基幹放送を行うことを可能とするること。</p> |
|---|

(二) 日本放送協会が、その子会社が中継局を保有することを条件として、中継局を他の

地上基幹放送事業者と共同で利用し地上基幹放送を行うことを可能とすること。

- 3 基幹放送事業者の業務管理体制の確保に係る規定の整備

基幹放送事業者に対し、委託等の外部利用先も含め、放送設備の運用のための業務管理体制について基準適合維持義務を課すとともに、その履行を担保するための監督規定等を設けること。

4 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

近年の放送を取り巻く環境の変化を踏まえ、基幹放送事業者が事業運営の効率化を図りつつ放送の社会的役割を果たしていくことを将来にわたりて確保するため、複数の放送対象地域の基幹放送事業者が一定の条件下で同一の放送番組の放送を同時に行うための制度を整備するとともに、一の放送対象地域において複数の地上基幹放送事業者が中継局を共同で利用することを可能とする等の措置を講じようとする本案件は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和五年五月十六日

総務委員長 浮島 智子

四 政府は、令和五年三月の省令改正によるマスマディア集中排除原則の緩和後においても、基幹放送事業者によるそれぞれの放送対象地域における放送番組の多様性が確保されるよう、不

〔別紙〕

放送法及び電波法の一部を改正する法律案

に対する附帯決議

政府及び日本放送協会は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一 政府は、基幹放送事業者が本法による特定放送番組に対する固有の需要を引き続き満たせるよう、有効な当該措置となり得る典型例を示すなどの取組を行うとともに、当該措置の実効性が確保されるよう、必要な措置を講ずること。

二 協会は、基幹放送局提供子会社の設立や当該子会社が提供する中継局設備の民間放送事業者との共同利用が、受信料を基にして行われることに鑑み、協会の資産を適切に使用するよう留意するとともに、広く国民・視聴者の理解を得られるようすること。また、中継局設備の保守運用に係るコストが民間放送事業者よりも高いとの指摘もあることから、その要因を分析し不断に見直すとともに、共同利用を行う民間放送事業者の過度の負担とならないようすること。

六 政府は、デジタル社会を支え、国民生活に必要不可欠な放送・情報通信インフラの整備の推進、維持管理の確保に万全を期すこと。

一 登録を受けようとする者が第六条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面

二 遊漁船業の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)

三 その他農林水産省令で定める書類

第四条に次の一項を加える。

3 業務規程には、利用者の安全管理に係る体制、業務の適正な運営を図るための従業者に対する教育の実施に関する事項その他の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に関する農林水産省令で定める事項を定めなければならない。

第五条第一項中「登録しなければ」を「記載して、登録をしなければ」に改め、同項第一号中「及び」を「及び有効期間の満了の日並びに」に改め、同項第二項中「前項の規定による」を削る。

第六条第一項中「遊漁船業者の登録」を「登録」に改め、同項第一号及び第二号中「第十九条第一項」を「第二十一一条第一項」に、「三年」を「五年」に改め、同項中第九号を第十五号とし、第八号を第十

断の検討を行なうとともに、必要な措置を講ずること。

第一条中「促進する」との下に「等」を加える。

第二条第二項中「ア」との下に「(この)法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分の遵守の状況が不良な者にあつては、当該遵守の状況を考慮して四年以内において

政令で定める期間」と」を加え、同条第三項中「登録の有効期間」を「有効期間」に改める。

第四条第一項中「遊漁船業者の登録」を「登録」に改め、同条第二項中「遊漁船業者の登録を受けようとする者が第六条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面その他の農林水産省令で定める」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

第一項中「促進する」との下に「等」を加える。

第二条第二項中「ア」との下に「(この)法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分の遵守の状況が不良な者にあつては、当該遵守の状況を考慮して四年以内において

政令で定める期間」と」を加え、同条第三項中「登録の有効期間」を「有効期間」に改める。

第四条第一項中「遊漁船業者の登録」を「登録」に改め、同条第二項中「遊漁船業者の登録を受けようとする者が第六条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面その他の農林水産省令で定める」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

第一項中「促進する」との下に「等」を加える。

第二条第二項中「ア」との下に「(この)法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分の遵守の状況が不良な者にあつては、当該遵守の状況を考慮して四年以内において

政令で定める期間」と」を加え、同条第三項中「登録の有効期間」を「有効期間」に改める。

第四条第一項中「遊漁船業者の登録」を「登録」に改め、同条第二項中「遊漁船業者の登録を受けようとする者が第六条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面その他の農林水産省令で定める」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

第一項中「促進する」との下に「等」を加える。

第二条第二項中「ア」との下に「(この)法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分の遵守の状況が不良な者にあつては、当該遵守の状況を考慮して四年以内において

政令で定める期間」と」を加え、同条第三項中「登録の有効期間」を「有効期間」に改める。

第四条第一項中「遊漁船業者の登録」を「登録」に改め、同条第二項中「遊漁船業者の登録を受けようとする者が第六条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面その他の農林水産省令で定める」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

第一項中「促進する」との下に「等」を加える。

第二条第二項中「ア」との下に「(この)法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分の遵守の状況が不良な者にあつては、当該遵守の状況を考慮して四年以内において

政令で定める期間」と」を加え、同条第三項中「登録の有効期間」を「有効期間」に改める。

第四条第一項中「遊漁船業者の登録」を「登録」に改め、同条第二項中「遊漁船業者の登録を受けようとする者が第六条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面その他の農林水産省令で定める」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

四号とし、同項第七号中「から第五号まで」を「第一号又は第四号から第十号まで」に改め、同号を同項第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第六条第一項第六号中「前各号」の下に「第三号を除く。」を加え、同号を同項第十一号とし、同項第五号中「又は一を」若しくは「に改め、「含む。」の下に「又は船員法(昭和二十二年法律第二百号)第百十七条の二第一項、第百十七条の三第一項、第百十七条の四第一項、第百十八条第一項、第百十八条の二から第百十八条の四まで若しくは第百十八条の五第一項」を加え、「三年」を「五年」に改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(第十三号において「暴力団員等」という。)

第六条第一項第四号中「二年」を「五年」に改め、同号を同項第八号とし、同項第三号中「第十九条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第二号の次に次の四号を加え
る。

三 その者(法人に限る。以下この号において同じ。)と密接な関係を有する次に掲げる法人

が第二十一条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から五年を経過しない者である者
イ その者の株式の所有その他の事由を通じてその者の事業を実質的に支配し、又はその者の事業に重要な影響を与える関係にあ

る者として農林水産省令で定めるもの(口において「親会社等」という。)

ロ 親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として農林水産省令で定めるもの

ハ その者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として農林水産省令で定めるもの

四号とし、同項第七号中「から第五号まで」を「第一号又は第四号から第十号まで」に改め、同号を同項第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

定する期間内に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした場合において、第四号の通知の日前六十日以内に当該

届出に係る遊漁船業者(当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員であつた者で当該届出の日から五年を経過しないもの

第六条第一項に次の一号を加える。

十六 業務規程(利用者の安全の確保及び利益の保護に関する事項に係る部分に限る。)が農林水産省令で定める基準に適合していない者

第七条の見出しを「(登録事項の変更の届出)にしの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした者(当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で当該届出の日から五年を経過しないもの

三項中「第四条第二項」の下に「(第二号を除く。)を加える。

第十一条を削る。

第十条中「第十九条第一項」を「第二十一条第一項」に、「遊漁船業者の登録」を「登録」に改め、同条を第十一条とする。

第九条第二項中「ときは、」の下に「当該」を加え、同条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

(業務規程の変更の届出)
第八条 遊漁船業者は、業務規程の変更をするとときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。

第十二条中「は、遊漁船における」を「は、遊漁船に乗り組んでに、「選任して、遊漁船における」を「選任して、漁場への案内及び当該漁場における水産動植物の採捕に係る」に改める。

第三十三条条中「第九条第一項の規定による届出を怠つた」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第十条第一項の規定による届出を怠つた者

二 第十九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第二十三条の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者

四 第三十三条を第三十八条とする。

第五十三条中「第二十八条から前条まで」を「次に對して当該各号に定める罰金刑を、その人に對して」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第三十四条(第一号に係る部分に限る。)一億円以下の罰金刑

二 第三十三条、第三十四条(第一号に係る部分を除く。)、第三十五条又は前条 各本条の罰金刑

三 第三十二条を第三十七条とする。

第五十三条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第十四条」を「第十五条」に、「した者」を「したとき。」に改め、同条第二号中「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「第十六条第二項」を「第十七条第二項」に改め、同条第二号中「第十六条第一項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「第十六条第二項」を「第十七条第二項」に改め、「規定による」を削り、「掲示した者」を「掲示し、又は公衆の閲覧に供したとき。」に改め、同条を第三十六条とする。

第五十三条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「又は第十二条第一項」を削り、「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「第二十四条第一項」を「第二十九条第一項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第五号とし、同条第三号中「第十八条」を「第二十条」に、

「者」を「とき（前条第一号に該当する場合を除く。）」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「選任しなかつた者」を「選任しなかつたとき。」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、業務規程の変更をしたとき。

第三十条を第三十五条とする。

第二十九条中「第十九条第一項の規定による事業の停止の命令に違反して遊漁船業を営んだ」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第二十条の規定による命令（利用者の安全に係るものに限る。）に違反したとき。
二 第二十一條第一項の規定による事業の停止の命令に違反して遊漁船業を営んだとき。
第三十一条を第三十四条とする。

第二十八条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「第三条第一項の登録（同条第二項の登録の更新を含む。）」を「登録」に、「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「十七条第一項」に改め、同条第一号に「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「十七条第二項」を「第十八条第二項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「第二十三条」を「第十七条」に改め、同条第三十一条を第三十二条とし、第二十六条を第三十二条とする。

第二十五条中「第二十三条」を「第二十七条」に改め、同条第三号とし、第二十四条を第二十九条とし、第二章中第二十七条を第三十二条とし、第二十六条を第三十二条とする。

第二十三条规定によると、同条第一号に「者」を「とき。」に改め、第三章中同条を第二十七条とし、同条の次に次の二条を加える。

（協議会）
第二十八条 都道府県知事は、遊漁船業における利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資する取組を推進するため必要な協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 1 都道府県知事
- 2 協議会は、当該都道府県の区域内の遊漁船業者又は当該遊漁船業者を直接若しくは間接の構成員とする遊漁船業団体
- 3 当該都道府県の区域内において漁業を営む者を組合員とする漁業協同組合又は当該漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会
- 4 関係地方公共団体、学識経験者その他の都道府県知事が必要と認める者

第一項の規定により協議会を組織する都道府県知事は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号及び第三号に掲げる者に通知しなければならない。

前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係地方公共団体その他の関係者に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

協議会において協議が調つた事項について

は、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

第二十三条遊漁船業者は、農林水産省令で定めるところにより、利用者の安全の確保及び利益の保護を図るために講じた措置及び講じようとする措置その他の農林水産省令で定める利用者の安全及び利益に関する情報を公表しなければならない。

第十八条を第二十条とする。

第七条中「遊漁船業者」を「登録を受けた者」に改め、同条を第十八条とし、同条の次に第一条を加える。

（遊漁船業団体の業務）
第二十一条の見出しを「（遊漁船業団体の業務）」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十条の見出しを「（遊漁船業団体の指定）」に改め、同条を第二十四条とする。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 遊漁船業団体等
第十九条 遊漁船業者は、その遊漁船が衝突し、乗り揚げ、その他農林水産省令で定める重大な事故を引き起こしたときは、速やかに、事故の種類、原因その他農林水産省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第十六条の見出しを「（標識の掲示等）」に改め、同条第一項中「遊漁船業者は」の下に「農林水産省令で定める様式の標識について」を加え、「公衆」を「公衆」に、「農林水産省令で定める様式の標識を掲示しなければ」を「掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の農林水産省令で定める場合を除き、農林水産省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改め、同条第二項中「掲示して」を「掲示し」、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供して」に改め、同条を第十七条とし、第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四とし、第十二条の次に次の二条を加える。

（遊漁船業務主任者等の義務）
第十三条 遊漁船業務主任者は、誠実にその職務を行わなければならぬ。

2 遊漁船業者は、利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に関し、遊漁船業務主任者のその職務を行う上で

の意見を尊重しなければならない。

前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、協議会が定める。

第二十二条を第二十六条とする。

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年

（事故の報告）
第十九条 遊漁船業者は、その遊漁船が衝突し、乗り揚げ、その他農林水産省令で定める重大な事故を引き起こしたときは、速やかに、事故の種類、原因その他農林水産省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第十六条の見出しを「（標識の掲示等）」に改め、同条第一項中「遊漁船業者は」の下に「農林水産省令で定める様式の標識について」を加え、「公衆」を「公衆」に、「農林水産省令で定める様式の標識を掲示しなければ」を「掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の農林水産省令で定める場合を除き、農林水産省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改め、同条第二項中「掲示して」を「掲示し」、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供して」に改め、同条を第十七条とし、第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四とし、第十二条の次に次の二条を加える。

（遊漁船業務主任者等の義務）
第十三条 遊漁船業務主任者は、誠実にその職務を行わなければならぬ。

2 遊漁船業者は、利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に関し、遊漁船業務主任者のその職務を行う上で

の意見を尊重しなければならない。

前各項に定めるもののほか、協議会の運営に改め、同条を第十八条とし、同条の次に第一条を加える。

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第七条の規定は、公布の日から施行する。

(登録に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた遊漁船業の適正化に関する法律第三条第一項の登録(同条第二項の登録の更新を含む。以下「登録」という。)の申請であつて、この法律の施行の際、登録をするかどうかの処分がされていないものについての登録の処分については、なお従前の例による。

(業務規程に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に登録を受けてい

る者の当該登録に係るこの法律による改正前

(遊漁船業の適正化に関する法律の施行に伴う業務規程)

遊漁船業の適正化に関する法律第十一条第一項に規定する業務規程(以下この条において「旧業

務規程」という。)については、施行日から起算して六月を経過する日(その者がその日までに

この法律による改正後の遊漁船業の適正化に関する法律(以下「新法」という。)第八条の規定によ

る。この法律による改正後の遊漁船業の適正化に関する法律第十九条の規定は、遊漁船業者が、

施行日以後に、その遊漁船が衝突し、乗り揚げ、その他同条の農林水産省令で定める重大な

事故を引き起こした場合について適用する。

(事故の報告に関する経過措置)

八条の五第一項とあるのは、「若しくは第百十

八条の三」とする。

(第六条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条第二項又は第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における罰則の適用について)

この法律の施行前にした行為及び附則第三条第二項又は第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における罰則の適用について

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるものの変更については、なお従前の例による。

4 新法第二十一条第一項第三号(新法第六条第一項第十六号に係る部分に限る。)の規定は、こ

の法律の施行の際に登録を受けている者について、施行日から起算して六月を経過する日の間は、適用しない。

5 第一項及び前項の規定は、前条の規定によりなお従前の例によることとされる登録を受けた者について準用する。この場合において、第一項及び前項中「施行日」とあるのは、「前条の規定によりなお従前の例によることとされる登録を受けた日」と読み替えるものとする。

(調整規定)

第四条 海上運送法等の一部を改正する法律(令和五年法律第一号)の施行の日(以下この条において「海上運送法等改正法施行日」という。)が施行日後である場合における新法第六条第一項第九号の規定の適用については、施行日から

第五条 新法第十九条の規定は、遊漁船業者が、直し及び欠格事由の厳格化、事故を引き起こしたため、遊漁船業者の登録に関する有効期間の見直し及び欠格事由の厳格化、事故を引き起こしたときの報告の義務化、遊漁船の利用者の安全等に関する情報の公表の義務化等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

遊漁船業について、安全性の向上及び地域の水産業との調和の確保による適正な運営の推進を図るために、遊漁船業者の登録に関する有効期間の見直し及び欠格事由の厳格化、事故を引き起こしたときの報告の義務化、遊漁船の利用者の安全等に関する情報の公表の義務化等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

2 遊漁船業者の安全管理体制の強化
(一) 遊漁船業者の登録を受けようとする者は、業務規程を申請書に添付しなければならないものとし、業務規程のうち利用者の安全の確保等に関する事項が一定の基準に適合しない場合は登録を拒否するものとする。

3 利用者の安全等に関する情報の公表等の措置
(一) 遊漁船業者は、重大な事故を引き起こしたときは、速やかに、事故の種類、原因などを都道府県知事に届け出なければならないものとすること。

(二) 都道府県知事及び遊漁船業者は、利用者の安全等に関する情報を公表しなければならないものとすること。

4 罰則の強化
利用者の安全に係る業務改善命令違反及び法人による違反に対する罰則を強化すること。

5 遊漁船業に関する協議会制度の創設
都道府県知事は、都道府県知事、遊漁船業者、漁業協同組合等を構成員とする協議会を組織することができるものとすること。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を目標として、この法律による改正後の規定の施行の状況を勘査し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正)

報の公表の義務化等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 遊漁船業者の登録・更新制度の厳格化
遊漁船業の適正化に関する法律の遵守状況が不良な者について、更新時の登録の有効期間を短縮すること。また、遊漁船業者の登録の欠格期間を延長するとともに、欠格事由を追加すること。

6 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

二 議案の可決理由

本案は、遊漁船業について、安全性の向上及び地域の水産業との調和の確保による適正な運営の推進を図るために措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

令和五年五月十七日

農林水産委員長 笹川 博義
衆議院議長 細田 博之殿

不正競争防止法等の一部を改正する法律案

右

令和五年三月十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

不正競争防止法等の一部を改正する法律案

(不正競争防止法の一部改正)

第一条 不正競争防止法平成五年法律第四十七号の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「又は輸入する」を「輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する」に改め、同項第四号中「第十九条第一項第六号」を「第十九条第一項第七号」に改め、同項第十七号中「いう。以下同じ。」に改め、同条第七項中「秘密として管理されているもの」を「營業秘密」に改める。

第三条第二項中「第五条第一項において同じ」を削る。

第五条第一項中「(同項第四号から第九号まで

に掲げるものにあつては、技術上の秘密に関するものに限る。)」を削り、「侵害した者」の下に「(以下この項において「侵害者」という。)」を加え、「その者」を「侵害者」に、「物を譲渡したときは、その譲渡した物の数量(を「物(電磁的記録を含む。)に、「譲渡数量」という。)に、被侵

害者が「同じ。」を譲渡したとき(侵害の行為により生じた物を譲渡したときを含む。)、又は「に、「がなければ販売することができた物の

単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、被侵害者の当該物に係る販売その他の行為を行

う能力に応じた額を超えない限度において」を

「により生じた役務を提供したときは、次に掲げる額の合計額を」に改め、同項ただし書きを削

り、同項に次の各号を加える。

一 被侵害者がその侵害の行為がなければ販売することができた物又は提供することができた役務の単位数量当たりの利益の額に、侵害者が譲渡した当該物又は提供した

当該役務の数量(次号において「譲渡等数量」という。)のうち被侵害者の販売又は提供の能力に応じた数量(同号において「販売等能力相応数量」という。)を超えない部分(その全部又は一部に相当する数量を被侵害者が販売又は提供をすることができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量(同号において「特定数量」といいう。)を控除した数量を乗じて得た額

二 譲渡等数量のうち販売等能力相応数量を超える数量又は特定数量がある場合におけるこれらの数量に応じた次のイからホまでの

に掲げる不正競争の区分に応じて当該イからホまでに定める行為に対し受けるべき金

錢の額に相当する額(被侵害者が、次のイ

からホまでに掲げる不正競争の区分に応じて当該イからホまでに定める行為の許諾を得たと認められない場合を除く。)

イ 第二条第一項第一号又は第二号に掲げ

る不正競争 当該侵害に係る商品等表示の使用

ロ 第二条第一項第三号に掲げる不正競

争 当該侵害に係る商品の形態の使用

ハ 第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争 当該侵害に係る営業秘

密の使用

二 第二条第一項第十一号から第十六号ま

でに掲げる不正競争 当該侵害に係る限

定提供データの使用

ホ 第二条第一項第二十二号に掲げる不正

競争 当該侵害に係る商標の使用

第五条第四項中「前項」を「第二項」に改め、同

項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二

項を加える。

4 裁判所は、第一項第二号からホまで及び前項各号に定める行為に対し受けるべき金錢の額を認定するに当たっては、営業上の利益を侵害された者が、当該行為の対価について、不正競争があつたことを前提として当該

不正競争をした者との間で合意をするとしたならば、当該営業上の利益を侵害された者が得ることとなるその対価を考慮することが可能となる。

第五条の二中「規定する行為」を「掲げる不正競争」に改め、同条に次の三項を加える。

2 技術上の秘密を取得した後にその技術上の秘密について営業秘密不正取得行為が介在しないことを知つて、又は重大な過失により知ら

ないで、その技術上の秘密に係る技術秘密記録媒体等(技術上の秘密が記載され、又は記録された文書、図面又は記録媒体をいう。以下この条において同じ。)、その技術上の秘密が化体された物件又は当該技術秘密記録媒体等に係る送信元識別符号(自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。第四項において同じ。)を保有する行為があつた場合において、その行為をした者が生産等をしたときは、その者は、第二条第一項第六号に掲げる不正競争(営業秘密を使用する行為に限る。)として生産等をしたものと推定する。

3 技術上の秘密をその保有者から示された後に、不正の利益を得る目的で、又は当該技術上の秘密の保有者に損害を加える目的で、当該技術上の秘密の管理に係る任務に違反して、次に掲げる方法でその技術上の秘密を領得する行為があつた場合において、その行為をした者が生産等をしたときは、その者は、第二条第一項第七号に掲げる不正競争(営業秘密を使用する行為に限る。)として生産等をしたものと推定する。

一 技術秘密記録媒体等又は技術上の秘密が化体された物件を横領すること。

二 技術秘密記録媒体等の記載若しくは記録について、又は技術上の秘密が化体された

物件について、その複製を作成すること。

三 技術秘密記録媒体等の記載又は記録であつて、消去すべきものを消去せず、かつ、当該記載又は記録を消去したように仮

装すること。

4 技術上の秘密を取得した後にその技術上の秘密について営業秘密不正開示行為があつたこと若しくは営業秘密不正開示行為が介在したことをして、又は重大な過失により知らないで、その技術上の秘密に係る技術秘密記録媒体等、その技術上の秘密が化体された物件又は当該技術秘密記録媒体等に係る送信元識別符号を保有する行為があつた場合において、その行為をした者が生産等をしたときは、その者は、第二条第一項第九号に掲げる不正競争営業秘密を使用する行為に限る。)として生産等をしたものと推定する。

第十九条第一項中「(第二項第七号に係る部分を除く。)」を削り、同項中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同項第五号イ及びロ中「又は輸入する」を「輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 第二条第一項第一号及び第二号に掲げる不正競争商標法第四条第四項に規定する

場合において商標登録がされた結果又は同法第八条第一項ただし書、第二項ただし書若しくは第五項ただし書の規定により商標登録がされた結果、同一の商品若しくは役務について使用(同法第二条第三項に規定する使用をいう。以下この号において同じ。)をする類似の登録商標(同法第二条第五項に規定する登録商標をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。)又は類似の商品若しくは役務について使用をする同一若しくは類似の登録商標に係る商標権が

異なった商標権者に属することとなつた場合において、その一の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者が不正の目的でなく当該登録商標の使用をする行為

「から第四号までに定める」を「前項第四号に定める」に改め、同項第二号中に「掲げる」を「定める」に改め、同項第一号に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 前項第三号に定める行為 同号の一の登録商標に係る商標権者、専用使用権者及び通常使用権者

第十九条の二を第十九条の四とし、第十九条の次に次の二条を加える。

(営業秘密に関する訴えの管轄権)

第十九条の二 日本国において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密であつて、日本国内において管理されているものに関する第二条第一項第四号、第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 第二条第一項第一号及び第二号に掲げる不正競争商標法第四条第四項に規定する場合において商標登録がされた結果又は同法第八条第一項ただし書、第二項ただし書若しくは第五項ただし書の規定により商標登録がされた結果、同一の商品若しくは役務について使用(同法第二条第三項に規定する使用をいう。以下この号において同じ。)をする類似の登録商標(同法第二条第五項に規定する登録商標をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。)を「不正競争防止法第十九条の二第一項」と読み替えるものとする。(適用範囲)

第十九条の三 第一章、第二章及びこの章の規定は、日本国内において事業を行う営業秘密

保有者の営業秘密であつて、日本国内において管理されているものに関して、日本国外において第二条第一項第四号、第五号、第七号又は第八号に掲げる不正競争を行ふ場合についても、適用する。ただし、当該営業秘密が専ら日本国外において事業の用に供されるものである場合は、この限りでない。

第二十一条第一項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「取得した者」を「取得したとき。」に改め、同項第二号中「開示した者」を「開示したとき。」に改め、同項第三号中「第二号から第六号までを削り、同項第七号中「第二号若しくは前三号の罪又は第三項第二号の罪」第二号及び前三号」を「前号若しくは次項第二号から第四号までの罪、第四項第二号の罪(前号に、)」に「又は第五項第二号の罪に」に、「開示した者を「開示したとき。」に改め、同号を同項第三号とし、同項第八号中「第一号若しくは第四号までの罪又は第三項第二号若しくは第六号から前号までの罪又は第三項第二号の罪(第二号及び第四号から前号の罪に」に、「開示した者を「開示したとき。」に改め、同号を同項第四号とし、同項第五号中「第一号若しくは第二号、第五項第一号若しくは第二号若しくは第四号から前号までの罪又は第三項第二号の罪(第二号及び第四号から前号の罪に」に、「開示した者を「開示したとき。」に改め、同号を同項第五号とし、同項第六号中「第一号若しくは第二号、第五項第一号若しくは第二号又は第六項(第一項第五号又は第二項第五号)に改め、同項第一号若しくは第二号又は第四項第一項第九号」を「第二項各号(第五号を除く。)、第四項第五号」に改め、同項を同條第八項とし、同條第五項中「第二項第六号」を「第三項第六号」に改め、同項を同條第九項とし、同條第六項中「第九号」を「第二項各号(第五号を除く。)、第四項第五号」に改め、同項を同條第七項とし、同條第四項中「第一号若しくは第二号、第二項(第一号に、並びに前項第一号)」を「第二項各号(第五号を除く。)、第四項第五号」に改め、同項を同條第八項とし、同條第五項中「第二項第六号」を「第三項第六号」に改め、同項を同條第七項とし、同條第四項中「第一号若しくは第二号、第二項(第一号に、並びに前項第一号)」を「第二項各号(第五号を除く。)、第四項第五号」に改め、同項を同條第六項とし、同條第三項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「又は第二号」を削り、「者」を「とき。」に改め、同項第二号中「又は第四号から第八号まで」を「から第四号まで」に、「者」を「とき。」に改め、同項第三号中「又は第四号から第八号まで」を「から第四号まで」に、「した者」を「したとき。」に改め、同

(第四号を除く。)、第五項及び第六項」に改め、同項を同條第十三項とし、同條第九項中「第四項」を「第六項」に改め、同項を同條第十二項とし、同條第八項中「第二項第七号(第十八条第一項に係る部分に限る。)」を「第四項第四号」に改め、同項を同條第十項とし、同項の次に次の二項を加える。

11 第四項第四号の罪は、日本国内に主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者であつて、その法人の業務に関し、日本国外において同号の罪を犯した日本国民以外の者にも適用する。

第二十二条第七項中「第二項第六号」を「第三項第六号」に改め、同項を同條第九項とし、同條第六項中「第九号」を「第五号を」に、「第三項第一号若しくは第二号又は第六項(第一項第五号又は第二項第五号)に改め、同項第一号若しくは第二号又は第四項第一項第九号」を「第二項各号(第五号を除く。)、第四項第五号」に改め、同項を同條第七項とし、同條第六項中「第一号若しくは第二号、第二項(第一号に、並びに前項第一号)」を「第二項各号(第五号を除く。)、第四項第五号」に改め、同項を同條第八項とし、同條第五項中「第二項第六号」を「第三項第六号」に改め、同項を同條第七項とし、同條第四項中「第一号若しくは第二号、第二項(第一号に、並びに前項第一号)」を「第二項各号(第五号を除く。)、第四項第五号」に改め、同項を同條第六項とし、同條第三項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「又は第二号」を削り、「者」を「とき。」に改め、同項第二号中「又は第四号から第八号まで」を「から第四号まで」に、「した者」を「したとき。」に改め、同項第三号中「又は第四号から第八号まで」を「から第四号まで」に、「した者」を「したとき。」に改め、同

四 第十八条第一項の規定に違反したとき。
第二十一条第三項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の拘禁刑若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 日本国外において使用する目的で、第二項第一号の罪を犯した者

二 相手方に日本国外において第二項第二号から第四号までの罪に当たる使用をする目的があることの罪を知つて、これらの罪に当たる開示をした者

三 日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密について、日本国外において第二項第二号から第四号までの罪に当たる使用をした者

第十九条第一項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「者」を「とき」に改め、同項第四号中「行つた者」を「行つたとき」に改め、同項第五号中「者」を「とき〔に〕、〔者〕を除く。」を「場合を除く。」に改め、同項第六号中「者」を「とき。」に改め、同項第七号中「、第十七条又は第十八条第一項を「又は第十七条」にし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の拘禁刑若しくは二千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 営業秘密を営業秘密保有者から示された者であつて、不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係り、次のいずれかに掲げる方法で、その営業秘密を営業秘密保有者から示され、次のいずれかに掲げる方法でその営業秘密を領得したもの

イ 営業秘密記録媒体等(営業秘密が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体をいう。以下この号において同じ)又は営業秘密が化体された物体を横領すること。
ロ 営業秘密記録媒体等の記載若しくは記録について、又は営業秘密が化体された物体について、その複製を作成すること。
ハ 営業秘密記録媒体等の記載又は記録であつて、消去すべきものを消去せず、かつ、当該記載又は記録を消去したように仮装すること。

二 営業秘密を営業秘密保有者から示された者であつて、その営業秘密の管理に係る任務に背いて前号イからハまでに掲げる方法により領得した営業秘密を、不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、使用し、又は開示したも

の
三 営業秘密を営業秘密保有者から示されたその役員(理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。次号において同じ。)又は従業者であつて、不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、その営業秘密を使用し、又は開示したもの(前号に掲げる者を除く。)
四 営業秘密を営業秘密保有者から示された者又は従業者であつた者であつて、又はその利益を得る目的で、又はその営業秘密を領得したことの一部を次のように改正する。

第一条 特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

密保有者に損害を加える目的で、その在職中に、その営業秘密の管理に係る任務に背いてその営業秘密の開示の申込みをし、又はその営業秘密の使用若しくは開示について請託を受けて、その営業秘密をその職を離れた後に使用し、又は開示したもの(第二号に掲げる者を除く。)

第四項又は第六項(同条第一項又は第四項に係る部分に限る。)の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間で講託を受けて、その営業秘密をその職を離れた後に行方不明となつた者を除く。)を「第二十一条、第四項(第四号を除く。)、第五項若しくは第六項」に改める。

第二十三条第一項中「第三項若しくは第四項」を「第二項、第四項(第四号を除く。)、第五項若しくは第六項」に改める。

第二十二条第一項中「第二十一条第十項各号」を「第二項、第四項(第四号を除く。)、第五項及び第六項」に改め、同条第三項中「第二十一条第十三項」を「第二十一条第十四項」に改める。

第二十一条第十三項を「第二十一条第十一項」に改め、同条第十三項中「第二十一条第十一項」を「第二十一条第十四項」に改める。

第二十一条第十三項を「第二十一条第十項」に改め、同条第十一項中「第二十一条第十項各号」を「第二項、第四項(第四号を除く。)、第五項及び第六項」に改め、「同条第十二項」を「同条第十五項」に改め、「同条第十一項」を「同条第十五項」に改め、「以下「没収対象財産」という。」を削る。

第二十一条第十三項を「第二十一条第十項」に改め、「第二十一条第十項各号」を「第二項、第四項(第四号を除く。)、第五項及び第六項」に改める。

第二十一条第十三項を「第二十一条第十項各号」を「第二項、第四項(第四号を除く。)、第五項及び第六項」に改める。

第四十三条第二項中「謄本又は」を「謄本若しくは」に、「同様なを「同様の」に、「を次」を「電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつては認識することができない方法をいう。第五項及び第四十四条第四項において同じ。)により提供されたものを含む。)又はこれららの写し(以下この条において「優先権証明書類等」という。)を次に改め、同条第三項中「前項に規定する書類」を「優先権証明書類等」に改め、同項ただし書及び同条第四項中「同項に規定する書類」を「優先権証明書類等」に改め、同条第六項中「同項に規定する書類」を「優先権証明書類等」に改め、同条第七項中「第二項に規定する書類」を「優先権証明書類等」に改め、同条第八項中「第二項に規定する書類」を「優先権証明書類等」に改め、同条第九項中「第二項に規定する書類」を「優先権証明書類等」に改め、同条第四項中「書類」の下に「(第四十三條第二項の二第二項前条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び前条第三項において準用する場合を含む。)の規定により提出された場合には、電磁的方法により提供された場合には、「電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつては認識することができない方法をいう。)により提供されたものを含む。)に、「特許法」を「同法」に改め、「(次条第一項において準用する同法第十四条の三第三項において準用する場合を含む。)」を削る。

第一百八十六条第一項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の「号」を加える。
 三 裁定に係る書類であつて、当事者、当事者以外の者であつてその特許に關し登録した権利を有するもの又は第八十四条の二の規定により意見を述べた通常実施権者からこれらの者の保有する営業秘密が記載された旨の申出があつたもの
 第百八十六条第二項中「第五号」を「第六号」に改める。
 第百八十六条第二項中「第五号」を「第六号」に改める。
 第百九十五条第一項を次のように改める。
 特許庁長官の指定する職員又は審判書記官は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。
 一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合
 二 前条において準用する民事訴訟法第百七一条第一項(第二号及び第三号を除く。)の規定により送達をすることができない場合
 三 次条第二項の規定により書類を発送するその旨を「掲示する」を「掲示し、又は特許庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く」に改める。

第一百九十五条の二に次のただし書を加える。
 ただし、当該者のうち第百九条の二第三項において準用する試験研究機関等その他の研究開発及び技術開発を行う能力又は産業の発達に対する寄与の程度が特に高いと認められる者として政令で定める者以外の者に対するは、政令で定める件数を限度とする。
 (実用新案法の一部改正)
 第三条 実用新案法(昭和三十四年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。
 第十条第八項中「書類」を「書類(次条第一項において準用する特許法第四十三条第二項(次条第一項において準用する同法第四十三条の二第二項(次条第一項において準用する同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定により提出された場合には、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつては認識することができない方法をいう。)により提供されたものを含む。)に、「特許法」を「同法」に改め、「(次条第一項において準用する同法第十四条の三第三項において準用する場合を含む。)」を削る。

第五十五条第一項に後段として次のように加える。
 この場合において、同条第一項第三号中の「(第八十四条の二)」とあるのは、「実用新案法第二十一項第三項、第二十二条第七項若しくは第二十三条第三項において準用する第八十四条の二」と読み替えるものとする。
 (意匠法の一部改正)
 第四条 意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。
 四 裁定に係る書類であつて、当事者、当事者以外の者であつてその意匠登録に關し登

録した権利を有するもの又は第三十三条第一項において準用する特許法第八十四条第二の規定により意見を述べた通常実施権者からこれらの者の保有する営業秘密が記載された旨の申出があつたもの。

第六十三条第二項中「第六号」を「第七号」に改める。

(商標法の一部改正)

第五条 商標法(昭和三十四年法律第百一十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第七号中「の人の」を「人に」、「よつて」を「よつては」に、「次号及び第二十六条第七号」の一部を次のように改正する。

三項第三号において「を以ト」に改める。

第四条第一項第八号中「又は」を「若しくは」に改め、「氏名」の下に「(商標の使用をする商品又は役務の分野において需要者の間に広く認識されている氏名に限る。)」を、「除く。」の下に「又は他人の氏名を含む商標であつて、政令で定める要件に該当しないもの」を加え、同条に次の二項を加える。

4 第一項第十一号に該当する商標であつても、その商標登録出願人が、商標登録を受けることについて同号の他人の承諾を得ておらず、かつ、当該商標の使用をする商品又は役務と同号の他人の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の業務に係る商品又は役務との間で混同を生ずるおそれがないことを加える。

5 第一項第十一号に該当する商標であつても、その商標登録出願人が、商標登録を受けることについて同号の他人の承諾を得ておらず、かつ、当該商標の使用をする商品又は役務と同号の他人の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の業務に係る商品又は役務との間で混同を生ずるおそれがないことを加える。

(当該商標登録出願人が複数あるときは、当該複数の商標登録出願人。以下この項及び第六項において「先出願人」という。)の承諾を得ており、かつ、当該後出願人がその商標の使用をする商品又は役務と当該先出願人がその商標の使用をする商品又は役務(当該商標が商標登録された場合においては、その登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の業務に係る商品又は役務との間で混同を生ずるおそれがないときは、当該後順位出願人もその商標について商標登録を受けることができる。

第八条第二項に次のただし書きを加える。

ただし、全ての商標登録出願人が、商標登録を受けることについて相互に承諾しておられ、「(商標の使用をする商品又は役務との間で混同を生ずるおそれがないときは、当該全ての商標登録出願人がそれぞれは役務との間で混同を生ずるおそれがないときは、当該全ての商標登録出願人がそれぞれの商標について商標登録を受けることができる。)

6 第一項ただし書き又は前項ただし書きの場合において、先出願人又は先順位出願人の商標が商標登録され、その登録商標に係る商標権が移転されたときは、その登録商標に係る商標権者を先出願人又は先順位出願人とみなして、これらの規定を適用する。

第十一条第三項中「書類」を「書類(第十三条第一項ただし書きに規定するときを除く。)」に、「又は第五項ただし書きの規定により商標登録を受けたときは、その送達があつた日以後に商標登録出願に又は第五項ただし書きの規定により商標登録を受けた結果が生じた権利が承継されたこと。」

三 商標登録をすべき旨の査定又は審決の賠償請求を先出願人又は先順位出願人とみなして、これらの規定を適用する。

四 商標権が移転されたこと。

五 国際登録出願を電磁的方法(政令で定めるものを除く。)によりしようとする者は、実費を勘案して政令で定める額に相当する額を議定書第二条(1)に規定する国際事務局(以下「国際事務局」という。)に納付しなければならない。

第六十八条の二に次の二項を加える。

第六十八条の二に次の二項を加える。

5 国際登録出願を電磁的方法(政令で定めるものを除く。)によりしようとする者は、実費を勘案して政令で定める額に相当する額を議定書第二条(1)に規定する国際事務局(以下「国際事務局」という。)に納付しなければならない。

6 第六十八条の三第一項中「議定書第二条(1)に規定する国際事務局(以下「国際事務局」といいう。)を「国際事務局」に改める。

第六十八条の十六第一項中「第六十八条の三第一項」を「第六十八条の二第五項」に改める。

第七十六条第一項第三号中「の規定を〔第五の優先権証明書類等〕に、「〔その書類〕を〔そ項を除く。〕の規定」に改める。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正)

第六条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)の一部を次のようにより改正する。

第五条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、特定通知等の相手方が電子情報処理組織を使用する方法により特定通知等を受ける旨の経済産業省令で定める方による届出をしている場合に限る。

第五条第二項中「前項ただし書に規定する」を

「前項」に改め、同三条第三項中「第二条第一項の手続をする者又はその者の代理人の使用に係る電子計算機(特許庁の使用に係るもの)を除く。」に備えられたファイルへの記録がされた時に「次に掲げる時のいずれか早い時に」に改め、同項に次の各号を加える。

一 特定通知等の相手方が当該特定通知等についてその使用に係る電子計算機(特許庁の使用に係るもの)を除く。」に備えられた

ファイルへの記録をした時

二 特許庁が、前号の記録をすることができる措置をとった日から十日を経過した時

第五条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 特定通知等の相手方がその責めに帰することができない事由によって前項第一号の記録をすることができない期間は、同項第一号の期間間に算入しない。

第五条の次に次の二項を加える。

(電子情報処理組織による特定通知等を受ける旨の届出の特例)

第五条の二 前条第一項ただし書の規定にかかるわらす、手続について委任を受けた代理人

(代理を業として行う者に限る。)に対する特定通知等は、その者が同項ただし書の届出をしていない場合であつても電子情報処理組織を使用して行うことができる。

第八条第一項中「の提出」を「又は電子情報処

理組織を使用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供された電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第二十四条において同じ。)」に、「記載された」を「記載され、又は当該電磁的記録に記録された」に、「より」を「より、それぞれ」に改め、同条第二項中「の提出」を「又は電磁的記録」に、「記載された」を「記載され、又は当該電磁的記録に記録された」に改め、同条第三項及び第四項中「記載された」を「記載され、又は同項の電磁的記録に記録された」に改める。

第十条に次の二項を加える。

2 特許庁長官又は審判長は、手続に係る書面の副本の送達等に代えて、当該手続をする者の承諾を得て、当該書面の副本に記載すべき事項を電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法であつて、経済産業省令で定めるものをいう。第二十四条第二項第四号において同じ。)により提供することができる。この場合において、特許庁長官又は審判長は、当該書面の副本の送達等を行つたものとみなす。

第二十四条第一項中「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第二項第四号の改正規定並びに同法第六十四条の二第一項第二号の改正規定、第三条中実用新案法第十一条第八項の改正規定、第四条中意匠法第四条第三項の改正規定、同法第十条の二第三項の改正規定及び同法第六十条の七第一項の改正規定、第五条中商標法第二条第三項第七号の改正規定、同法第六十八条第一項の改正規定及び同法第七十六条第一項第二号の改正規定、第六条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第八条

算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)」を削り、同条

第二項第四号中「であつて経済産業省令で定めるもの」を削る。

第八条第一項中「の提出」を「又は電子情報処

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中特許法第百八十四条の九第五項の改正規定、同法第一百八十六条第一項及び第二項の改正規定並びに同法第一百九十二条第一項及び第二項の改正規定、第三条中実用新案法第五十五条第一項の改正規定、第四条中意匠法第六十三条第一項及び第二項の改正規定並びに附則第三条及び第七条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第二条中特許法第四十三条第二項から第九項までの改正規定、同法第四十四条第四項の改正規定及び同法第六十四条の二第一項第二号の改正規定、第三条中実用新案法第十一条第八項の改正規定、第四条中意匠法第四条第三項の改正規定、同法第十条の二第三項の改正規定及び同法第六十条の七第一項の改正規定、第五条中商標法第二条第三項第七号の改正規定、同法第六十八条第一項の改正規定及び同法第七十六条第一項第二号の改正規定、第六条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第八条

一項から第四項までの改正規定、同法第十条に一項を加える改正規定並びに同法第二十四条第一項及び第二項第四号の改正規定並びに

第二項第四号中「の提出」を「又は電子情報処

理組織を使用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供された電磁的記録(電子

附 則

三 第六条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第五条の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定並びに附則第六条第一項の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

四 第二条第一項中「の提出」を「又は電子情報処

理組織を使用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供された電磁的記録(電子

方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第二項第四号の改正規定並びに同法第六十四条の二第一項第二号の改正規定、第三条中実用新案法第十一条第八項の改正規定、第四条中意匠法第四条第三項の改正規定、同法第十条の二第三項の改正規定及び同法第六十条の七第一項の改正規定、第五条中商標法第二条第三項第七号の改正規定、同法第六十八条第一項の改正規定及び同法第七十六条第一項第二号の改正規定、第六条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第八条

一 新不競法第二条第一項第十一号に規定する限定提供データ不正取得行為 同号に掲げる不正競争(限定提供データを使用する行為に限る。)

二 新不競法第二条第一項第十二号に掲げる不正競争(限定提供データを取得する行為に限る。) 同号に掲げる不正競争(限定提供データを使用する行為に限る。)

| | | |
|---|---|--|
| | | 三 新不競法第二条第一項第十五号に掲げる不正競争(限定提供データを取得する行為による) 同号に掲げる不正競争(限定提供データを使用する行為に限る) |
| 2 | | 新不競法第五条の二第二項の規定は、施行日前に開始した同項に規定する保有に相当する行為を継続する場合における施行日以後に行われる同条第一項に規定する生産等(次項及び第四項において「生産等」という。)については、適用しない。 |
| 3 | | 新不競法第五条の二第三項の規定は、施行日前に規定する領得に相当する行為があつた場合における施行日以後に行われる生産等については、適用しない。 |
| 4 | | 新不競法第五条の二第四項の規定は、施行日前に開始した同項に規定する保有に相当する行為を継続する場合における施行日以後に行われる生産等については、適用しない。 |
| 5 | | 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この項において「刑法施行日」という。)の前日までの間ににおける新不競法第二十二条第二項及び第五項の規定の適用については、これらの規定中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。 |
| | 2 | (特許法の一部改正に伴う経過措置) |
| | 官 | 第三条 第二条の規定(附則第一条第一号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の特許法(以下この条において「新特許法」という。)第百九十五条第一項(実用新案法第五十五条第一項、意匠法第六十八条第五項及び商標法第七十七条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、同号 |
| | | に掲げる規定の施行の日(次項において「第一号施行日」という。)前の期間については、新特許法第百九十五条第一項第三号に規定する六月の期間に算入しない。 |
| 2 | | 新特許法第一百九十五条第二項(実用新案法第五十五条第二項、意匠法第六十八条第五項及び商標法第七十七条第五項において準用する場合を含む。)の規定は、第一号施行日以後に行われた公示送達について適用し、第一号施行日前に行われた公示送達については、なお従前の例による。 |
| | | (意匠法の一部改正に伴う経過措置) |
| | | 第四条 第四条の規定(附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の意匠法第四条第三項及び第六十条の七第一項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にする意匠登録出願について適用し、同日前にした意匠登録出願については、なお従前の例による。 |
| | | (商標法の一部改正に伴う経過措置) |
| | | 第五条 第五条の規定(附則第一条第二号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の商標法第四条第一項(第八号に係る部分に限る。)及び第四項、第八条第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第二十四条の四(第一号及び第二号に係る部分に限る。)並びに第五十二条の二第一項(第二十四条の四第一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定は、施行日前から日本国内において不正競争の目出願について適用し、施行日前にした商標登録出願については、なお従前の例による。 |
| | | (特許法の一部改正に伴う経過措置) |
| | | 第三条 第二条の規定(附則第一条第一号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の特許法(以下この条において「新特許法」という。)第百九十五条第一項(実用新案法第五十五条第一項、意匠法第六十八条第五項及び商標法第七十七条第五項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同号 |
| | | に掲げる規定の施行の日(次項において「第一号施行日」という。)前の期間については、新特許法第百九十五条第一項第三号に規定する六月の期間に算入しない。 |
| 2 | | 新不競法第二条第一項(実用新案法第五十五条第二項、意匠法第六十八条第五項及び商標法第七十七条第五項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日前に開始した同項に規定する保有に相当する行為を継続する場合における施行日以後に行われる同条第一項に規定する生産等(次項及び第四項において「生産等」という。)については、適用しない。 |
| 3 | | 新不競法第五条の二第三項の規定は、施行日前に規定する領得に相当する行為があつた場合における施行日以後に行われる生産等については、適用しない。 |
| 4 | | 新不競法第五条の二第四項の規定は、施行日前に開始した同項に規定する保有に相当する行為を継続する場合における施行日以後に行われる生産等については、適用しない。 |
| 5 | | 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この項において「刑法施行日」という。)の前日までの間ににおける新不競法第二十二条第二項及び第五項の規定の適用については、これらの規定中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。 |
| | 2 | (政令への委任) |
| | | 前項の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者は、同項の規定により商標の使用をする権利を有する者に対し、その者の業務に係る商品又は役務と自己の業務に係る商品又は役務との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求することができる。 |
| | | 第二項の規定により商標の使用をする権利を有する者は、この法律の施行の際現にその商標がその者の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、同項の規定にかかわらず、その商品又は役務についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。 |
| | | (関税法の一部改正) |
| | | 第六十九条の二第一項第四号中「第五号」を「第六号」に、「第七号又は第九号」を「第八号又は第十号」に改める。 |
| | | 第六十九条の七第一項中「第十九条第一項第七号」を「第十九条第一項第八号」に改める。 |
| | | 第六十九条の十一第一項第十号中「第五号」を「第六号」に、「第七号又は第九号」を「第八号又は第十号」に改める。 |
| | | 第六十九条の十七第一項中「第十九条第一項第七号」を「第十九条第一項第八号」に改める。 |
| | | (組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正) |
| | | 第六条 第六条の規定(附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(一部改正に伴う経過措置) |
| | | 第七条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。 |
| | | 第二条第二項第三号ロ中「第十八条第一項の違反行為に係る同法第二十二条第二項第七号」を「第二十二条第四項第四号」に改める。 |
| | | 別表第三第七十一号中「第三項」を「第五項」に改める。 |

うことができる。この場合において、当該届出は、第三号施行日以後は、同項ただし書の規定による届出とみなす。

2 第三号施行日が民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号)の施行の日前である場合には、同法附則第七十二条中「第五条第五項」とあるのは、「第五条第六項」とする。

は役務についてその登録商標又はこれに類似する商標であつて他人の氏名を含むものの使用をしていた者が、施行日以後も継続してその商品又は役務についてその商標の使用をする場合は、この法律の施行の際現にその商標の使用をしてその商品又は役務に係る業務を行つていてそ範囲内において、その商品又は役務についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。

3 前項の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者は、同項の規定により商標の使用をする権利を有する者に対し、その者の業務に係る商品又は役務と自己の業務に係る商品又は役務との混同を防ぐのに適當な表示を付すべきことを請求することができる。

4 第二項の規定により商標の使用をする権利を有する者は、この法律の施行の際現にその商標がその者の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、同項の規定にかかわらず、その商品又は役務についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。

(関税法の一部改正)

第八条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第六十九条の二第一項第四号中「第五号」を「第六号」に、「第七号又は第九号」を「第八号又は第十号」に改める。

第六十九条の十一第一項第十号中「第五号」を「第六号」に、「第七号又は第九号」を「第八号又は第十号」に改める。

第六十九条の十七第一項中「第十九条第一項第七号」を「第十九条第一項第八号」に改める。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第六条 第六条の規定(附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号ロ中「第十八条第一項の違反行為に係る同法第二十二条第二項第七号」を「第二十二条第四項第四号」に改める。

別表第三第七十一号中「第三項」を「第五項」に改める。

(弁理士法の一部改正)

第十一条 弁理士法(平成十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第三号中「第二項第一号から第五号まで若しくは第七号(同法第十八条第一項に係る部分を除く。)、第三項若しくは第四項」を「から第六項まで(第三項第六号及び第四項第四号を除く。)」に改める。

(民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十一條 民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第七十六条のうち不正競争防止法第二条第一項第十七号の改正規定を削る。

(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正)

第十二条 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第三百二十九号中「から第三項まで」を「第三項及び第四項」に改める。

理由

知的財産の適切な保護及び知的財産制度の利便性の向上並びに国内外における事業者間の公正な競争の確保を図るため、他人の商品の形態の模倣となる対象行為の拡充及び商標類似する商標の登録制度の簡素化及び特許等の国際化の上位の引上げ等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

不正競争防止法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、知的財産の適切な保護及び知的財産制度の利便性の向上並びに国内外における事業者間の公正な競争の確保を図るため、他人の商品の形態の模倣となる対象行為の拡充及び商標権者の同意に基づく類似する商標の登録制度の創設を行うとともに、意匠の新規性喪失の例外の適用に係る証明手続の簡素化及び特許等の国際化の上位の引上げ等の措置を講ずることを許容すること。

3 意匠法の一部改正

同一又は類似の意匠について意匠登録を受ける権利を有する者の二以上の行為に起因して新規性を喪失したときは、当該意匠が新規性の喪失の例外適用を受けることができる意匠であることを証明する書面の提出は、当該二以上の行為のうち、最先の日に行われたものの一つの行為についてすれば足りるものとすること。

(別紙)

不正競争防止法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

一 政府は、本法に基づく改正内容について、国民や中小企業を含む産業界に対し具体例を用いて説明するなど、丁寧な周知に努めること。また、事業活動がグローバル化するとともに、国内外問わず雇用が流動化し、営業秘密侵害事件が増加傾向にある中、我が国の産業競争力における営業秘密の重要性に鑑み、我が国企業の営業秘密の保護強化に向けて万全を期すこと。

二 デジタル空間におけるコンテンツの保護及び利用を推進し、経済活動を活性化するため、本改正にとどまることなく、幅広く知的財産権に関する法律の改正についても速やかに検討すること。

4 商標法の一部改正

他人が既に登録している商標と類似する商標であっても、その商標登録出願人が、商標登録を受けることについて当該他人の承諾を得ており、かつ、当該商標の使用をする商品又は役務と当該他人の登録商標に係る商標権者等の業務に係る商品又は役務との間に混同を生ずるおそれがないものについては、商標登録を受けることができるものとすること。

5 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、知的財産の適切な保護及び知的財産制度の利便性の向上並びに国内外における事業者間の公正な競争の確保を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和五年五月十七日

衆議院議長 細田 博之殿 謹

明奨励・産業発達促進という本制度の趣旨を踏まえ、十分に検討を行うこと。また、中小企業等の知的財産活動の実態に即した支援に努めること。

六 知的財産分野におけるデジタル化やグローバル化の一層の進展及び事業活動の多様化等の環境変化、また他国の出願件数が増大する中において我が国との出願件数が減少傾向にある状況等を踏まえ、事業者の負担軽減に資するための制度の国際調和等、真に我が国の知的財産権の保護強化・拡充に資するよう、我が国の知的財産制度について諸外国の先進的な取組等も踏まえつつ、適時適切に本質的な対応をすること。

七 世界的な利用拡大が進む生成系AIについて、新技术の発展に配慮し、既存の知的財産権の保護の枠組みを関係者に十分周知徹底した上で、最新の技術動向が知的財産権に与える影響やそれに対する海外の対応状況等を注視しつつ、我が国の知的財産制度の在り方について検討を行うこと。

国立健康危機管理研究機構法案

右

国会に提出する。

令和五年三月七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

国立健康危機管理研究機構法

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 役員及び理事会並びに職員(第七条—第十九条)

第三章 服務(第二十条—第二十二条)
第四章 業務
第一節 業務の範囲等(第二十三条—第二十一条)
第二節 中期目標等(第二十七条—第三十二条)
第五章 財務及び会計(第二十三条—第三十九条)
第六章 監督(第四十条—第四十二条)
第七章 雑則(第四十三条—第四十七条)
第八章 罰則(第四十八条—第五十一条)
附則
第一章 総則
(目的)

(事務所)

第三条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。

(資本金)

第四条 機構の資本金は、附則第十二条第二項及び第十七条第一項の規定により政府から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

二 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

三 機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

（名称の使用制限）

第五条 機構でない者は、国立健康危機管理研究機構という名称を用いてはならない。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第六条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。

（役員）

第七条 機構に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事九人以内及び監事二人を置く。ただし、理事のうち四人以上は、非常勤の外部理事(次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する理事をいう。以下この章において同じ。)でなければならぬ。

一 機構の理事長、副理事長、理事(外部理事を除く。)若しくは職員(以下この章において「機構の役職員」という。)又は機構の子法人(機構がその経営を支配している法人として厚生労働省令で定めるものをいう。以下同

じ。)の業務執行取締役(株式会社の会社法(平

成十七年法律第八十六号)第三百六十三条第一項各号に掲げる取締役及び当該株式会社の業務を執行したその他の取締役をいう。)若し

くは執行役若しくは支配人その他の使用者(以下この章において「機構の子法人の業務執行取締役等」という。)でなく、かつ、その就任の前十年間機構の役職員又は機構の子法人の業務執行取締役等であつたことがないことを

行取締役等」という。)である。ただし、理事のうち四人以上は、非常勤の外部理事(以下この章において同じ。)若しくは監査役であつたことがある者(機構の子法人の業務執

行取締役等であつたことがあるものを除く。)にあつては、当該監事、会計監査人、取締役、会計参与又は監査役への就任の前十年間

機構の役職員又は機構の子法人の業務執行取締役等であつたことがあることを除く。)にあつては、当該監事、会計監査人、取締役、会計参与又は監査役への就任の前十年間

（理监事会の設置及び任務）

第八条 機構に、理事会を置く。

二 理事会は、理事長、副理事長及び全ての理事(理事会の設置及び任務)をもつて組織する。

三 理事会は、次に掲げる職務を行う。

一 この法律第四十三条において読み替えて準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)の規定を含む。第十条第六項において同じ。)の規定により厚生労働大臣の認

官報 (号外)

| | |
|--|--|
| 可(第十一條第二項及び第十五條第四項の認可を除く。)又は承認を受けなければならない事項その他の理事会が特に必要と認める重要な事項の審議及び決定 | |
| <p>二 理事の職務の執行の監督</p> <p>4 理事長、副理事長及び理事(外部理事を除く。)は、三月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>(理事会の会議)</p> | |
| <p>第九条 理事会は、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長は、理事会の議長となり、会務を総理する。</p> <p>3 理事会は、理事長、副理事長及び理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができる。</p> <p>4 理事会の議事は、出席した理事長、副理事長及び理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(役員の職務及び権限等)</p> | |
| <p>第十一条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。</p> <p>2 副理事長は、機構を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。</p> <p>3 理事(外部理事を除く。)は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事務があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。</p> <p>4 監事は、機構の業務を監査する。この場合において、監事は、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。</p> | |
| <p>5 監事は、いつでも、役員(監事を除く。)及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は機構の業務及び財産の状況の調査をすることが承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の厚生労働省令で定める書類を厚生労働大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。</p> <p>6 監事は、機構がこの法律の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の厚生労働省令で定める書類を厚生労働大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。</p> <p>7 監事は、その職務を行うため必要があるときは、機構の子法人に対し事業の報告を求め、又はその業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>8 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。</p> <p>9 監事は、必要があると認めるときは、理事会に出席し、意見を述べることができる。</p> <p>10 監事は、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。</p> <p>11 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は厚生労働大臣に意見を提出することができる。</p> <p>12 第四項から前項までに定めるもののほか、監査に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p> <p>(役員の任命)</p> | |
| <p>第十二条 理事長の任期は、任命の日から、当該任命の日を含む第二十七条第一項に規定する中期目標の期間(以下この項及び附則第二条第四項において「中期目標の期間」という。)の末日までとする。ただし、より適切と認める者を任命するため厚生労働大臣が特に必要があると認めるとときは、中期目標の期間の初日以後最初に任命される理事長の任期は、任命の日から、中期目標の期間の初日から三年を経過する日までとすることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、補欠の理事長の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 監事の任期は、理事長の任期(補欠の理事長の任期を含む。以下この項において同じ。)と対応するものとし、任命の日から、当該対応する理事長の任期の末日を含む事業年度についての第三十三条第一項の規定による同項に規定する財務諸表の承認の日までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 副理事長及び理事の任期は、二年とする。ただし、補欠の副理事長又は理事の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 役員は、再任されることができる。</p> <p>(役員の欠格条項)</p> | |
| <p>第十三条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。ただし、教育公務員又は研究公務員で政令で定めるもの(次条各号のいずれかに該当する者を除く。)は、理事又は監事となることができる。</p> <p>第十四条 前条本文に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。</p> <p>1 物品の製造若しくは販売、工事の請負若し</p> | |

(役員の任期)

第十二条 理事長の任期は、任命の日から、当該任命の日を含む第二十七条第一項に規定する中期目標の期間(以下この項及び附則第二条第四項において「中期目標の期間」という。)の末日までとする。

2 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

3 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

4 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

5 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

(役員の解任)

第十五条 厚生労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が第十三条本文又は前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 厚生労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

3 前項に規定するもののほか、厚生労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員(監事を除く。)の職務の執行が適当でないため機構の業務の実績が悪化した場合であつて、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認めるときは、その役員を解任することができる。

4 理事長は、前二項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

5 厚生労働大臣は、副理事長又は理事が第二項又は第三項に規定する事由に該当すると認める

ときは、理事長に対し、その役員の解任を命ずることができる。

6 理事長は、第二項又は第三項の規定によりその任命に係る役員を解任したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(役員等の損害賠償責任)

第十六条 機構の役員又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、機構に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の責任は、厚生労働大臣の承認がなければ、免除することができない。

3 前項の給与等の支給の基準は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、機構の業務の実績、職員の職務の特性及び雇用形態並びに専ら調査、研究、分析及び技術の開発(以下「研究開発」という。)に従事する職員のうち世界最高水準の高度の専門的な知識及び経験を活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事するものについて国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性その他の事情を考慮して定められなければならない。

(役員の報酬等)

第十七条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

2 機構の役員に対する報酬及び退職手当(以下この条において「報酬等」という。)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

(役員の地位)

第十八条 機構の役員に対する報酬及び退職手当(以下この条において「報酬等」という。)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 機構は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを厚生労働大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与及び退職手当(以下「給与等」という。)、民間企業の役員の報酬等、機構の業務の実績並びに役員のうち世界最高水準の高度の専門的な知識及び経験を活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事するものについて国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性その他の事情を考慮して定められなければならない。

(服務の本旨)

第十九条 機構の役員及び職員の服務は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。)、これらの法律に基づく命令若しくは处分又は機構が定める業務方法書その他の規則を遵守し、機構のため忠実に職務を遂行しなければならない。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第二十条 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(制裁規程)

第二十二条 機構は、業務開始の際、制裁規程を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(前項の制裁規程においては、機構の役員及び職員が、この法律若しくは感染症法、これらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣の处分若しくは機構が定める業務方法書その他の規則に違反し、又は機構の役員及び職員たるにふさわしくない行為をしたときは、当該役員及び職員に対し、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁を課する旨を定めなければならない。

(服務の本旨)

第二十三条 機構は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 感染症その他の疾患に係る予防及び医療に

関し、研究開発を行うこと。

二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。

三 予防及び医療に係る国際協力に関し、研究開発を行うこと。

四 感染症その他の疾患に係る予防及び医療並びにこれらに係る国際協力に関し、人材の養成及び資質の向上を図ること。

五 感染症その他の疾患に係る病原及び病因の検索並びに予防及び医療に係る科学的知見に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うこと。

六 感染症その他の疾患に係る病原体及び毒素の収集、検査及び保管並びにこれらの実施に必要な技術並びに試薬、試料及び機械器具の開発及び普及を行うこと。

七 地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第

二十六条第二項に規定する地方衛生研究所等の職員に対する前二号に掲げる業務に係る研究開発及び普及を行なうこと。

八 感染症その他の疾患の予防及び医療に関する生物学的製剤、抗生物質及びその製剤、消毒剤、殺虫剤並びに殺そ剤の生物学的検査、試験及び試験的製造並びにこれらの医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第一項に規定する医薬品及び同条第二項に規定する医薬部外品(専ら動物のため使用されることが目的とされているもの)の生物学的検査及び試験に必要な標準品の製造を行うこと。

九 使用されることがまれである生物学的製剤又はその製造が技術上困難な生物学的製剤の製造を行うこと。

十 製造を行なうこと。

| |
|--|
| 十 食品衛生に關し、細菌學的及び生物學的試験及び検査を行うこと。 |
| 十一 前各号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。 |
| 十二 機構及び高度専門医療に関する研究等を行なう國立研究開発法人に関する法律(平成二十年法律第九十三号)以下「高度専門医療国立研究開発法人法」という。)第三条の二に規定する高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う施設を設置し、これを運営すること。 |
| 十三 機構の研究開発の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。 |
| 十四 感染症法第六十五条の四に規定する事務及び感染症法第六十五条の五に規定する権限に係る事務を行うこと。 |
| 十五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 |
| 2 機構は、厚生労働省令で定めるところにより、前項各号に掲げる業務の実施状況を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に報告するものとする。 |
| 3 機構は、第一項各号(第十四号を除く。)に掲げる事務の遂行に必要な限度で、同項第十四号の事務を行なうことにより保有することとなつた情報を行なうことにより保有することとなる。機構は、第一項第十三号に掲げる業務のうち出資に関するものを行なうとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。 |
| 4 機構は、第一項第十三号に掲げる業務のうち出資に関するものを行なうとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。 |

| |
|---|
| (株式又は新株予約権の取得及び保有) |
| 第二十四条 機構は、機構の研究開発の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者(以下この項において「成果活用事業者」といふ。)に対し、機構の研究開発の成果の普及及び成果活用事業者の資力その他の事情を勘案し、特に必要と認めてその支援を無償とし、又はその支援の対価を時価よりも低く定めることとし、特に必要と認めてその支援を無償とし、又はその支援の対価を時価よりも低く定めることとすることができる。 |
| 2 機構は、前項の規定により取得した株式又は新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)を保有することができること。 |
| 三 機構の施設及び設備の利用 |
| 第二十五条 機構は、第二十三条第一項に規定する業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、機構に勤務しない医師、歯科医師その他の医療関係者の診療又は研究若しくは技術の開発のために利用させることができる。 |

| |
|---|
| (業務方法書) |
| 第二十六条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。 |
| 2 前項の業務方法書には、役員(監事を除く。)の職務の執行がこの法律、感染症法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項その他厚生労働省令で定める事項について、あらかじめ、国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条の規定に基づき厚生労働省に置かれる合議制の機関で政令で定める |
| 3 機構は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。 |
| 4 第二節 中期目標等 |

| |
|--|
| (中期目標) |
| 第二十七条 厚生労働大臣は、六年間において機構が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。 |
| 2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。 |
| 一 国民の生活及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるための体制整備に関する事項 |
| 二 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 |
| (中期計画) |
| 第二十八条 機構は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。 |
| 3 厚生労働大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、健康・医療戦略推進本部及び独立行政法人通則法第十二条に規定する独立行政法人評価制度委員会(以下「独立行政法人評価制度委員会」といふ。)の意見を聽かなければならない。 |
| 4 厚生労働大臣は、前項の規定により中期目標に係る意見を聽こうとするときは、機構の研究開発の事務及び事業(軽微なものとして政令で定めるものを除く。第三十条第六項及び第三十二条第二項において同じ。)に関する事項について、あらかじめ、国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条の規定に基づき厚生労働省に置かれる合議制の機関で政令で定める |
| 5 厚生労働大臣は、公衆衛生その他の分野の研究開発に関して高い識見を有する外国人(日本国籍を有しない者をいう。次項において同じ。)を研究開発審議会の委員に任命することができる。 |
| 6 前項の場合において、外国人である研究開発審議会の委員は、研究開発審議会の会務を総理し、研究開発審議会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、研究開発審議会の委員の総数の五分の一を超えてはならない。 |
| 7 健康・医療戦略推進本部及び独立行政法人評価制度委員会は、第三項の規定により厚生労働大臣に意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。 |

四 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画
及び資金計画

五 短期借入金の限度額

六 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

七 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

八 剰余金の使途

九 その他厚生労働省令で定める業務運営に関する事項

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項各号に掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

4 機構は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(年度計画)
第二十九条 機構は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、その事業年

度の業務運営に関する計画(第三十一条において「年度計画」という。)を定め、これを厚生労働大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)
第三十条 機構は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいづれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、厚生労働大臣の評価を受けなければならぬ。

一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

四 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画

五 短期借入金の限度額

六 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

七 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

八 剰余金の使途

九 その他厚生労働省令で定める業務運営に関する事項

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項各号に掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

4 機構は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(年度計画)
第二十九条 機構は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、その事業年

度の業務運営に関する計画(第三十一条において「年度計画」という。)を定め、これを厚生労働大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)
第三十条 機構は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいづれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、厚生労働大臣の評価を受けなければならぬ。

内に、同項に規定する業務の実績及び当該業務の実績について自ら評価を行つた結果を明らかにした報告書を厚生労働大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

5 第一項又は第二項の評価は、第一項第一号、第二号若しくは第三号に定める事項又は第二項に規定する業務の実績について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、第一項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実績及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

6 厚生労働大臣は、第一項又は第二項の評価を行おうとするときは、機構の研究開発の事務及び事業に関する事項について、あらかじめ、研究開発審議会の意見を聽かなければならぬ。

7 厚生労働大臣は、第一項又は第二項の評価を行つたときは、遅滞なく、機構に対して、その評価の結果を通知するとともに、公表しなければならない。この場合において、第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行つたときは、健康・医療戦略推進本部及び独立行政法人評価制度委員会に対して、厚生労働大臣の評価を受けなければならぬ。

8 健康・医療戦略推進本部及び独立行政法人評価制度委員会は、前項の規定による検討を行ふに当たつては、機構の研究開発の事務及び事業に関する事項について、研究開発審議会の意見を聽かなければならない。

9 厚生労働大臣は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を健康・医療戦略推進本部及び独立行政法人評価制度委員会に通知するとともに、公表しなければならない。

に對し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(評価結果の取扱い等)

第三十一条 機構は、前条第一項又は第二項の評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、評価結果の反映状況を公表しなければならない。

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十二条 厚生労働大臣は、第三十条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行つたときは、中期目標の期間の終了時に見込まれる評価を行つたとき、中期目標の期間の終了までに、機構の業務における個々の事務又は事業の継続の必要性、組織の在り方その他の業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による検討を行ふに当たつては、機構の研究開発の事務及び事業に関する事項について、研究開発審議会の意見を聽かなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を健康・医療戦略推進本部及び独立行政法人評価制度委員会に通知するとともに、公表しなければならない。

4 健康・医療戦略推進本部及び独立行政法人評価制度委員会は、前項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に意見を述べるとともに、その内容を公表しなければならない。

5 前項の場合において、独立行政法人評価制度委員会は、機構の主要な事務及び事業の改廃に

官 報 (号 外)

| | |
|--|--|
| 関し、厚生労働大臣に勧告をすることができる。 | |
| 6 独立行政法人評価制度委員会は、前項の勧告をしたときは、当該勧告の内容を内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならない。 | |
| 7 独立行政法人評価制度委員会は、第五項の勧告をしたときは、厚生労働大臣に対し、その勧告に基づいて講じた措置及び講じようとする措置について報告を求めることができる。 | |
| 第五章 財務及び会計 (財務諸表等) | |
| 第三十三条 機構は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他厚生労働省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下この条及び第五十条第一項第八号において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後二月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。 | |
| 2 機構は、前項の規定により財務諸表を厚生労働大臣に提出するときは、これに厚生労働省令で定めるところにより作成した当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査報告及び会計監査報告を添付しなければならない。 | |
| 3 機構は、第一項の規定による厚生労働大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書、監査報告及び会計監査報告を、主たる事務所に備えて置き、厚生労働省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。 | |
| 4 機構は、第一項の附屬明細書その他厚生労働省令で定める書類については、前項の規定により公告することができる。 | |
| 5 一時事に關する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法 | |
| 二 電子公告(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものにより不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて厚生労働省令で定めるものをとる公告の方法をいう。次項において同じ。) | |
| 5 機構が前項の規定により電子公告による公告をする場合には、第三項の厚生労働省令で定める期間、繼續して当該公告をしなければならない。 | |
| 6 第三十四条 機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。 | |
| 2 機構は、前項の規定により電子公告による公告をする場合には、第三項の厚生労働省令で定める期間、繼續して当該公告をしなければならない。 | |
| 7 第三十五条 機構は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る前条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る中期目標の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における機構が行う第二十三条第一項及び第二十五条に規定する業務の財源に充てることができる。 | |
| 8 機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。 | |
| 9 第三十六条 機構は、中期計画の第二十八条第二項第五号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして厚生労働大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。 | |
| 10 第四項から前項までに定めるもののほか、第四項又は第五項の規定による長期借入金又は債券に關する必要な事項は、政令で定める。 | |
| 11 第三十七条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第十四号)第三条の規定にかかるわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、前条第四項又は第五項の規定による機構の長期借入金又は債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二 | |

十八年法律第五十一号)第一條の規定に基づき
政府が保証契約をすることができる債務を除
く。)について保証することができる。

(償還計画)

第三十八条 機構は、第三十六条第四項又は第五項の規定により、長期借入金をし、又は債券を発行するときは、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

(財源措置)

第三十九条 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

2 機構は、業務運営に当たっては、前項の規定による交付金について、国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令の規定及び中期計画に従つて適切かつ効率的に使用するよう努めなければならぬ。

第六章 監督

(緊急時の命令)

第四十条 厚生労働大臣は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は感染症その他の疾患に関して、公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、機構に対し、第二十三条第一項第一号から第十号までに掲げる業務に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(監督命令)

第四十一条 厚生労働大臣は、前条に定めるもののか、中期目標を達成するためその他この法律及び感染症法を施行するため必要があると認

めるときは、機構に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第四十二条 厚生労働大臣は、この法律及び感染症法を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所その他その業務を行う場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

い。

第七章 雜則

(独立行政法人通則法の規定の準用)

第四十三条 独立行政法人通則法第八条第一項及び第三項、第九条、第十九条の二、第二十一条の五、第二十四条、第二十五条、第二十六条、第二十七条、第三十九条から第四十三条まで、第四十六条の二、第四十七条第五十条の九までの規定は機構について、同法第十二条の二第二項、第二十八条の二、第二十八条の三及び第三十五条の二の規定は機構の中期目標及び評価について準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは

「厚生労働大臣」と、「主務省令」とあるのは「厚生労働省令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 読み替えられる独立行政法人通則法の規定 | 読み替えられる字句 |
|--|--|
| 第八条第三項 (当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。ただし、原子力規制委員会が所管する独立行政法人については、原子力規制委員会規則とする。以下同じ。)で定める | で定める |
| 第四十六条の二又は第四十六条の三 第四十六条の二 | 第四十六条の二 |
| 第十二条の二第二項 前項第一号若しくは第二号に規定する規定又は同項第五号若しくは第六号 | 国立健康危機管理研究機構法(以下「機構法」という。)第四十三条において準用する第二十八条の二第二項 |
| 第二十四条 法人の長その他の代表権を有する役員 法人の長 | 理事長又は副理事長 理事長 |
| 第二十五条 法人の長その他の代表権を有する役員 法人の長 | 理事長又は副理事長 理事長 |
| 第二十六条 法人の長 法人の長 代表権を有しない役員 理事(機構法第七条ただし書に規定する外部理事を除く。) | 理事長又は副理事長 理事長 |
| 第二十七条 第二十九条第一項の中長期目標、第三十五条の四第一項の中長期目標及び第三十五条の九第一項の年度目標の策定並びに第三十二条第一項、第三十五条の六第一項及び第二項並びに第三十五条の十一第一項及び第二項 | 機構法第二十七条第一項に規定する中期目標(以下「中期目標」という。)の策定(同条第二項第一号に掲げる事項に係る策定を除く。)並びに機構法第三十条第一項及び第二項 |
| 第二十八条の二第一項 中期目標 | 中期目標 |
| 第二十九条第一項の中長期目標、第三十五条の四第一項の中長期目標及び第三十五条の九第一項の年度目標 | 中期目標 |

官 報 (号外)

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|-----------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| 第三十二条第一項、第三十五条の六 第一項及び第二項並びに第三十五条 の十一第一項及び第二項 | | | | | | | | | | | | | | |
| 第三十五条の一 第二号 | 第三十九条第二項 第二号 | 第三十九条第三項 第三号 | 前条第四項 | 厚生労働省令 | 機構法第三十二条第五項 | | | | | | | | | |
| 第三十二条第二項 二項ただし書 | 第四十六条の二第一 二項ただし書 | 第四十二条 一項ただし書 | 子法人に この法律、個別法 | 子法人（機構法第七条第一号に規定する子法人をいう。以下同じ。）に 機構法 | 子法人（機構法第七条第一号に規定する子法人をいう。以下同じ。）に 機構法 | | | | | | | | | |
| これらの これら | 中期目標管理法人の中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合、国立研究開発法人の中長期計画において第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第三十五条の十第三項第五号 | これらの その | 中期目標管理法人の中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合、国立研究開発法人の中長期計画において第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行政执行法人の事業計画において第三十五条の十第三項第五号 | 中期目標管理法人の中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合、国立研究開発法人の中长期計画において第三十五条の五第二項第六号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第三十五条の十第三項第六号 | 中期目標管理法人の中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合、国立研究開発法人の中長期計画において第三十五条の五第二項第六号の計画を定めた場合又は行政执行法人の事業計画において第三十五条の十第三項第六号 | 中期目標管理法人の中期計画において第三十条第二項第六号の計画を定めた場合、国立研究開発法人の中長期計画において第三十五条の五第二項第六号の計画を定めた場合又は行政执行法人の事業計画において第三十五条の十第三項第六号 |

| | | | |
|-----------------------------|-----------|---|---|
| 書 | 第四十八条ただし書 | 中期目標管理法人の中期計画において第三十条第二項第六号の計画を定めた場合、国立研究開発法人の中長期計画において第三十五条の五第二項第六号の計画を定めた場合又は行政执行法人の事業計画において第三十五条の十第三項第六号 | 中期目標管理法人の中期計画において第三十条第二項第六号の計画を定めた場合、国立研究開発法人の中長期計画において第三十五条の五第二項第六号の計画を定めた場合又は行政执行法人の事業計画において第三十五条の十第三項第六号 |
| 第五十条の四第五項 | 第五十条の四第四項 | 第五十条の四第三項第五号 | 第五十条の四第二項第四号 |
| 第五十条の四第六項 | 第五十条の四第五項 | 第三十五条第一項 | 第五十五条の四第二項 |
| 第五十条の七第一項、第五十条の八第三項及び第五十条の九 | 政令 | 厚生労働省令 | 機構法第三十二条第一項 |
| 厚生労働省令 | 機構法 | 厚生労働省令 | 機構法第三十二条第一項 |

(財務大臣との協議)

第四十四条 厚生労働大臣は、次に掲げる場合に
は、財務大臣に協議しなければならない。

一 第二十七条第一項の規定により中期目標を
定め、又は変更しようとするとき。

二 第二十八条第一項、第三十六条第一項ただ
し書、第二項ただし書、第四項、第五項若し
くは第八項、第三十八条又は前条において読
み替えて準用する独立行政法人通則法第四十
八条の規定による認可をしようとするとき。

三 第三十四条第三項又は第三十五条第一項の
規定による承認をしようとするとき。

四 前条において読み替えて準用する独立行政
法人通則法第四十六条の二第一項、第二項又
は第三項ただし書の規定による認可をしよう
とするとき。

五 前条において読み替えて準用する独立行政
法人通則法第四十七条第一号又は第二号の規
定による指定をしようとするとき。

(財政上の配慮)

第四十五条 国は、機構の業務の特性に鑑み、機
構における研究開発の進捗状況を踏まえつつ、
機構の研究開発を行う能力の強化並びにその研
究開発の効果的な推進及びその成果の普及を図
るため、必要な財政上の配慮をするものとす
る。

(他の法令の準用)

第四十六条 医療法(昭和二十三年法律第二百五
号)その他政令で定める法令については、政令
で定めるところにより、機構を国とみなして、
(解散)

第四十七条 機構の解散については、別に法律で
定める。

第八章 罰則

第四十八条 第二十二条の規定に違反して秘密を
漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑を
又は五十万円以下の罰金に処する。

第十九条 第四十二条第一項の規定による報告
をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の
規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し
た場合には、その違反行為をした機構の役員又
は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第五十条 次の各号のいずれかに該当する場合に
は、その違反行為をした機構の役員は、二十万
円以下の過料に処する。

一 この法律(第四十三条において読み替えて
準用する独立行政法人通則法の規定を含む。
次号において同じ。)の規定により厚生労働大
臣の認可又は承認を受けなければならない場
合において、その認可又は承認を受けなかつ
たとき。

二 この法律の規定により厚生労働大臣に届出
をしなければならない場合において、その届
出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 この法律の規定により公表をしなければな
らない場合において、その公表をせず、又は
虚偽の公表をしたとき。

四 第十条第五項若しくは第六項又は第四十三
条において読み替えて準用する独立行政法
人通則法第三十九条第三項の規定による調査を
妨げたときは、二十万円以下の過料に処する。

第五十二条 第五条の規定に違反した者は、十万
円以下の過料に処する。

2 機構の子法人の役員が第十条第七項又は第四
十三条において読み替えて準用する独立行政法
人通則法第三十九条第三項の規定による調査を
妨げたときは、二十万円以下の過料に処する。

3 前二項の規定により指名された理事長、副理
事長、理事又は監事となるべき者は、機構の成
立の時において、第十一条第一項及び第二項の
規定により、それぞれ理事長、副理事長、理事
又は監事に任命されたものとする。

4 第十二条第一項の規定にかかるわらず、厚生労
働大臣は、第十一条第一項の規定により理事長
となるべき者としてより適切と認める者を任命
するため特に必要があると認めるときは、前項
の規定により機構の成立の時において任命され
たものとされる理事長の任期を、任命の日か
ら、中期目標の期間の初日から三年を経過する
日までとすることができる。

(設立委員等)

第一條 この法律は、公布の日から起算して三年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次条から附則第四条まで並
びに附則第十二条第三項及び第四項、第十六条
第四項及び第五項、第十七条第二項及び第三項
並びに第二十六条の規定は、公布の日から施行
したとき。

五 第二十三条第一項及び第二十五条に規定す
る業務以外の業務を行ったとき。

六 第二十八条第三項、第三十条第九項、第四
十条又は第四十一条の規定による命令に違反
したとき。

七 第三十条第三項又は第四項の規定による報
告書の提出をせず、又は報告書に記載すべき
事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして
報告書を提出したとき。

(理事長等となるべき者の指名等)

第二条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日
(以下「施行日」という。)前に機構の理事長とな
るべき者及び監事となるべき者を指名する。

三 前項の規定により指名された理事長となるべ
き者は、厚生労働大臣の認可を受けて機構の副
理事長となるべき者及び理事となるべき者を指
名する。

四 第二条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日
(以下「施行日」という。)前に機構の理事長とな
るべき者及び監事となるべき者を指名する。

五 第二条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日
(以下「施行日」という。)前に機構の理事長とな
るべき者及び監事となるべき者を指名する。

六 第二条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日
(以下「施行日」という。)前に機構の理事長とな
るべき者及び監事となるべき者を指名する。

七 第二条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日
(以下「施行日」という。)前に機構の理事長とな
るべき者及び監事となるべき者を指名する。

八 第二条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日
(以下「施行日」という。)前に機構の理事長とな
るべき者及び監事となるべき者を指名する。

九 第二条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日
(以下「施行日」という。)前に機構の理事長とな
るべき者及び監事となるべき者を指名する。

十 第二条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日
(以下「施行日」という。)前に機構の理事長とな
るべき者及び監事となるべき者を指名する。

十一 第二条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日
(以下「施行日」という。)前に機構の理事長とな
るべき者及び監事となるべき者を指名する。

十二 第二条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日
(以下「施行日」という。)前に機構の理事長とな
るべき者及び監事となるべき者を指名する。

十三 第二条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日
(以下「施行日」という。)前に機構の理事長とな
るべき者及び監事となるべき者を指名する。

十四 第二条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日
(以下「施行日」という。)前に機構の理事長とな
るべき者及び監事となるべき者を指名する。

十五 第二条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日
(以下「施行日」という。)前に機構の理事長とな
るべき者及び監事となるべき者を指名する。

十六 第二条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日
(以下「施行日」という。)前に機構の理事長とな
るべき者及び監事となるべき者を指名する。

十七 第二条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日
(以下「施行日」という。)前に機構の理事長とな
るべき者及び監事となるべき者を指名する。

十八 第二条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日
(以下「施行日」という。)前に機構の理事長とな
るべき者及び監事となるべき者を指名する。

十九 第二条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日
(以下「施行日」という。)前に機構の理事長とな
るべき者及び監事となるべき者を指名する。

二十 第二条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日
(以下「施行日」という。)前に機構の理事長とな
るべき者及び監事となるべき者を指名する。

4 設立委員は、機構の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

(健康・医療戦略推進本部等への意見聴取等)

第四条 厚生労働大臣は、最初の中期目標の策定に必要な準備として、施行日前においても健康・医療戦略推進本部、独立行政法人評価制度委員会及び研究開発審議会の意見を聞くこと並びに財務大臣との協議を行うことができる。

(機構の成立)

第五条 機構は、この法律の施行の時に成立する。

2 機構は、機構の成立後遅滞なく、政令で定めることにより、その設立の登記をしなければならない。

(職員の引継ぎ等)

第六条 機構の成立の際現に厚生労働省の機関で政令で定めるものの職員である者は、厚生労働大臣が指名する者を除き、別に辞令を發せられない限り、機構の成立の日において、機構の職員となるものとする。

第七条 前条の規定により機構の職員となつた者に対する国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第八十二条第二項の規定の適用については、機構の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したことのみなす。

第八条 附則第六条の規定により厚生労働省の職員が機構の職員となる場合には、その者に対し

ては、國家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)に基づく退職手当は、支給しない。

2 機構は、前項の規定の適用を受けた機構の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の國家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)としての引き続いた在職期間を機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 機構の成立の日の前日に厚生労働省の職員として在職する者が、附則第六条の規定により引き続いた機構の職員となり、かつ、引き続き機構の職員として在職した後引き続いた国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となり、かつ、引き続き機構の職員となり、かつ、引き続き支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が機構に就いたことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

4 機構は、機構の成立の日の前に厚生労働省の職員として在職し、附則第六条の規定により引き続いた機構の職員となつた者のうち機構の職員として在職するまでの間に機構を退職したものであつて、その退職した日まで厚生労働省の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けること

ができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

第九条 附則第六条の規定により機構の職員となつた者であつて、機構の成立の日の前日において厚生労働大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条第一項(同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、機構の成立の日において児童手当又は同法附則第二条第一項の給付(以下この条において「特例給付」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に関する規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法第八条第二項(同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、機構の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

(厚生労働省の機関で政令で定めるものの職員から引き続いた機構の役職員となつた者についての国家公務員共済組合法の適用に関する経過措置)

第十条 施行日の前日に附則第六条の政令で定める厚生労働省の機関の職員として在職する者の国家公務員共済組合法の適用に関する経過措置

1 施行日の前日において附則第六条の政令で定めた厚生労働省の機関の職員として在職する者(同日において厚生労働省共済組合の組合員であるものに限る。)が施行日において引き続いた機構の役職員となる場合であつて、かつ、当該役職員又はその遺族が第一項に規定する期限内に同項の申出を行わなかつた場合には、当該職員は、国家公務員共済組合法の適用については、施行日の前日に同法第二条第一項第四号に規定する退職をしたものとみなす。

(機構の職員となる者の職員団体についての経過措置)

第十一条 機構の成立の際現に存する国家公務員法第一百八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が附則第六条の規定により機構に引き継がれる者であるものは、

機構の成立の際労働組合法(昭和二十四年法律第一百七十四号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

3 前項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(特定一種病原体等所持者に係る権利義務の承継等)

第十三条 施行日の前日において附則第六条の政令で定める厚生労働省の機関であつて感染症法第五十六条の三第二項の規定による特定一種病原体等所持者の指定を受けているもの(以下この条において「指定機関」という。)があるときは、機構は、その成立の時において同項の規定において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となつたものについては、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(権利義務の承継等)

第十二条 機構の成立の際、第二十三条第一項に規定する業務に關し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構の成立の時ににおいて機構が承継する。

2 前項の規定により機構が國の有する権利及び義務を承継したときは、機構に承継される権利に係る資産で政令で定めるものの価額の合計額から、承継される義務に係る負債で政令で定め

るものとの価額の合計額を差し引いた額に相当する金額は、政令で定めるところにより、政府から機構に対し出資されたものとする。

3 前項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(特定一種病原体等所持者に係る権利義務の承継等)

第十三条 施行日の前日において附則第六条の政令で定める厚生労働省の機関であつて感染症法第五十六条の三第二項の規定による特定一種病原体等所持者の指定を受けているもの(以下この条において「指定機関」という。)があるときは、機構は、その成立の時において同項の規定による特定一種病原体等所持者の指定を受けたものとみなす。この場合において、当該指定機関が所持していた特定一種病原体等(感染症法第五十六条の三第一項第一号に規定する特定一種病原体等をいう。次項において同じ。)は、感染症法第五十六条の五の規定にかかわらず、機

構が受け継ぐものについては、政令で定めるところにより、機構を國の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(昭和二十一年法律第一百九十四号)に規定する国又は行政庁とみなし、同法を適用する。

(国立国際医療研究センターの解散等)

第十六条 国立研究開発法人国立国際医療研究センター(以下「国立国際医療研究センター」といいう。)は、この法律の施行の時において解散するものとし、次項の規定により國が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて機構が承継する。

2 この法律の施行の際現に国立国際医療研究センターが有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時において國が承継するものとする。

2 前項の場合において、機構は、この法律の施行前に國の責任において指定機関が行つてきた特定一種病原体等に係る試験研究について、その社会的必要性及び重要性に鑑み、國の監督指導の下で試験研究を実施するものとする。

(国有財産の無償使用)

第十四条 國は、機構の成立の際現に附則第六条の政令で定める厚生労働省の機関に使用されて

いる國有財産及び當該機関に屬する者の住居の用に供されている國有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、機構の運用に供するため、機構に無償で使用させることができる。

第十五条 機構の成立の際現に係属している附則第六条の政令で定める厚生労働省の機関の所掌事務に関する訴訟事件又は非訟事件であつて機

構が受け継ぐものについては、政令で定めるところにより、機構を國の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(昭和二十一年法律第一百九十四号)に規定する国又は行政庁とみなし、同法を適用する。

6 国立国際医療研究センターの解散の日の前日を含む事業年度及び中長期目標の期間における業務の実績に関する評価については、独立行政法人通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間をいう。以下この条において同じ。)

5 国立国際医療研究センターの解散の日の前日を含む中長期目標の期間(独立行政法人通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間をいう。以下この条において同じ。)を終わるものとする。

合の当該事業年度を除く。)は、独立行政法人通則法第三十六条第一項の規定にかかわらず、国立国際医療研究センターの解散の日の前日に終わるものとする。

7 国立国際医療研究センターの解散の日の前日を含む事業年度による独立行政法人通則法第三十七条第一項前段の規定による通知及び同条

第九項の規定による命令は機構に対してなされる報告書の提出及び公表は機構が行うものとし、同条第七項前段の規定による通知及び同条

第十項の規定による命令は機構に対するなされる報告書の提出及び公表は機構が行うものとする。

8 国立国際医療研究センターの解散の日の前日を含む事業年度に係る独立行政法人通則法第三十八条の規定による財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成等については、機構が行うものとする。

9 前項の規定による処理において、独立行政法

人通則法第四十四条第一項又は第二項の規定に

より整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、機構が行うものとする。この場合において、国立国際医療研究センターに対する国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和五年法律第 号)第十三条の規定による改正前の高度専門医療国立研究開発法人法(以下「旧高度専門医療国立研究開発法人法」という)第二十条の規定に係る罰則を含む)は、なおその効力を有するものとし、同条第一項中「通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間(以下この項において「中長期目標の期間」という)」の最後にあるのは「国立研究開発法人国立国際医療研究センターの解散の日の前日を含む」と、「当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期後」とあるのは「国立健康危機管理研究機構法(令和五年法律第 号)の施行に係る通則法第三十五条の五第一項の認可を受けた中長期計画」とあるのは「国立健康危機管理研究機構法(令和五年法律第 号)」の施行の日を含む同法第二十七条第一項に規定する中期目標の期間に係る同法第二十八条第一項の認可を受けた中期計画」と、「次の中長期目標の期間における当該国立高度専門医療研究センターが行う第十三条から前条まで(第十八条の二を除く。)」とあるのは「中期目標の期間における同法第二十三条第一項及び第二十五条」とする。

10 第一項の規定により国立国際医療研究センターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。
(機構への出資)
第十七条 前条第一項の規定により機構が国立国際医療研究センターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の

価額(同条第九項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧高度専門医療国立研究開発法人法第二十条第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。この場合において、機構は、当該金額により資本金を増加するものとする。

2 前項に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(国立国際医療研究センターの職員から引き続き機構の職員となつた者の退職手当の取扱いに関する経過措置)

第十八条 機構は、施行日の前日に国立国際医療研究センターの職員として在職する者(高度専門医療研究法人附則第五条第一項の規定の適用を受けた者に限る。)で引き続いて機構の職員となつたものの退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の高度専門医療国立研究開発法人法の施行の日以後の国立高度専門医療研究センターの職員としての在職期間及び機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が高度専門医療国立研究開発法人法の施行の日以後に国立高度専門医療研究セ

2 施行日の前日に国立国際医療研究センターの職員として在職する者(高度専門医療国立研究開発法人附則第五条第一項の規定の適用を受ける者であつて、高度専門医療国立研究開発法人法の施行の日以後引き続き国立高度専門医療研究センターの職員として在職する者に限る。)が、引き続いて機構の職員となり、かつ、引き続き機構の職員として在職した後引き続いて國家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の高度専門医療国立研究開発法人法の施行の日以後の国立高度専門医療研究センターの職員としての在職期間及び機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が高度専門医療国立研究開発法人法の施行の日以後に国立高度専門医療研究セ

| | | |
|--|---|--|
| 第四十三条において準用する独立行政法人通則法第五十条の四第一項 | 第四十三条において準用する独立行政法人通則法第五十条の四第一項 | 第四十三条において準用する独立行政法人通則法第五十条の四第一項 |
| 第十九条 国は、機構の成立の際現に国立国際医療研究センターに属する者の住居の用に供されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、機構の用に供するため、機構に無償で使用させることができる。(機構の役員又は職員についての独立行政法人通則法の適用に関する経過措置) | 第二十条 機構の役員又は職員についての第四十三条において準用する独立行政法人通則法第五十条の四第一項、第二項第四号及び第六項並びに第五十条の六の規定の適用については、次表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 | 2 ない。 施行日の前日に国立国際医療研究センターの職員として在職する者(高度専門医療国立研究開発法人附則第五条第一項の規定の適用を受ける者であつて、高度専門医療国立研究開発法人法の施行の日以後引き続き国立高度専門医療研究センターに属する者の住居の用に供されれたものとする。この場合において、機構は、当該金額により資本金を増加するものとする。 |
| 第十四条 国は、機構の成立の際現に国立国際医療研究センターに属する者の住居の用に供されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、機構の用に供するため、機構に無償で使用させることができる。(機構の役員又は職員についての独立行政法人通則法の適用に関する経過措置) | 第十九条 国は、機構の成立の際現に国立国際医療研究センターに属する者の住居の用に供されれたものとする。この場合において、機構は、当該金額により資本金を増加するものとする。 | 3 ない。 (これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。 |

(名称の使用制限に関する経過措置)

第二十一条 この法律の施行の際現に国立健康危機管理研究機構という名称を使用している者については、第五条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第二十四条 機構の最初の事業年度の第二十九条
に規定する業務運営に関する計画については、
同条中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、
機構の成立後遅滞なくとする。
(年度計画に関する経過措置)

第二十二条 機構の成立の日から遡つて十年間に
おいて、附則第六条の政令で定める厚生労働省
の機関の職員又は国立国際医療研究センターの
役員（監事を除く。）若しくは職員であつた者は、
第七条第一号に規定する機構の役職員でこ
れらのものとみなして同号及び同条第二号の規
定を適用する。

2 機構の成立の日から遡つて十年間において、
国立国際医療研究センターの監事又は会計監査
人（会計監査人が法人であるときは、その職務
を行ふべき社員）であつた者は、第七条第二号
に規定する機構の監事又は会計監査人であつた
ものとみなして同号の規定を適用する。この場

第二十五条 この法律の施行の日が刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という。)前である場合には、刑法施行日の前日までの間ににおける第四十八条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の適用についても、同様とする。

を行うべき社員)であつた者は、第七条第二号に規定する機構の監事又は会計監査人であつたものとみなして同号の規定を適用する。この場合において、同号中「機構の役職員又は機構の子法人の業務執行取締役等」とあるのは、「機構の役職員若しくは機構の子法人の業務執行取締役等、附則第六条の政令で定める厚生労働省の機関の職員又は国立研究開発法人国立国際医療研究センターの役員(監事を除く。)若しくは職員」とする。

(事業年度に関する経過措置)

第二十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

国立健康危機管理研究機構法案(内閣提出)

議案の目的及び要旨

本案は、感染症その他の疾患に関し、調査、研究、医療の提供、人材の養成等を行うとともに、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延時において疫学調査から臨床研究までを総合的に実施し科学的知見を提供できる体制の強化を図るため、国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、国立健康危機管理研究機構(以下「機構」という。)を設立しようとするとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 機構は、特別の法律により設立される法人としてのこと。
- 2 機構に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事九人以内及び監事二人を置き、理事長及び監事は厚生労働大臣が任命し、副理事長及び理事は厚生労働大臣の認可を受けて理事長が任命すること。
- 3 役員及び研究開発に従事する職員のうち、世界最高水準の高度の専門的な知識及び経験を活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事するものの報酬等及び給与等の支給基準については、国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性等を考慮して定められなければならないこと。
- 4 機構の業務の範囲等を定めるほか、その適正な業務運営のため、厚生労働大臣が、中期目標の策定、中期計画の認可、各事業年度の終了後における機構の業務の実績等に関する評価を行うこと等を定めること。
- 5 厚生労働大臣は、必要があると認めるとき

は、機構に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができることとする等、監督について所要の規定を整備すること。

6 機構の設立準備に係る規定を設けるほか、国立感染症研究所の職員に関する経過措置、

国立研究開発法人国立国際医療研究センターの解散に伴う措置等に関する事項を定めるること。

7 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

感染症その他の疾患に関し、調査、研究、医療の提供、人材の養成等を行うとともに、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延時において疫学調査から臨床研究までを総合的に実施し科学的知見を提供できる体制の強化を図るため、国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、機構を設立することは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

右報告する。

令和五年五月十七日

厚生労働委員長 三ツ林裕巳

衆議院議長 細田 博之殿

国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

右

国会に提出する。

令和五年三月七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律
(船員保険法及び国家公務員共済組合法の一
部改正)

第一條 次に掲げる法律の規定中

| | |
|-------------------------|--------------|
| 國立研究開発法人國立がん研究センター | 高度専門医療に関する法律 |
| 國立研究開発法人國立循環器病研究センター | 開発法人に関する法律 |
| 國立研究開発法人國立精神・神経医療研究センター | 十三号) |
| 國立研究開発法人國立成育医療研究センター | |
| 國立研究開発法人國立長寿医療研究センター | |

する研究等を行う国立研究法律(平成二十年法律第九

法律(平成二十年法律第九

する研究等を行う国立研究法律(平成二十年法律第九

法律(平成二十年法律第九

を

國立研究開発法人國立がん研究センター

高度専門医療に関する法律

國立研究開発法人國立循環器病研究センター

開発法人に関する法律

國立研究開発法人國立精神・神経医療研究センター

十三号)

國立研究開発法人國立成育医療研究センター

國立研究開発法人國立長寿医療研究センター

に改める。

第二十六条に次の二項を加える。
前項に規定する業務を行う第五条第一項に

規定する地方公共団体の機関(当該地方公共団体が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関。次項において「地方衛生研究所等」という。)は、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もつて地域住

民の健康の保持及び増進に寄与するため、当該業務により得た感染症その他の疾患に係る情報並びに病原体及び毒素について、国立健康危機管理研究機構が行う国立健康危機管理研究機構法(令和五年法律第 号)第二十一条第一項第五号及び第六号に掲げる業務

(これらの規定に規定する収集に限る。)に協力するものとする。

地方衛生研究所等は、その職員に対し、国立健康危機管理研究機構が行う研修、技術的支援その他の必要な支援を受ける機会を与える。

るよう努めるものとする。

第二十七条中「前条の規定に基づいて実施する措置」を「前条第一項に規定する措置、同条第二項の規定による協力及び同条第三項の規定による機会の付与」に改める。

(国立国会図書館法(一部改正)

第三条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一原子力損害賠償・廃炉等支援機構の項の次に次のように加える。

国立健康危機管理研究機構法(令和五年法律第 号)

国立健康危機管理研究機構

国立健康危機管理研究機構法(令和五年法律第 号)

(医療法の一部改正)

第四条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第七項中「もの」の下に「及び国立健康危機管理研究機構」を加える。

(土地収用法の一部改正)

第五条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十四号中、「国立研究開発法人国際医療研究センター」を削り、「国立研究開発法人国際医療研究センター」の下に「国立健康危機管理研究機構」を加え、同条第三十

四号の三中「国立研究開発法人国際医療研究センター」を削り、「若しくは第三号、第七十七条第一号又は第十八条第一号」を「又は第十七

二号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三十四の四 国立健康危機管理研究機構が国

立健康危機管理研究機構法(令和五年法律第 号)第二十三条第一項第一号、第

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正)

第八条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第五十六条の三第二項中「その他」を「国立健康危機管理研究機構その他」に改める。

第五十六条の三十九第三項中「国立研究開発法人国際医療研究センター」を「国立健康危機管理研究機構」に改める。

第六十五条条の三の次に次の二条を加える。

(機構への事務の委託)

第六十五条の四 厚生労働大臣は、国立健康危機管理研究機構(以下この条及び次条において「機構」という。)に、次に掲げる事務を行わせるものとする。ただし、報告又は届出の受理以外の事務については、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一 第十二条第二項(同条第四項、第九項及び第十項において準用する場合を含む。)の規定による事務

二 第十三第三項(同条第五項及び第七項において準用する場合を含む。)の規定による事務

三 第十四条第三項(同条第九項において準用する場合を含む。)及び第七項の規定による事務(同項の規定による通知を除く。)

四 第十四条の二第四項及び第五項の規定による事務(同項の規定による請求を除く。)

五 第十五条第二項、同条第六項において準用する同条第三項並びに同条第八項、第十項、第十一項、第十三項、第十五項及び第

十六項の規定による事務(同条第三項及び同条第六項において準用する同条第三項及び同条第十五項による通知を除く。)

六 第十五条の二第二項の規定による事務

七 第十五条の三第二項及び第三項の規定による事務

八 第十六条第一項の規定による事務

九 第十六条の三第二項、第四項及び第八項から第十項まで並びに同条第十一項において準用する同条第五項及び第六項の規定による事務(同条第二項の規定による勧告、

同条第四項の規定による検体の採取、同条第九項の規定による求め及び同条第十一項において準用する同条第五項及び第六項の規定による事務(同条第二項の規定による検体の採取、同条第十一項において準用する同条第五項の規定による通知を除く。)

十 第二十六条の三第二項、第四項及び第六項から第八項までの規定による事務(第五十条から第七項の規定により実施される場合を含み、第二十六条の三第二項の規定による命令、同条第四項の規定による検体又は感染症の病原体の除去及び同条第七項の規定による求めを除く。)

十一 第二十六条の四第二項、第四項及び第六項から第八項までの規定による事務(第五十条から第七項の規定により実施される場合を含み、第二十六条の三第二項の規定による命令、同条第四項の規定による検体又は感染症の病原体の除去及び同条第七項の規定による求めを除く。)

十二 第三十六条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定による事務(同条第三項において準用する同条第一項の規定による通知を除く。)

| |
|--|
| 務及び同条第九項の規定による事務(同条第四項の規定による報告に係るものに限る。) |
| 十四 第三十六条の八第三項の規定による事務及び同条第五項の規定による事務(同条第三項の規定による報告に係るものに限る。) |
| 十五 第四十四条の二第二項の規定による事務感染症の発生の予防又はそのまん延の防止に必要な情報の公表に限る。) |
| 十六 第四十四条の三の五第一項、第二項、第四項及び第五項並びに同条第六項において準用する第二十六条の三第一項及び第三項の規定による事務(第五十条の六第一項の規定による要請、同条第二項の規定による通知及び同条第五項の規定による求め並びに同条第六項において準用する第二十六条の三第一項の規定による命令及び第四十四条の三の五六項における第二十六条の三第三項の規定による検体又は感染症の病原体の収去を除く。) |
| 十七 第四十四条の三の六の規定による事務 |
| 十八 第四十四条の六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定による事務 |
| 十九 第四十四条の七第一項の規定による事務指定感染症の発生の予防又はそのまん延の防止に必要な情報の公表に限る。) |
| 二十 第四十四条の十第一項の規定による事務(新感染症の発生の予防又はそのまん延の防止に必要な情報の公表に限る。) |
| 二十一 第四十四条の十一第二項、第四項及び第六項から第八項まで並びに同条第十項において準用する第十六条の三第五項及び |

| |
|---|
| 第六項の規定による事務(第四十四条の十二第二項の規定による勧告、同条第七項の規定による検体の採取、同条第七項の規定による求め及び同条第十項において準用する第十六条の三第五項の規定による通知を除く。) |
| 二十二 第五十条の六第一項、第二項、第四項及び第五項並びに同条第六項において準用する第二十六条の三第一項及び第三項の規定による事務(第五十条の六第一項の規定による要請、同条第二項の規定による通知及び同条第五項の規定による求め並びに同条第六項において準用する第二十六条の三第一項の規定による命令及び第五十条の六第六項において準用する第二十六条の三第三項の規定による命令及び第五十条の六第六項において準用する第二十六条の三第四項若しくは第四十四条の十一第四項の規定による検体の採取又は第二十六条の三第四項若しくは第四十四条の三第五第六項若しくは第五十条の六第六項において準用する第二十六条の三第三項の規定による検体若しくは感染症の病原体の収去又は調査を行う第一項又は第二項に規定する検体の採取等を行ったときは、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。 |
| 二十三 第五十条の七の規定による事務 |
| 二十四 第五十二条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定による事務 |
| 二十五 第五十六条第二項の規定による事務 |
| 二十六 第四十四条の九第一項の規定により実施する前各号(第十五号及び第十九号から第二十四号までを除く。)に掲げる事務 |
| 二十七 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務 |

| |
|---|
| 2 厚生労働大臣は、機構が天災その他の事由により前項各号に掲げる事務の全部又は一部を実施することが困難又は不適当となったと認めるとときは、同項各号に掲げる事務の全部又は一部を自ら行うものとする。 |
| 3 第一項第五号の規定による質問若しくは調査 |
| 3 第一項第五号の規定による機構の職員が第一項第二項の規定による質問若しくは調査 |
| 3 第一項第五号の規定による機構の職員が第一項第二項の規定による質問若しくは調査 |
| 3 第一項第五号の規定による機構の職員が第一項第二項の規定による質問若しくは調査 |

| |
|--|
| を行なうとき、又は同号の規定により同条第六項の規定により派遣された機構の職員が同条第一項の規定による質問若しくは調査を行なうときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 |
| 4 機構は、前項の規定による指示に従つて検体の採取等を行つたときは、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。 |
| 5 第二項の規定により機構の職員が質問又は調査を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 |
| 6 機構が行う第一項又は第二項に規定する検体の採取、検体若しくは感染症の病原体の収去又は調査に係る処分については、厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。 |
| 7 前各項に定めるもののほか、機構による検体の採取等の実施に必要な事項は、厚生労働省令で定める。 |
| 8 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正 |
| 第九条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律平成十三年法律第百四十号の一部を次のように改正する。 |
| 別表第一原子力損害賠償・廃炉等支援機構の項の次に次のように加える。 |

(食品安全基本法の一部改正)
第十条 食品安全基本法(平成十五年法律第四十
八号)の一部を次のように改正する。

第二十六条中「独立行政法人」の下に「その他
特別の法律により設立された法人」を加える。
第二十七条第三項中「第十二条」の下に「若し
くは国立健康危機管理研究機構法(令和五年法
律)

(個人情報の保護に関する法律の一部改正)
第十一条 個人情報の保護に関する法律(平成十
五年法律第五十七号)の一部を次のように改
正する。

別表第一原子力損害賠償・廃炉等支援機構の
項の次に次のように加える。

| | |
|--------------|-----------------------------|
| 国立健康危機管理研究機構 | 国立健康危機管理研究機構法(令和五年法律第 号) |
|--------------|-----------------------------|

別表第二国立研究開発法人の項の次に次のように加える。

| | |
|--------------|---------------|
| 国立健康危機管理研究機構 | 国立健康危機管理研究機構法 |
|--------------|---------------|

(科学技術・イノベーション創出の活性化に関
する法律の一部改正)

第十二条 科学技術・イノベーション創出の活性
化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)の
一部を次のように改正する。

目次中「研究開発法人に対する」を「研究開發
法人に対する」に改める。

第二条第九項中「という。」の下に「又は特殊
法人(法律により直接に設立された法人又は特
別の法律により特別の設立行為をもつて設立さ
れた法人であつて、総務省設置法(平成十一年
法律第九十一号)第四条第一項第八号の規定の
適用を受けるものをいう。」を加える。

第二十七条の二第一項中「研究開発法人」を
「研究開発独立行政法人(うち、独立行政法人
であるものをいう。以下同じ。)」に改める。

第三十三条、第三十四条の四第三項、第三十
四条の五(見出しを含む。)、第三十四条の六の
見出し並びに同条第一項及び第二項、第七章の

第十六条を削る。

第十七条中「第三条第五項」を「第三条第四項」
に改め、同条を第十六条とする。

第十八条中「第三条第六項」を「第三条第五項」
に改め、同条を第十七条とし、第十八条の二を
第十八条とする。

第十九条中「第十八条」を「第十七条」に改
め、「同項」を「国家公務員退職手当法第二条第
二項」に改める。

第二十条第一項中「第十八条の二」を「第十八
条」に改める。

第二十四条第一項中「第十七条第一号若し
くは第二号又は第十八条第一号」を「又は第十七
条第一号」に改める。

第三十条第一号中「国立国際医療研究セン
ターにあつては第十六条及び第十九条」を削
除する。

(公文書等の管理に関する法律の一部改正)
第十四条 公文書等の管理に関する法律(平成二
十一年法律第六十六号)の一部を次のように改
正する。

別表第一原子力損害賠償・廃炉等支援機構の
項の次に次のように加える。

| | |
|--------------|-----------------------------|
| 国立健康危機管理研究機構 | 国立健康危機管理研究機構法(令和五年法律第 号) |
|--------------|-----------------------------|

(新型インフルエンザ等対策特別措置法の一
部改正)

第十五条 新型インフルエンザ等対策特別措置法
(平成二十四年法律第三十一号)の一部を次によ
うに改正する。

第二条第七号中「いう。」の下に「国立健康
危機管理研究機構」を加える。

第十三条 高度専門医療に関する研究等を行う國
立研究開発法人に関する法律(平成二十年法律
第九十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第二号ハ中「第十六条第八項」を
「第十六条第九項」に改める。

「第十三条第一項中「及び地方公共団体」を
「、地方公共団体及び国立健康危機管理研究機
構」に改める。

第十六条中第十二項を第十三項とし、第十一
項を第十二項とし、同条第十項中「第十二項」を
「第十三項」に改め、同項を同条第十一項とし、
同条第九項を第十項とし、第八項を第九項と
し、第七項の次に次の二項を加える。

第三条中第四項を削り、第五項を第四項と
し、第六項を第五項とする。

第五条第二項中第四号を削り、第五号を第四号と
し、第六号を第五号とする。

第三条中第四項を削り、第五項を第四項と
し、第六項を第五項とする。

第十六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二
十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第一号中「日本年金機構」の

り、「第十七条」を「第十六条」に、「第十八条」を
「第十七条」に改める。

附則第五条第三項中「の職員としての」を「(國
立健康危機管理研究機構法(令和五年法律
第号)附則第十六条第一項の規定により
解散した旧国立国際医療研究センターを含む。
以下この項において同じ。)の職員としての」

に、「同項」を「国家公務員退職手当法第二条第
二項」に改める。

第二十条第三項中「並びに都道府県知事等」を
「、都道府県知事等並びに」を削る。

第三十三条第一項中「並びに都道府県知事等」を
「(國立健康危機管理研究機構)に改め、「、都
道府県知事等並びに」を削る。

第十六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二
十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第一号中「日本年金機構」の

官報(号外)

| | |
|--|---|
| (法 人 税 法 の 一 部 改 正) | 第三百四十八条第六項中「及び福島国際研究教育機構」を「日本年金機構及び国立健康危機管理研究機構」に改める。 |
| (印 紙 税 法 の 一 部 改 正) | 第三百四十九条第一項第一号中「日本年金機構」を「日本年金機構及び国立健康危機管理研究機構」に改める。 |
| (登 録 免 許 税 法 の 一 部 改 正) | 第三百四十九条第一項第一号中「日本年金機構」を「日本年金機構及び国立健康危機管理研究機構」に改める。 |
| (登 録 免 許 税 法 の 一 部 改 正) | 第三百四十九条第一項第一号中「日本年金機構」を「日本年金機構及び国立健康危機管理研究機構」に改める。 |
| (登 録 免 許 税 法 の 一 部 改 正) | 第三百四十九条第一項第一号中「日本年金機構」を「日本年金機構及び国立健康危機管理研究機構」に改める。 |
| （消費税法の一部改正） | 第三百四十九条第一項第一号中「日本年金機構」を「日本年金機構及び国立健康危機管理研究機構」に改める。 |
| （第二十一条 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。別表第三第一号の表国民年金基金及び国民年金基金連合会の項の次に次のように加える。） | 第三百四十九条第一項第一号中「日本年金機構」を「日本年金機構及び国立健康危機管理研究機構」に改める。 |
| （第二十条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。別表第二港務局の項の次に次のように加える。） | 第三百四十九条第一項第一号中「日本年金機構」を「日本年金機構及び国立健康危機管理研究機構」に改める。 |
| （第二十一条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。別表第二港務局の項の次に次のように加える。） | 第三百四十九条第一項第一号中「日本年金機構」を「日本年金機構及び国立健康危機管理研究機構」に改める。 |
| （第二十二条 国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第号）） | 第三百四十九条第一項第一号中「日本年金機構」を「日本年金機構及び国立健康危機管理研究機構」に改める。 |

| 附則 | |
|--|--|
| 第一条 この法律は、国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。 | （施行期日） |
| （国立国際医療研究センターの役職員から引き続き国立健康危機管理研究機構の役職員となつた者についての国家公務員共済組合法の適用に関する経過措置） | （法 人 税 法 の 一 部 改 正） |
| 第二条 施行日の前日に国立研究開発法人国立国際医療研究センター（以下「国立国際医療研究センター」という。）の役員又は職員として在職する者（同日において国家公務員共済組合法第二百二十四条の三の規定により読み替えて適用する同法第二条第一項に規定する職員及びその所管する独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人のうち國家公務員共済組合法別表第二に掲げるものの同法第二百二十四条の三の規定により同号に規定する職員とみなされる者をもつて組織された国家公務員共済組合（以下「この項目及び第三項において「厚生労働省第二共済組合」という。）の組合員であるものに限る。）が施行日において引き続いて国立健康危機管理研究機構の役員又は職員（同条の規定により同号に規定する職員又は職員（同項において「厚生労働省第二共済組合」という。）の組合員であるものに限る。）が施行日において引き続いて国立健康危機管理研究機構の役員又は職員として在職する者（同日において厚生労働省第二共済組合の組合員であるものに限る。）が施行日において引き続いて機構の役職員又はその遺族が第一項に規定する期限内に同項の申出を行なった場合には、当該機構の役職員は、国家公務員共済組合法の適用については、施行日の前日に同法第二条第一項第四号に規定する退職をしたものとみなす。 | （印 紙 税 法 の 一 部 改 正） |
| （第三条 国立国際医療研究センターの役員又は職員であった者に係るその職務上知ることのできる秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。） | （第三条 国立国際医療研究センターの役員又は職員（同項において「厚生労働省第二共済組合」といふ。）の組合員である場合にあって、かつ、引き続き施行日以後において機構の役職員である場合には、同法の規定の適用については、当該機構の役職員は、施行日から起算して二十日を経過する日（正当な理由があると厚生労働省第二共済組合が認めた場合には、その認めた日）までに厚生労働省第二共済組合に申出をしたときは、施行日以後引き続く当該機構の役職員である期間厚生労働省第二共済組合を組織する同号に規定する職員に該当するものとする。 |
| （第四条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。） | （第四条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。 |

官 報 (号 外)

令和五年五月十八日 衆議院会議録第二十六号

五六

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

国立健康危機管理研究機構法の施行に伴い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律その他関係法律について、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国立健康危機管理研究機構法の施行に伴い、感

染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律その他関係法律について、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

二 議案の可決理由

国立健康危機管理研究機構法の施行に伴い、関係法律について、所要の規定の整備を行うことは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決したこと。

右報告する。

令和五年五月十七日

厚生労働委員長 三ツ林裕巳

衆議院議長 細田 博之殿

一 議案の目的及び要旨

国立健康危機管理研究機構法の施行に関する報告書

1 本案は、国立健康危機管理研究機構法の施行に伴い、関係法律について、所要の規定の整備を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 地域保健法において、地方衛生研究所等を明記し、情報提供及び人材育成等における地方衛生研究所等と国立健康危機管理研究機構（以下「機構」という。）との連携に係る規定を整備すること。

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における厚生労働大臣の事務等について、その一部を機構に行わせるため、機構への事務の委託等の所要の規定を整備すること。

3 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府対策本部の会議への機構の長その他の役員の出席及び意見聴取について、所要の規定を設けること。

4 国立研究開発法人国立国際医療研究セン

国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

ターの解散及び機構の設立に伴う関係法律の所要の規定を整備すること。

5 この法律は、一部の規定を除き、国立健康危機管理研究機構法の施行の日から施行する

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五-八四四五番五号
二東京都港区虎ノ門二丁目
独立行政法人国立印刷局

電話
03 (3587) 4294

定価
本号一部
配本体
送二二〇〇円
料別